

笠置町地域防災計画

平成 27 年 3 月

笠置町防災会議

笠置町地域防災計画

—目次—

第1部 総則	1
第1章 目的.....	1
第2章 計画の理念.....	1
第3章 計画の修正.....	2
第4章 計画の用語.....	2
第5章 計画の周知徹底.....	2
第6章 計画の運用.....	3
第7章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第8章 笠置町の概況と災害の記録.....	9
第1節 位置と概況.....	9
第2節 地形、地質及び地盤.....	9
第3節 社会条件.....	13
第4節 災害の特性.....	14
第5節 各区の防災上の課題.....	16
第9章 震災の想定.....	18
第10章 防災ビジョン.....	19
第1節 基本方針.....	19
第2節 基本目標.....	19
第3節 防災施策の大綱.....	19
第2部 災害予防計画	23
第1章 気象予警報伝達計画.....	23
第1節 計画の方針.....	23
第2節 計画の内容.....	23
第2章 地震に関する情報の伝達計画.....	35
第1節 計画の方針.....	35
第2節 計画の内容.....	35
第3章 情報連絡通信網の整備計画.....	38
第1節 現況.....	38
第2節 計画の方針.....	40
第3節 計画の内容.....	40
第4章 河川防災計画.....	42
第1節 現況.....	42
第2節 計画の方針.....	42
第3節 計画の内容.....	42
第5章 林地保全計画.....	44
第1節 現況.....	44
第2節 計画の方針.....	45
第3節 計画の内容.....	45
第6章 砂防関係対策計画.....	46
第1節 総則.....	46
第2節 京都府総合土砂災害対策推進連絡会の連絡調整.....	46

第3節	土砂災害における警戒避難体制	46
第4節	京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）の活用	48
第5節	土石流対策計画	50
第6節	地すべり対策計画	53
第7節	急傾斜地崩壊対策計画	55
第7章	農業用施設防災計画	58
第1節	現況	58
第2節	計画の方針	58
第3節	計画の内容	58
第8章	道路及び橋梁防災計画	60
第1節	計画の方針	60
第2節	計画の内容	60
第9章	防災営農対策計画	61
第1節	現況	61
第2節	計画の方針	61
第3節	計画の内容	61
第10章	建造物防災計画	62
第1節	現況	62
第2節	計画の方針	62
第3節	計画の内容	62
第11章	文化財災害予防計画	63
第1節	現況	63
第2節	計画の方針	64
第3節	計画の内容	64
第12章	危険物等保安計画	65
第1節	現況	65
第2節	計画の方針	65
第3節	計画の内容	65
第13章	消防組織整備計画	67
第1節	現況	67
第2節	計画の方針	69
第3節	計画の内容	69
第14章	鉄道施設防災計画	72
第1節	現況	72
第2節	計画の方針	72
第3節	計画の内容	72
第15章	通信施設防災計画	73
第1節	現況	73
第2節	計画の方針	73
第3節	計画の内容	73
第16章	電気施設防災計画	75
第1節	現況	75
第2節	計画の方針	75
第3節	計画の内容	75
第17章	資材器材等整備計画	77
第1節	現況	77
第2節	計画の方針	77

第3節	応急復旧資材確保計画	77
第4節	食料及び生活必需品の確保計画	78
第18章	防災知識普及計画	82
第1節	計画の方針	82
第2節	計画の内容	82
第19章	防災訓練・調査計画	85
第1節	防災訓練計画	85
第2節	防災調査計画	86
第20章	自主防災組織整備計画	87
第1節	現況	87
第2節	計画の方針	87
第3節	計画の内容	88
第21章	社会福祉施設防災計画	90
第1節	現況	90
第2節	計画の方針	90
第3節	計画の内容	90
第22章	交通対策及び輸送計画	91
第1節	現況	91
第2節	計画の方針	91
第3節	計画の内容	91
第23章	医療助産計画	93
第1節	現況	93
第2節	計画の方針	93
第3節	計画の内容	93
第24章	高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画	95
第1節	計画の方針	95
第2節	計画の内容	95
第25章	廃棄物処理に係る防災体制の整備	98
第1節	計画の方針	98
第2節	計画の内容	98
第26章	行政機能維持対策計画	99
第1節	計画の方針	99
第2節	防災中枢機能等の確保、充実	99
第3節	各種データの整備保全	99
第27章	ボランティアの登録・支援等計画	100
第1節	計画の方針	100
第2節	計画の内容	100
第28章	広域応援体制の整備	102
第1節	計画の方針	102
第2節	計画の内容	102
第29章	水道施設防災計画	103
第1節	現況	103
第2節	計画の方針	103
第3節	計画の内容	103
第30章	学校等の防災計画	104
第1節	計画の方針	104
第2節	計画の内容	104

第31章 避難に関する計画	106
第1節 現況	106
第2節 計画の方針	106
第3節 計画の内容	106
第32章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	114
第1節 計画の方針	114
第2節 観光客・帰宅困難者への啓発	114
第3節 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立	114
第4節 事業所等への要請	114
第5節 観光客への支援の検討	114
第33章 集中豪雨対策に関する計画	115
第1節 計画の方針	115
第2節 ソフト対策の推進・検討	115
第3節 総合的な集中豪雨対策の促進	115
第34章 地震防災緊急事業5箇年計画の推進に関する計画	116
第3部 災害応急対策計画（一般計画編）	117
第1章 災害対策本部等運用計画	117
第1節 計画の方針	117
第2節 町の活動体制	117
第2章 動員計画	122
第1節 計画の方針	122
第2節 計画の内容	122
第3章 通信情報連絡活動計画	125
第1節 計画の方針	125
第2節 災害規模の早期把握のための活動	125
第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達	126
第4節 通信手段の確保	128
第5節 災害現地調査計画	133
第4章 災害広報広聴計画	134
第1節 計画の方針	134
第2節 計画の内容	134
第5章 災害救助法の適用計画	136
第1節 計画の方針	136
第2節 計画の内容	136
第6章 消防活動計画	139
第1節 計画の方針	139
第2節 計画の内容	139
第7章 水防計画	143
第1節 計画の方針	143
第2節 計画の内容	143
第8章 避難に関する計画	147
第1節 計画の方針	147
第2節 計画の内容	147
第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	158
第1節 計画の方針	158
第2節 災害時の措置	158

第10章 食料供給計画	159
第1節 計画の方針	159
第2節 計画の内容	159
第11章 生活必需品等供給計画	162
第1節 計画の方針	162
第2節 計画の内容	162
第12章 給水計画	164
第1節 計画の方針	164
第2節 計画の内容	164
第13章 住宅対策計画	167
第1節 計画の方針	167
第2節 計画の内容	167
第14章 医療助産計画	169
第1節 計画の方針	169
第2節 計画の内容	169
第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画	172
第1節 計画の方針	172
第2節 計画の内容	172
第16章 救出救護計画	176
第1節 計画の方針	176
第2節 計画の内容	176
第17章 障害物除去計画	178
第1節 計画の方針	178
第2節 計画の内容	178
第18章 廃棄物処理計画	179
第1節 計画の方針	179
第2節 計画の内容	179
第19章 文教応急対策計画	181
第1節 計画の方針	181
第2節 計画の内容	181
第20章 輸送計画	184
第1節 計画の方針	184
第2節 輸送力の確保	184
第3節 輸送の方法	184
第4節 緊急通行車両の取扱い	185
第5節 救助法による輸送基準	185
第6節 人員及び救助物資等の輸送	185
第7節 ヘリコプター発着及び物資投下可能地点の選定	185
第21章 交通規制に関する計画	188
第1節 計画の方針	188
第2節 計画の内容	188
第22章 災害警備計画	192
第1節 計画の方針	192
第2節 計画の内容	192
第23章 危険物等応急対策計画	193
第1節 計画の方針	193
第2節 計画の内容	193

第 24 章 鉄道施設応急対策計画	195
第 1 節 計画の方針	195
第 2 節 計画の内容	195
第 25 章 通信施設応急対策計画	196
第 1 節 計画の方針	196
第 2 節 計画の内容	196
第 26 章 電気・水道施設応急対策計画	197
第 1 節 計画の方針	197
第 2 節 計画の内容	197
第 27 章 農林関係応急対策計画	198
第 1 節 計画の方針	198
第 2 節 計画の内容	198
第 28 章 労務供給計画	199
第 1 節 計画の方針	199
第 2 節 計画の内容	199
第 29 章 自衛隊災害派遣計画	202
第 1 節 計画の方針	202
第 2 節 計画の内容	202
第 30 章 職員派遣要請計画	205
第 1 節 計画の方針	205
第 2 節 計画の内容	205
第 31 章 義援金品受付配分計画	206
第 1 節 計画の方針	206
第 2 節 計画の内容	206
第 32 章 社会福祉施設応急対策計画	208
第 1 節 計画の方針	208
第 2 節 計画の内容	208
第 33 章 笠置町災害支援対策本部運用計画	209
第 1 節 計画の方針	209
第 2 節 計画の内容	209
第 34 章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画	210
第 1 節 計画の方針	210
第 2 節 計画の内容	210
第 35 章 環境保全に関する計画	212
第 1 節 計画の方針	212
第 2 節 環境影響の応急及び拡大防止措置	212
第 36 章 ボランティア受入れ計画	213
第 1 節 計画の方針	213
第 2 節 計画の内容	213
第 37 章 文化財等の応急対策	214
第 1 節 応急対策の方針	214
第 2 節 応急対策の内容	214
第 38 章 原子力災害対策	215
第 1 節 計画の方針	215
第 2 節 計画の内容	215
第 39 章 社会秩序の維持に関する計画	216
第 1 節 計画の方針	216

第2節 関係機関の緊密な情報交換	216
第3節 町の活動	216
第4部 災害応急対策計画（震災対策編）	217
第1章 災害対策本部等運用計画	217
第1節 計画の方針	217
第2節 町の活動体制	217
第2章 動員計画	222
第1節 計画の方針	222
第2節 計画の内容	222
第3章 通信情報連絡活動計画	225
第4章 災害広報広聴計画	225
第5章 自衛隊災害派遣計画	225
第6章 救出救護計画	225
第1節 計画の方針	225
第2節 計画の内容	225
第7章 労務供給計画	225
第8章 職員派遣要請計画	225
第9章 医療助産計画	225
第10章 消防活動計画	226
第1節 地震発生時の消防活動の基本方針	226
第2節 消防団の初動体制	226
第11章 災害救助法の適用計画	226
第12章 輸送計画	227
第13章 交通規制に関する計画	227
第14章 避難に関する計画	227
第15章 観光客保護帰宅困難者対策計画	227
第16章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画	227
第17章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画	227
第18章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画	227
第19章 地震被災建築物等応急危険度判定計画	228
第1節 計画の方針	228
第2節 計画の内容	228
第20章 鉄道施設応急対策計画	230
第1節 計画の方針	230
第2節 地震発生時の列車措置	230
第21章 通信施設応急対策計画	230
第1節 計画の方針	230
第2節 計画の内容	230
第22章 電気・水道施設応急対策計画	231
第1節 計画の方針	231
第2節 電気施設（関西電力株式会社）	231
第3節 水道施設	231
第23章 社会福祉施設応急対策計画	232
第24章 災害警備に関する計画	232
第25章 危険物等応急対策計画	232
第26章 住宅対策計画	232
第27章 障害物除去計画	232

第 28 章 廃棄物処理計画	232
第 29 章 水防計画	233
第 1 節 計画の方針	233
第 2 節 計画の内容	233
第 30 章 環境保全に関する計画	234
第 31 章 文教応急対策計画	234
第 1 節 事前計画の策定が必要な事項	234
第 32 章 ボランティア受入れ計画	234
第 33 章 義援金品受付配分計画	234
第 34 章 文化財等の応急対策	234
第 35 章 社会秩序の維持に関する計画	234
第 5 部 災害復旧・復興計画	235
第 1 章 生活確保対策計画	235
第 1 節 計画の方針	235
第 2 節 職業あっせん計画	235
第 3 節 租税等の徴収猶予及び減免等に関する計画	235
第 4 節 融資計画	235
第 5 節 災害弔慰金支給計画	236
第 6 節 被災者生活再建支援金支給計画	237
第 7 節 金融措置計画	239
第 8 節 郵政事業計画	239
第 9 節 リ災証明書の交付	239
第 10 節 被災者台帳の作成	241
第 2 章 公共土木施設復旧計画	242
第 1 節 計画の方針	242
第 2 節 計画の内容	242
第 3 章 農林水産業施設復旧計画	243
第 1 節 計画の方針	243
第 2 節 計画の内容	243
第 4 章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	245
第 1 節 計画の方針	245
第 2 節 計画の内容	245
第 5 章 住宅復興計画	248
第 1 節 計画の方針	248
第 2 節 町の計画	248
第 6 章 中小企業復興計画	250
第 1 節 計画の方針	250
第 2 節 計画の内容	250
第 7 章 風評被害対策	251
第 8 章 文教復旧計画	252
第 1 節 計画の方針	252
第 2 節 学校等の施設の復旧計画	252
第 3 節 教育活動の再開	252
第 9 章 文化財等の復旧計画	253
第 10 章 激甚災害の指定に関する計画	254
第 1 節 計画の方針	254

第2節 計画の内容	254
第11章 災害復興対策計画	255
第1節 計画の方針	255
第2節 復興方針の策定等	255
第6部 南海トラフ地震防災対策推進計画	257
第1章 総則	257
第1節 計画の方針	257
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	259
第2章 地域における防災力の向上	260
第1節 計画の方針	260
第2節 計画の内容	260
第3章 地震防災上必要な教育及び広報	262
第1節 計画の方針	262
第2節 計画の内容	262
第4章 防災訓練	265
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等	266
第1節 計画の方針	266
第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進	267
第1節 計画の方針	267
第2節 計画の内容	267
第7章 関係者との連携協力の確保	269
第1節 広域防災体制の確立	269
第2節 防災体制に関する事項	269

第1部 総則

第1章 目的

この計画は、災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、笠置町防災会議が作成する計画であって、笠置町の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の総合的な防災計画を策定し、町の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第2章 計画の理念

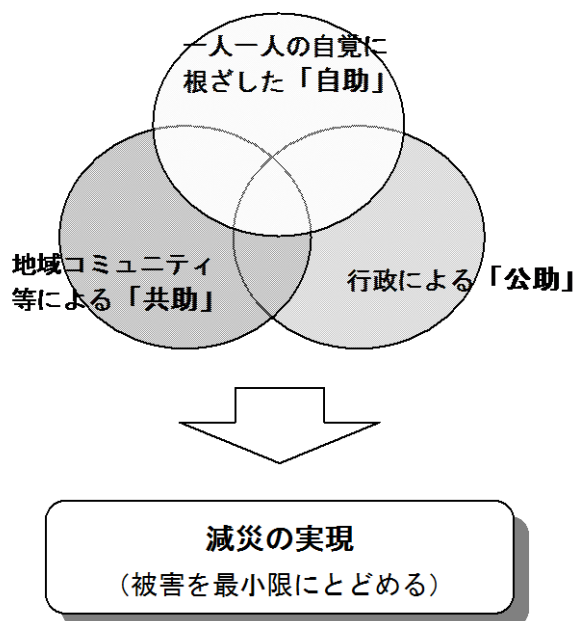
この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- (1) 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、京都BCPにより、早期の復旧・復興に努める。
- (2) 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- (3) 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- (4) 災害対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- (5) 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- (6) 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。

また、近年の豪雨災害や阪神淡路大震災の教訓では、「自分の命は自分で守る」、「隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さ」等が重要な防災対策の根幹をなすことが示されており、「自助・公助・共助」の連動について、その必要性が指摘されている。

自助：住民一人ひとりが自分自身を守ること 公助：行政が住民を災害から守ること 共助：地域社会がお互いを災害から守ること

したがって、これらのことを基調とし、町は、「自助・公助・共助」の3つの役割がそれぞれ主体的に動き出し、相互に連携しあう防災協働社会の構築を目指すことを基本理念とする。



第3章 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について笠置町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を笠置町防災会議に提出するものとする。

第4章 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町：笠置町
- (2) 町本部：笠置町災害対策本部
- (3) 消防団：笠置町消防団
- (4) 消防本部：相楽中部消防組合消防本部
- (5) 町防災計画：笠置町地域防災計画
- (6) 府：京都府
- (7) 府本部：京都府災害対策本部
- (8) 府支部：京都府災害対策本部の支部
- (9) 府防災計画：京都府地域防災計画
- (10) 災対法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (11) 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）

第5章 計画の周知徹底

この計画は、笠置町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研修、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

さらに、笠置町防災担当職員は、防災意識の充実及び知識の普及を行うために、職員、学校教育機

関、住民、防災上重要な施設管理者及び自主防災組織に対して、指導に努めるものとする。

第6章 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理する。

第1 笠置町

- (1) 笠置町防災会議及び笠置町災害対策本部に関する事項
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (8) 避難準備情報、避難勧告、避難指示
- (9) 災害の防除と拡大の防止
- (10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (11) 指定避難所における良好な生活環境の確保
- (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (13) 被災企業等に対する融資等の対策
- (14) 被災町管理施設の応急対策
- (15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害対策要員の動員
- (18) 災害時における交通、輸送の確保
- (19) 被災施設の復旧
- (20) 近隣市町村、その他防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整
- (21) 被災者の援護を図るための措置
- (22) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相援に関する協定の締結

第2 府、山城広域振興局、山城教育局、木津警察署

- (1) 府防災会議及び府災害対策支部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境整備その他住民の自発的な防災活動の促進

- (7) 避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等に係る助言
- (8) 災害の防除と拡大の防止
- (9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (11) 被災企業等に対する融資等の対策
- (12) 被災府営施設の応急対策
- (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (14) 災害時における文教対策
- (15) 災害時における公安の維持
- (16) 災害対策要員の動員
- (17) 災害時における交通、輸送の確保
- (18) 被災施設の復旧
- (19) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、あっせん等
- (20) 前各号の目的を達するための地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3 相楽中部消防組合消防本部

- (1) 消防に関する組織の整備
- (2) 災害通信伝達体制の整備
- (3) 消防に関する教育及び訓練
- (4) 消防に関する物資、資機材の整備
- (5) 災害応急措置及び被害拡大の防止措置
- (6) 消防施設の災害復旧
- (7) その他町の地域に係る災害の予防及び災害応急対策に関し、笠置町防災会議が必要と認める事務又は業務の実施

第4 指定地方行政機関

1 近畿地方整備局

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予報警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害防止に関すること
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること

2 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害状況の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん指導

- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け
- (7) 生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給

3 大阪管区気象台

- (1) 気象、地象及び水象の観測並びのその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象及び水象の予報並びに警報の発表
- (3) 気象、地象及び水象の資料及び状況の収集並びに発表

第5 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第4施設団、海上自衛隊舞鶴地方隊）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第6 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社（京都支店）、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンクモバイル株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

2 日本赤十字社（京都府支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
- (2) 災害時における被災者の救護保護
- (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
- (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

3 西日本旅客鉄道株式会社（亀山鉄道部）

- (1) 鉄道施設等の保全
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
- (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力

4 日本放送協会（京都放送局）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予報警報の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

5 関西電力株式会社（京都支店）

- (1) ダム施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給
- (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- (4) 放射性物質対策

6 日本銀行（京都支店）

(1) 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導

7 日本通運株式会社（京都支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

8 水資源機構（関西支社）

(1) ダム施設等の整備と防災管理

9 日本郵便株式会社（京都中央郵便局）

- (1) 災害時における郵便物の運送の確保
- (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (3) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (5) 郵便局の窓口業務の維持

第7 指定地方公共機関

1 株式会社京都放送

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予報警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

2 株式会社エフエム京都

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予報警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

3 一般社団法人京都府バス協会、一般社団法人京都府トラック協会

(1) 協会所属各社との連絡調整

4 一般社団法人京都府LPガス協会

- (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
- (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
- (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 自動車運送機関

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

2 報道機関

- (1) 住民に隊知る防災知識の普及と予報警報等の周知
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

3 農業協同組合、森林組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- (2) 被災組合員に対する融資又はあっせん
- (3) 生産資材等の確保又はあっせん

4 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練
- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

5 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

6 液化石油ガス取扱機関

- (1) 液化石油ガスの防災管理
- (2) 災害時における液化石油ガスの供給

7 危険物施設の管理者

- (1) 災害時における危険物等の保安措置

8 笠置町商工会

- (1) 災害時における物価安定についての協力
- (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

9 相楽郡建設業協会

- (1) 災害時における土砂、障害物の撤去等についての協力

10 相楽郡広域事務組合

- (1) 災害時におけるし尿処理の実施

11 社団法人相楽医師会

- (1) 災害時における医療救護の実施

第8章 笠置町の概況と災害の記録

第1節 位置と概況

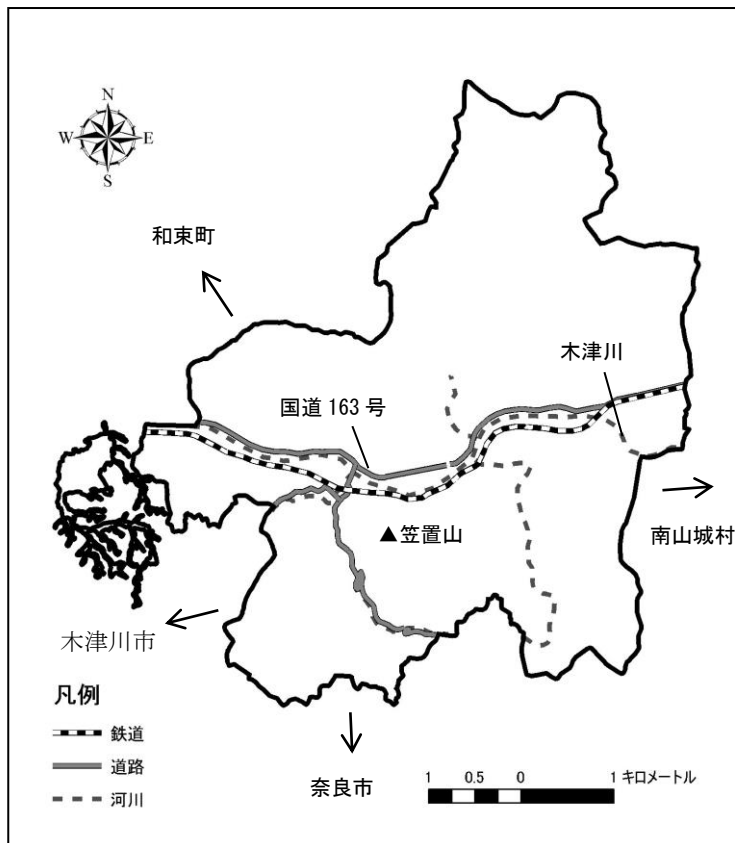
本町は、京都府の南部にあって、北緯34度45分、東経135度56分に位置し、東は南山城村、西は木津川市、北は和束町、南は奈良市に接し、面積23.52km²の町である。

木津川が本町を東西に横断し、その左岸にJR関西本線、右岸に国道163号が通っている。その他主要幹線として、府道笠置公園線、奈良笠置線、笠置山添線がある。

地形は、南に笠置山系、北に国見岳に連なる山々がせまり、その間に木津川が東西に貫流している。そのため、平地は極端に少なく、地形全体が溪谷的な様相を呈しており、いたる所で見受けられる奇石怪石が観光的要素ともなっている。また、山の斜面は急峻で、地質が硬い花崗岩やホルンフェルスであるため、台風や大雨等の時に雨水が大量に木津川に流れ、濁流となり、はん濫するなどの被害に見舞われることがある。

気候は内陸性気候であり、気温の年較差、日較差は比較的大きいが、年平均気温は14～15度、夏は木津川から風が吹き渡り、夜間は過ごしやすい日が続く。

地形的に農業よりも林業が発達していたが、木津川の北側一帯に広がる切山地区は高原的気候で農耕に適している。



第2節 地形、地質及び地盤

第1 地形

町の地形は、中起伏山地（起伏量400～600m）、小起伏山地（起伏量200～400m）、大起伏丘陵（起伏量100～200m）、小起伏丘陵（起伏量100m以下の非火山性丘陵地）、砂礫台地・段丘及びそれらの中に挟まれる扇状地性低地に区分される。

中起伏山地は、有市地区一帯にのみ見られる地形で、横川以東の山地がこれに該当する。また、小起伏山地は、町に最も広く見られる地形で、断層ないしは撓曲によって決定されたとと思われる構造的急斜面が含まれる場所もある。一方、大起伏丘陵、小起伏丘陵、砂礫台地・段丘及びそれらの中に挟まれる扇状地性低地は、木津川沿いに極わずかあるのみである。

なお、特に北部の山地地形には、南山城水害時に著しく崩壊が発生した履歴が残されている。

第2 地質

町の地質は、中生代白亜紀に形成されたと考えられる花崗岩、ホルンフェルス、片麻岩におおむね区分される。

花崗岩は、町に最も広く分布する地層で、町の東部大半を占める。また、ホルンフェルスは、主に木津川の北部に分布しており、町役場周辺に見られる。さらに、片麻岩は木津川の南部に限られ、笠置駅から木津川カントリークラブにいたる急峻な地形を呈する地域に見られる。

これらの岩相の特徴は次のとおりである。

1 花崗岩

領家帯の新旧量花崗岩で黒雲母花崗岩を中心とし、花崗閃緑岩や石英閃緑岩を含む。旧期花崗岩は比較的細粒である。

2 ホルンフェルス（主に笠置北部、南部及び切山地区）

古生層の砂岩、粘土質岩、チャート等が、花崗岩の活動による接触変成作用を受けて形成された黒色緻密の岩石で、含有する鉱物によって片状きん青いしホルンフェルスと片状紅柱石けい線石ホルンフェルスとに分かれる。

3 片麻岩

堆積岩が高変成作用を受けて形成された、造岩鉱物が縞状配列をなす粗粒の岩石である。

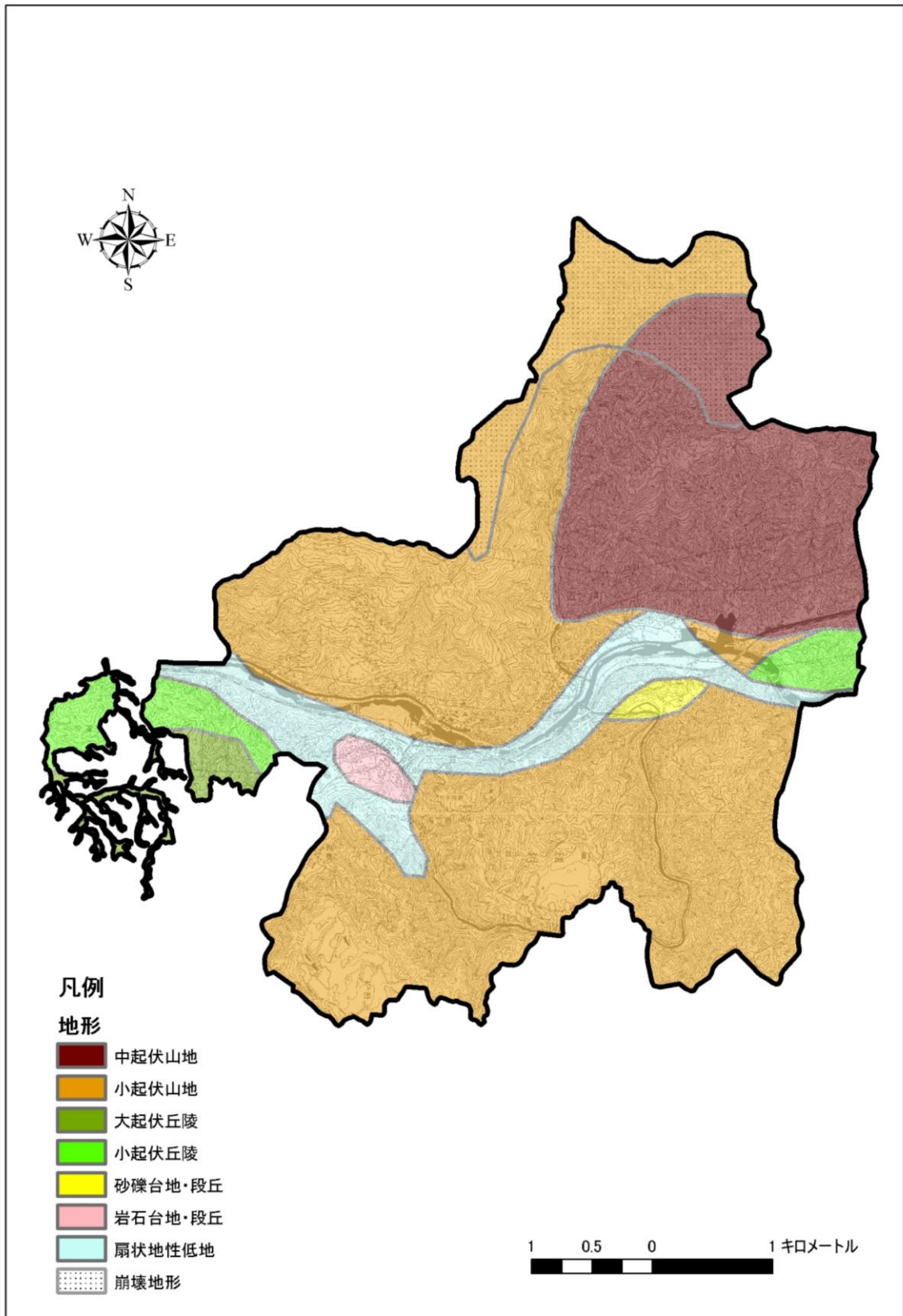


図 地形分類図

※参考：1/200,000土地分類図（地形分類図）「京都府」（国土交通省土地・水資源局国土調査課）

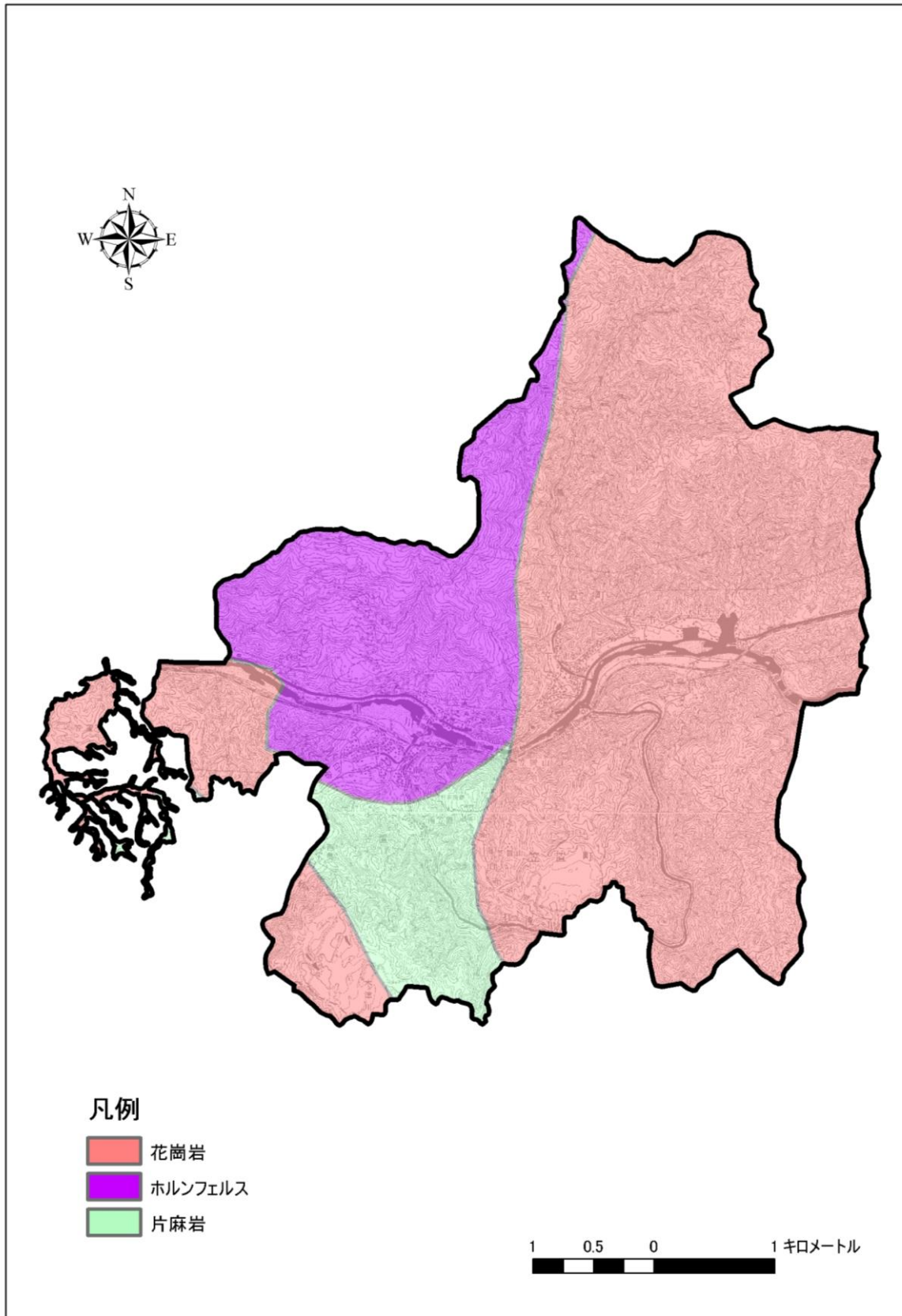


図 表層地質図

※参考：1/200,000土地分類図（表層地質）「京都府」（国土交通省土地・水資源局国土調査課）

第3節 社会条件

第1 人口

昭和30年代に3,000人を超えていた人口は、減少を続け、平成22年実施の国勢調査では1,626人となった。ただし、世帯数は、600～700世帯の間で推移し、微減傾向である。

年齢別人口をみると、65歳以上の人口は年々増加し、総人口に占める割合は、平成22年国勢調査時点で3人当たり1人を超えている。

また、平均世帯人員は、昭和60年の3.51人から平成22年の2.58人へと減少しており、高齢化の進展とともに核家族化が進んでいる。

表 町の人口・世帯（昭和60年～平成22年（国勢調査））

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口（人）	2,429	2,311	2,223	2,056	1,876	1,626
世帯数（世帯）	693	676	688	672	652	631
老年（65歳以上）人口（人）	379	426	489	546	607	613
老年（65歳以上）人口の比率（%）	15.6	18.4	22.0	26.6	32.4	37.7

第2 交通

町域には、国道163号が整備されており、町の中心と郡内町村を結ぶ重要な路線となっている。

国道163号は、大阪府大阪市を起点とし、三重県津市に至る一般国道であり、整備状況は2桁国道に勝るほど良好であるがトラック等の交通量が多く、渋滞する区間もある。なお、町域には750mほどのトンネル区間（笠置トンネル）がある。

このほか、京都府道の奈良笠置線、笠置山添線、笠置公園線が整備されており、このうち、奈良笠置線、笠置山添線は、奈良市と繋がる。

また、鉄道は、西日本旅客鉄道株式会社の関西本線が整備されており、停車駅として笠置駅が置かれている。

第3 産業

産業別就業者比率の推移をみると、町の第1次産業就業者数は昭和60年以降低下を続け、平成22年には昭和55年の約2割となっている。また、第2次産業就業者数は昭和55年以降ほぼ横ばいで推移したが、平成22年には昭和55年の約5割となっている。これに伴い、第3次産業就業者比率が高まり、平成22年には約3/4を占めている。

表 町の産業別就業者数（昭和55年～平成22年（国勢調査））

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不可能	合計
昭和55年	104	331	716	1	1152
昭和60年	121	332	650	0	1103
平成2年	77	310	658	7	1052
平成7年	77	327	659	2	1065
平成12年	54	242	652	0	948
平成17年	48	212	609	5	874
平成22年	22	165	503	2	692

（※数値は国勢調査による。）

第4節 災害の特性

第1 既往災害事例

京都府では、梅雨期等に発生する集中豪雨や台風に伴う風水害が毎年のように発生している。

近年では、平成23年の台風12号による豪雨災害、平成24年の京都府南部豪雨災害、平成25年の台風18号による豪雨災害（大雨特別警報発令）、平成26年8月豪雨災害などが発生しており、中には死者を伴う災害の発生など甚大な被害をもたらしている。

なお、町に影響を及ぼしたと考えられる災害は、以下のとおりであり、特に、昭和28年の南山城水害、昭和61年の梅雨前線豪雨では甚大な被害を受けた。

- (1) 南山城水害（昭和28年8月14～15日）
- (2) 台風13号（昭和28年9月24～25日）
- (3) 伊勢湾台風（昭和34年9月25～26日）
- (4) 第2室戸台風（昭和36年9月15～16日）
- (5) 梅雨前線豪雨（昭和61年7月20～22日）

第2 災害の発生しやすい気象条件

町に起こりうる災害のうち、最も発生頻度が高いと考えられるものは風水害である。

この風水害をもたらす気象条件として、台風、大雨等があり、これが一般的に洪水害、土砂災害等を引き起こす要因となっていると考えられている。

したがって、特に次のような気象条件時は、厳重な注意を要することを認識する。

1 台風

一般に風速が10m/sを超えると日常生活に大なり小なり影響があるが、家屋に被害を与えるのは、おおむね20m/s以上と言われている。

京都府南部で風速20m/s以上になるのは強い台風が近くを通った場合に限られているが、そのコースによって風の影響は大きく変わる。これまでの例から見ると、四国東部あるいは紀伊水道より大阪湾に入り、北北東又は北東に進路をとって京都のすぐ西を通った場合に主として起こっている。

表 台風の位置と京都の暴風状況

台風位置	暴風状況
四国東部又は紀伊水道南部	東～北東 暴風
大阪湾上陸京都接近	南東～南 暴風
京都北西方	南西 最大風速
北 陸	南西～西 暴風次第におさまる

参照：京都府の気象と災害（1965）

台風による大雨が発生するときの台風の通過するコースは、次のようにまとめることができる。

- (1) 九州より東ないし東北東に進み近畿を通るもので、大雨の中心は京都市内から丹波西部にある。
- (2) 四国又は紀伊水道より日本海へ北上進するもので、大雨の中心は府内中部にある。
- (3) 四国又は紀伊水道より北東進するもの（京都の西を通る。）で大雨の中心は丹後にある。
- (4) 紀伊半島より東海地方へ北東進するもの（京都の東を通る。）で府内全域大雨になるが特に丹波山地に大雨の中心がある。
- (5) 東海地方から北西進して日本海に抜けるもので、府内全域が大雨になるが、大雨の中心は丹波山地にある。

2 大雨

大雨を降らせる原因は、前線、台風（熱帯性低気圧）、低気圧、雷雨等である。台風や低気圧等による大雨は比較的広範囲で、しかも長時間続くが、前線や雷等による大雨は、局地的で、短時間に記録的な大雨になることもある。しかし、それら単独で大雨になる例は少なく、複数が併合して発生する。例えば、前線と雷雨、次々と発生する低気圧と停滞前線等があげられる。

(1) 梅雨前線による大雨

梅雨期の大雨は前線単独による場合より、低気圧や台風が直接・間接的に影響した場合、雨量が多く、災害につながりやすい。

(2) 秋雨前線による大雨

梅雨期同様、単独前線による場合より、低気圧や台風と複合した場合に雨量が増大し、災害につながりやすい。

(3) 前線による大雨

南山城水害時の大雨のパターンである。寒冷前線の停滞による集中豪雨で前線が列島の日本海側を通る場合、町周辺に大雨を降らす可能性が高い。

(4) 低気圧による大雨

梅雨前線を刺激して大雨をもたらす型が典型的である。低気圧は列島の日本海側を通るとき、局地性が高く、町周辺に大雨を降らす可能性が高い。

第3 災害の想定

本計画の作成にあたっては、町における地形、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業等の社会的条件及び災害履歴、府が調査、公表している危険区域や危険箇所図を勘案した災害を想定し、これを前提とした。

なお、予想される災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予測し得ない事故が発生することも考えられる。本計画は、現在、町において発生することが予想される災害として、以下に示す災害を想定する。

1 台風や集中豪雨等異常降雨による災害

台風の接近、通過、前線の活発化に伴う集中豪雨等により、以下の災害を想定する。

(1) 河川はん濫、浸水

河川はん濫や内水はん濫等の浸水地域は堤防決壊箇所や排水施設の整備状況により大きく変化する。ここでは、浸水被害を受ける場所として、「地形からの判断により多少とも洪水により被害を受けるおそれのある地域」を想定し、被害想定規模は、近年において、本町に最も甚大な被害を及ぼした南山城水害程度の規模を想定する。

一般に浸水被害を受けやすい地形は、「河川はん濫によって形成された地形」、「周辺から水の集まりやすい地形」であり、町の集落は、木津川等に開析された平地部（はん濫平野）に形成されており、河川沿いは一様に浸水の可能性がある。なお、洪水時の破堤箇所は、一般的には、河川の屈曲部、河川勾配変化点、河川の合流点付近であるといわれており、このような地点では特に注意が必要となる。

なお、木津川については、国（国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所）が浸水想定区域※を指定・公表しており、これら資料も防災対策の参考とする。

※この浸水想定区域は、平成14年時点の木津川の河道整備状況、既設ダム等の洪水調整施設の状況、樋門や排水機場等の状況を勘案して、シミュレーション計算されたものである。このシミュレーションを行うための降雨は、洪水防御に関する計画の基本となるものを用いており、過去に淀川水系において甚大な被害を与えた昭和28年9月（名張川流域は昭和34年9月）洪水時の2日間総雨量の2倍が想定されている。

なお、このシミュレーションにあたっては、支派川のはん濫、高潮、内水によるはん濫等を考慮されておらず、また、

想定している未曾有の降雨を更に上回る降雨が発生することも否定できないため、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される浸水が実際と異なる場合があることに特に留意する。また、今後の調査研究により、浸水想定区域の指定が変わることもある。

(2) 土砂災害等

土砂災害は、その現象の違いにより岩屑が水と混合して、土砂の流れとなり谷や溪床に沿って流下する「土石流」、山地斜面の崩壊等による「がけ崩れ」、山自体が塊で滑り落ちる「地すべり」の3つに分類される。こうした土砂災害は山地、丘陵地、台地部と平地部の境界部分に発生しやすく、台風や集中豪雨により誘発されるおそれがある。

町には、府の調査によれば土石流危険渓流が38（Ⅰ：26 渓流、Ⅱ：12 渓流）渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が28（Ⅰ：11、Ⅱ：17）箇所、地すべり危険箇所が1箇所分布している。

したがって、今後も、昭和61年の災害事例のような局地的豪雨に伴う土砂災害の発生があることを想定する。

なお、府は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進している。この一環で、急傾斜地の崩壊、土石流のおそれのある土地について、町内でも土地等に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定が行われている。

2 火災

町では、集落が密集している区域での火災の発生による延焼等の危険性、広域な林地での観光客やハイカーの火の不始末や自動車からのタバコの投げ捨て等による林野火災の危険性を想定する。

3 その他災害

本計画における風水害、火災以外の災害として、下記の災害を想定する。

- (1) 危険物の爆発等による事故災害
- (2) 鉄道事故災害
- (3) 気象災害（風害、異常干ばつに伴う上水道水源枯渇、農産物の枯死等）

第5節 各区の防災上の課題

各区の防災上の課題については、改善に向けて今後検討を進める。

第1 南部区

人口が多く、自主防災組織形成の重要性が高いが、連絡体制が課題の区である。

今後、避難の判断基準として、常時河川の水位状況の確認が取れるよう整備を行う等、災害時の連絡体制等の確立を図る必要がある。

第2 西部区

木津川の水位上昇により、主要道路が冠水する可能性のある区である。

今後、避難の際の移動手段的確保や、災害時の連絡体制等の確立を図る必要がある。

第3 東部区

災害に対する住民の意識が薄れており、高齢化が課題の区である。

今後、将来的な災害対応体制の確立を図る必要がある。

第4 北部区

大雨の際、複数の地点で水路から水が溢れる可能性のある区である。

今後、避難の判断基準として、常時河川の水位状況の確認が取れるよう整備を行う等、災害時の連

絡体制等の確立を図る必要がある。

第5 切山区

地区のほぼ全域が地すべり危険区域に指定され、主要道路が限られており、地区の避難所も地すべり危険区域にある区である。

今後、災害等で道路が塞がれた場合の対応や、避難所の検討など避難体制などの確立を図る必要がある。

第6 飛鳥路区

潜没橋の水没などにより、緊急車両の進入が不可能となる可能性のある区である。

今後、避難経路など災害対応体制の確立を図る必要がある。

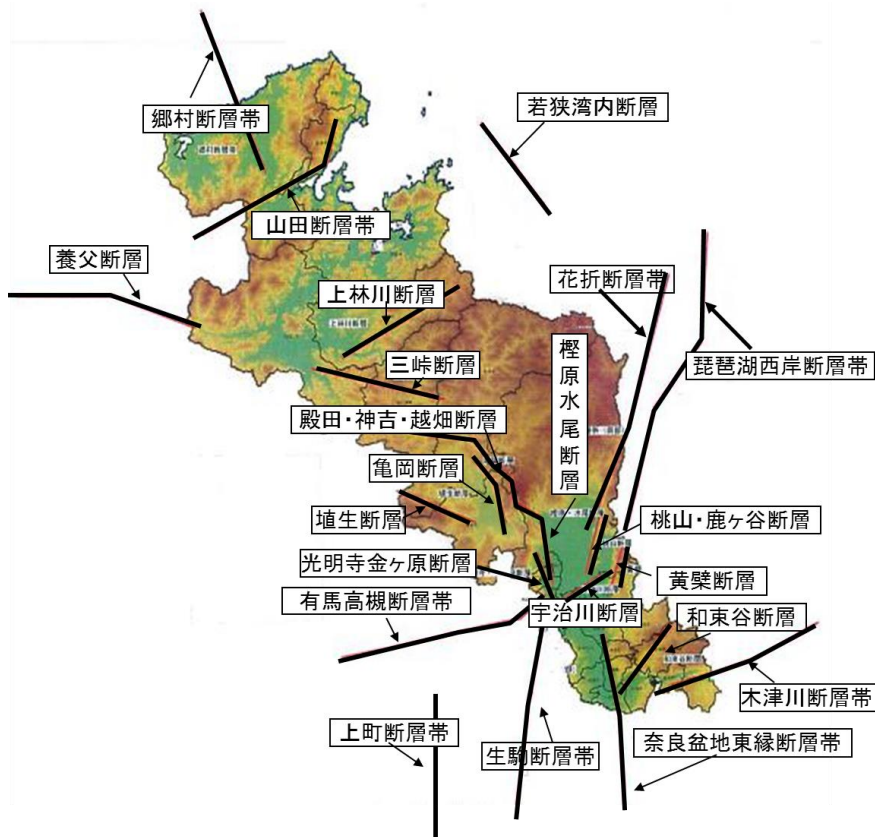
第9章 震災の想定

国や府等の調査結果によると、町域内に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まると考えられる。一方、内陸直下型地震に関しては、府域内外にマグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層（花折断層帯、奈良盆地東縁断層帯、琵琶湖西岸断層帯、西山断層帯、生駒断層、山田断層など）が複数存在している。

また、町に最大予測震度が6強以上の活断層は次の断層が想定されている。

対象震源断層	断層延長 (km)	地震の規模 (M)	最大予測震度
奈良盆地東縁断層帯	35	7.5	7
生駒断層帯	38	7.5	6強
木津川断層帯	19	7.3	7
和束谷断層	14	6.7	6強

(京都府地震被害想定調査 (2008) による)



被害想定

対象震源断層	人的被害 (人)					建物被害 (棟)		
	死者数	負傷者	重傷者	要救助者数	短期避難者数	全壊	半壊・一部半壊	焼失建物
奈良盆地東縁断層帯	30	150	30	130	1,810	820	490	300
生駒断層帯	10	50	10	30	960	240	450	50
木津川断層帯	50	180	40	180	1,830	1,050	310	340
和束谷断層	10	50	10	30	970	250	450	50

第10章 防災ビジョン

町では、過去の災害履歴として、土砂災害、浸水等による被害があり、今後ともこれらが発生する危険性を有している。また、林野火災等についても注意が必要であり、これらの風水害等の未然防止、軽減や拡大の阻止に向けての施策を実施する必要がある。

防災の基本方針（以下「防災ビジョン」という）は、こうした町の防災施策を進めるうえで考慮すべき地域条件や災害の特性を踏まえ、災害対策の基本目標、防災施策の大綱等を明らかにしたものである。

第1節 基本方針

笠置町の地域特性や今後の開発動向及び各地の災害教訓等を踏まえ、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、笠置町の安全性をより一層高める地域基盤の整備等により、災害に強いまちづくりを実現するため、次に掲げる項目を実施することを基本方針とする。

<防災に取り組む基本方針>

- 災害に対して、積極的な防災型のまちづくりを推進する。
- 行政のみでなく、住民参加を年頭に置いた「災害に強いまちづくり」を行う。
- 災害発生時に迅速な対応がとれるようハード（防災施設・設備）、ソフト（情報・教育・訓練）の両面にわたる防災対策を推進する。
- 防災環境の整備や防災思想及び防災知識の普及・啓発を図ることにより、安心を育むまちづくりを推進する。
- 住民の防災行動力の向上を図る。

第2節 基本目標

自然現象自体を発生させないようにすることは困難であるため、行政による「公助」、一人一人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」により、被害を最小限として災害を防止していくことを基本目標とする。

第3節 防災施策の大綱

町は、基本目標を達成するために、基本方針にしたがい、国、府、住民、関係機関と連携して、特に以下の防災対策を中心とした各種施策を実施する。

第1 水害、土砂災害対策の推進

国や府等との協議に基づき、水害、土砂災害等の危険箇所における災害防止工事の推進を図るとともに、危険箇所の把握、住民への周知、府と連携した危険箇所の監視体制や警戒避難体制の整備に努める。

- 浸水想定区域の周知、警戒避難体制の整備
- 土砂災害危険箇所把握・周知、警戒避難体制の整備

第2 行政と住民が一体となった防災対策の推進

災害に対する日常の「構え」が重要であり、平常時から危機管理体制の整備に努める。また、自主防災組織の育成強化、住民の防災思想・防災知識の普及、啓発を図る。

- 中枢組織体制、職員配備体制、参集体制の整備
- 行政、住民、さらに企業を含めた情報ネットワークの構築
- 自主防災組織育成の積極的支援・援助

- ボランティア活動環境の整備
- 定期的な防災訓練の実施

第3 情報収集伝達体制の整備

災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、住民への的確な広報活動ができるよう、平常時から通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

- 防災行政無線の整備充実
- 被害情報収集体制の整備と伝達窓口の明確化
- 広報・公聴体制の整備
- 京都府河川防災情報の活用
- 早期被害情報収集システムの活用

第4 要配慮者の視点に立ったきめ細やかな防災対策の推進（福祉対策の充実）

高齢者や障害者、乳幼児等のいわゆる要配慮者が、災害時に被害を受けやすく、多くの支援を必要としており、阪神・淡路大震災の場合にも大きな問題点となったことから、特に災害情報の伝達や避難対策については、要配慮者の視点でチェックしたきめ細やかな整備を推進する。

- 災害時に的確な情報提供を行える体制づくりの推進
- 地域住民と自主防災組織が連携した救護体制の確立
- 福祉用具等の調達及び介護職員の確保

第5 消火・救助・救急体制の整備

災害による被害を最小限に軽減するため、消防力の充実強化とともに、出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。また、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制を一層充実する。

- 防火水槽の増設と多様な消防水利の確保
- 救助資機材の整備
- 患者等搬送体制の整備
- 自主防災組織等と連携した防災訓練の実施

第6 緊急物資の確保・供給

被災者に対して、速やかに食料供給ができるよう、被災後数日間の生命維持に必要となる物資の備蓄及び給水体制の整備を図る。

- 災害発生直後から必要となる食料や毛布等の生活必需品の備蓄及び調達体制の整備
- 粉ミルク等時要配慮者に対する物資の備蓄・調達体制の整備
- 住民による備蓄啓発
- 緊急輸送路の確保

第7 避難収容

災害時に住民が安全に避難できるよう、指定避難所、避難路を選定・整備するとともに、要配慮者を勘案した避難収容体制の整備に努める。

- 指定避難所等の受入れ体制の整備
- 要配慮者の考慮
- 地域住民組織と連携した指定避難所の運営体制の整備

第8 医療・保健体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

- 広域医療体制の整備
- 地域の救護所の設置
- 地域医療班の設定（相楽医師会との連携）
- 医薬品及び医療用資機材の備蓄機能を強化
- 京都府救急医療情報システムの活用（情報ネットワークの構築）
- 保健衛生機能の強化

第9 関係機関との協力、連携

大規模災害時においては、近隣府県等と連携した災害応急対策にあたることが重要となる。そのため、円滑な応急活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制の整備を図る。

- 他市町村との相互応援体制の整備
- 自衛隊との連携
- 応援協定の締結と推進

第2部 災害予防計画

第1章 気象予警報伝達計画

(総務財政課、建設産業課)

第1節 計画の方針

気象や災害に関する情報等を迅速に収集し、確実な内容把握に努め、迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法について定める。

第2節 計画の内容

第1 一般の利用に適合する予報及び警報

府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については京都地方気象台が行い、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準その他について定めている。

1 予報区

京都地方気象台が行う予報警報等の区域は次のとおり。

<京都地方気象台への照会窓口>

照会事項	京都地方気象台担当
1 天気予報及び気象の現況に関すること	現業室
2 発表中の注意報・警報に関すること	現業室
3 発表中の津波予報に関すること	現業室
4 防災気象業務一般に関すること	管理官室
5 過去の観測資料・統計資料に関すること	現業室
6 災害・異常気象の記録に関すること	現業室
7 海上の気象に関すること	現業室

京都地方気象台 現業室防災無線 8 (7) -717-8109

加入電話 075-841-3008

(平日のみ)防災管理官室 防災無線 8 (7) -717-8109

加入電話 075-841-3006

＜京都府予報警報区域細分表＞

府県予報区	一次細分区域名	二次細分区域名	市町村等をまとめた地域
京都府	北部	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後
		舞鶴市、綾部市	舞鶴・綾部
		福知山市	福知山
	南部	南丹市、京丹波町	南丹・京丹波
		京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都・亀岡
		宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町	山城中部
		木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南部

注1：「一次細分区域」とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定常的に細分して行う区域

注2：「二次細分区域」とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

注3：「市町村等をまとめた地域」は放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。



府の予報警報区域細分図

2 気象予報警報

(1) 区分

異常気象等によって山城南部に災害の発生するおそれがある場合には、法に定められた規定に基づいて、注意報、警報、特別警報、情報等を発表し、関係機関に通報する。その定義は次のとおりである。

区 分	内 容
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
警 報	重大な災害が予想される場合、警告して行う予報
特別警報	重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、注意や警戒して行う予報

(2) 種類と発表基準

ア 特別警報

町に關係する特別警報の種類は次のとおりである。

(ア) 気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報。

<特別警報基準表>

種類	特別警報の発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

イ 警報

町に關係する警報の種類は次のとおりである。

(イ) 気象警報（暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報。

(ロ) 洪水警報

洪水による重大な災害が予想される場合の警報

<警報基準表>

種 類	発 表 基 準			
	要 素	南部（一次細分区域） 京都地方気象台 山城南部（市町村をまとめた地域）		
気象警報	暴 風	平 均 風 速	20m/s	
	暴風雪	平 均 風 速	20m/s 雪を伴う	
	大雨	(浸水害) (土砂災害)	雨量基準： 1 時 間 雨 量	60mm
			土壌雨量指数基準	122
大 雪		2 4 時 間降雪深	15cm	
洪水警報		雨量基準： 1 時 間 雨 量	60mm	
		指定河川洪水予報による基準	木津川上流[岩倉]	

注 基準の数値は変更されることがある。

ウ 注意報

町に関係する注意報の種類は次のとおりである。

(ア) 気象注意報（風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報）

風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(イ) その他の気象注意報

次の場合にはそれぞれの気象現象名を冠した注意報を行う。

a 濃霧注意報

濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合

b 雷注意報

落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合

c 乾燥注意報

空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合

d なだれ注意報

なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合

e 着雪注意報

着雪が著しく通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合

f 霜注意報

晩霜により農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合

g 低温注意報

低温のため農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合

h そ の 他

その他の異常現象により被害が生ずると予想される場合

(ウ) 洪水注意報

大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に注意を喚起するための予報

<注意報基準表>

種類		発表基準		
		要素	南部（一次細分区域） 京都地方気象台	
			山城南部（市町村等をまとめた地域）	
気象注意報	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	強風	平均風速	12m/s	
	大雨	(浸水害) (土砂災害)	雨量基準： 1時間雨量	30mm
			土壌雨量指数基準	98
	大雪	24時間降雪深	5cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	湿度	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	濃霧	視程	100m	
	なだれ		1. 積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 2. 積雪の深さ 70cm 以上あり京都の最高気温が 8℃ 以上又はかなりの降雨	
	霜		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で、最低気温が 3℃以下になると予想される場合	
	低温	最低気温	京都で-4℃以下	
着雪	24時間降雪深・ 気温	30cm 以上、-2℃～2℃		
洪水注意報		雨量基準： 1時間雨量	30mm	
		指定河川洪水予報による基準	木津川上流[岩倉]	

(3) 気象注意報・警報に含めて行う予報

大雨、大雪等により起因した山崩れ、地すべり等の地面現象並びに浸水による災害が起こるおそれ、もしくは重大な災害があると予想される場合の予報については、その事項を各気象注意報・警報に含めて行う。

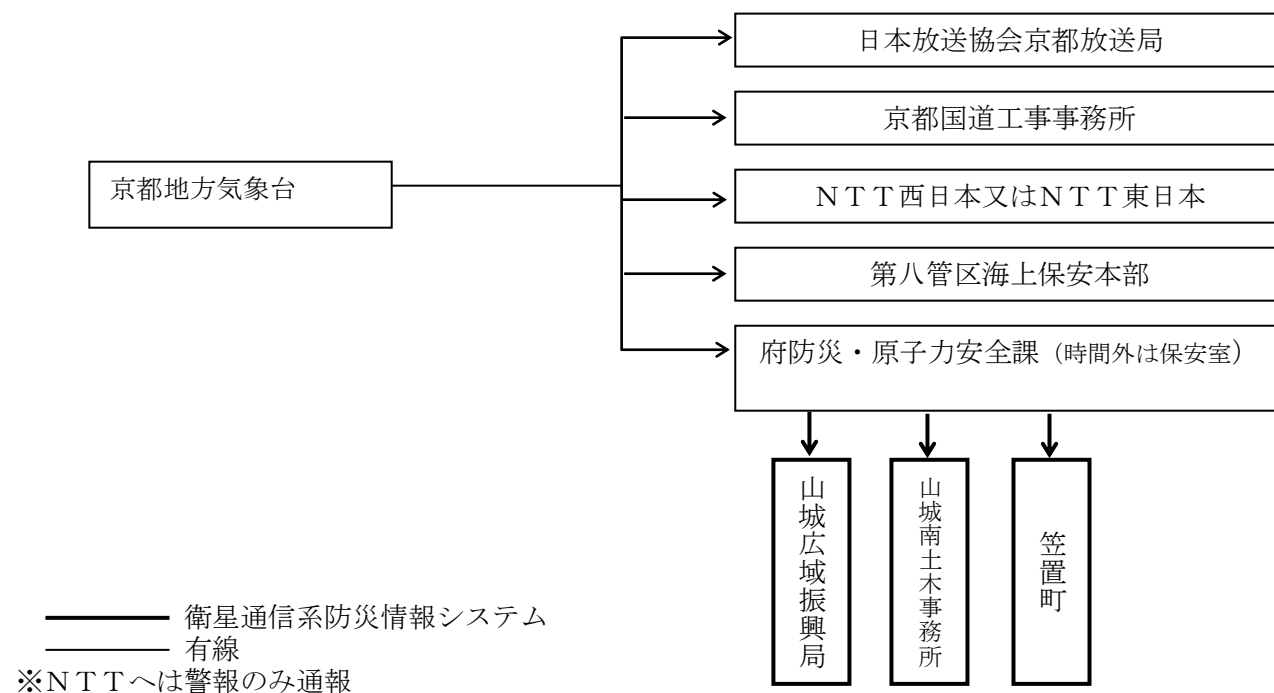
なお、浸水が洪水・津波等に起因する場合は、その起因する内容で予報を行う。

3 注意報・警報・特別警報の発表、解除

- (1) 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
- (2) いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- (3) 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行われる。

4 注意報・警報・特別警報の伝達

- (1) 注意報・警報・特別警報は、「注意報・警報伝達様式」を用いて伝達される。
- (2) 注意報・警報・特別警報の伝達手段及び経路については、以下のとおり。



京都府南部予報警報等伝達経路図（気象業務法第15条）

5 気象情報

(1) 主な気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）等を活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

機能	気象情報
予告的機能	注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの
補完的機能	注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの
解説的機能	注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの

(2) 種類と発表内容

種類	発表内容等
台風情報	台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。
大雨（雪）情報	大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。 台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。
記録的短時間大雨情報	すでに大雨警報が発表されている場合に、1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測したとき、その事実を報ずる。 このような強雨がある場合は、土石流の発生や急激な出水等、重大な災害の引金となりやすい。特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、原則として市町村を対象に発表する。 これにより、市町村長が避難勧告等を発令する場合の参考として利用できる。
竜巻注意情報	落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(3) その他の気象情報

- ア 標題：その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。
- イ 種類：その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、少雨、低温等がある。
- ウ 構成：定形化されていない気象情報は、(ア) 標題、(イ) 発表年月日時、(ウ) 発表機関名、(エ) 見出し、(オ) 本文により構成される。
- エ 意義：これらの情報は、次の場合に発表する。
- (ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合
- (イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合
- オ 伝達：定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。

(4) 観測所の配置

京都地方気象台所属のアメダス観測所は次に示すとおりである。

<京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表>

観測所名	所在地	設置場所	種類
間人	京丹後市丹後町間人3112-1	間人公園	四
峰山	京丹後市峰山町荒山88	峰山中学校	雨・雪
宮津	宮津市上司1567-1	京都府立海洋高等学校	四
舞鶴	舞鶴市下福井大野辺901	舞鶴特別地域気象観測所	四・雪
坂浦	福知山市下野条135	北陵総合センター	雨
睦寄	綾部市睦寄町狸岩14-2		雨
福知山	福知山市内記123	福知山終末処理場	四
綾部	綾部市上野町上野200	近畿中国四国農業研究センター	雨
三和	福知山市千束515	福知山市役所三和支所	雨
本庄	船井郡京丹波町西畑3番地	京丹波町役場和知支所	雨
美山	南丹市美山町静原桧野15	美山中学校	四・雪
須知	船井郡京丹波町字富田小字蒲生野144	京都大学農学部附属牧場	雨
京北	京都市右京区京北比賀江町院谷22-1	京都市京北運動公園	雨
園部	南丹市園部町黒田1-4	南丹市園部西部浄化センター	四
京都	京都市中京区西ノ京笠殿町38	京都地方気象台	四・雪
長岡京	長岡京市光風台4-1		雨
京田辺	京田辺市薪西浜地内	京都府営水道薪中継ポンプ場	四

※種類

- ・「四」は、有線ロボット気象計（舞鶴・京都は地上気象観測装置）による降水量、気温、日照時間、風（風向、風速）の観測
- ・「雪」は、有線ロボット積雪深計（舞鶴・京都は地上気象観測装置）による積雪の深さの観測
- ・「雨」は、有線ロボット雨量計による降水量の観測

第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報

1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水注意報及び警報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について気象庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水注意報、警報を発表し一般住民に周知する。

(1) 本町に係る洪水注意報、警報を行う河川及び区域

<対象河川、区域等>

河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者
淀川支川 木津川下流	左岸：木津川市加茂町山田野田3 から 右岸：相楽郡和束町大字木屋小字桶淵22の2 } 幹川合流点まで	加茂	近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所 大阪管区気象台
淀川支川 木津川上流	左右岸 相楽郡南山城村地内 (三重県境) から 左岸 相楽郡笠置町笠置宇野田坂1まで 右岸 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで	岩倉	

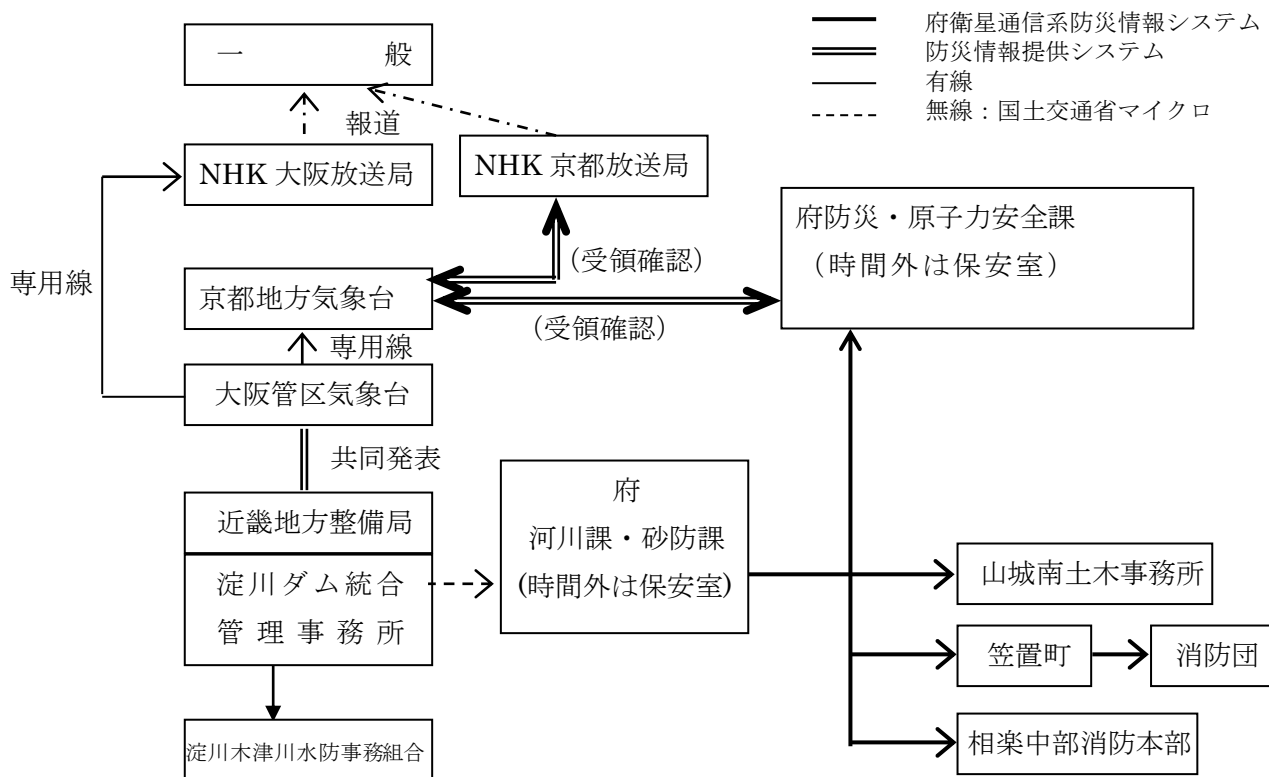
<洪水予報基準点（京都府関連）>

水系名	河川名	基準点	はん濫注意水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	備考
淀川	木津川	加茂	4.50	6.0	9.01	
	木津川	岩倉	6.00	7.70	10.50	

※はん濫危険水位とは、基準点が受け持つ予報区域において、洪水により破堤等の災害が起こる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれがある水位。ただし、水位については、必要に応じて見直される。

(2) 洪水注意報・警報の通報連絡系統

淀川水系（淀川支川木津川）洪水予報の連絡系統（水防法第10条第2項）



〔 淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）洪水予報の連絡系統（水防法第10条第2項及び第10条の2） 〕

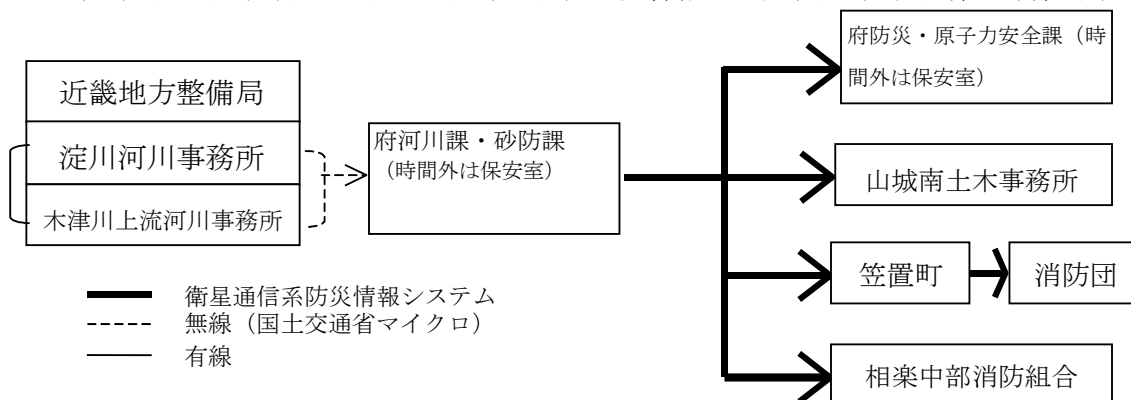
2 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防法第16条第1項の規定により水防警報を行う河川及び区域（近畿地方整備局）

河川名	区 域	名称	対象水位観測所				水防警報発表者
			地 名	位 置	警戒水位	計 画高水位	
淀川支川 木津川	左右岸: 南山城村地内(三重府境から合流点まで)	加茂	木津川市加茂町船屋	幹川合流点より 28.60km	4.50	9.01	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
		岩倉	伊賀市岩倉	幹川合流点より 57.40km	6.00	10.50	〃 木津川上流河川事務所長

(2) 水防警報の伝達経路（淀川関係）

淀川水系（淀川支川木津川・淀川小支川名張川）水防警報の連絡系統（水防法第16条第1項）



第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む、以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。

1 予報区

水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気象台が府内の区域を担当する。

2 種類

水防活動用予報警報は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

<災害活動用予報警報の種類>

種類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

3 伝達

(1) 用紙

水防活動用予報警報の伝達には、一般予報警報と同一の様式を使用する。

(2) 伝達

水防活動用予報警報の伝達手段及び伝達経路は28ページの図のとおり。

4 水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次表のものを水防活動に利用する。

気象情報の伝達には、一般のものと同一の様式を使用し、伝達的手段及び経路については水防活動用予報警報の場合に準ずる。

＜水防活動に利用する気象情報の種類＞

気象情報の種類
台風情報
大雨情報
記録的短時間大雨情報
その他水防活動に密接に関連する情報

第4 各種の気象通報

1 鉄道気象通報

気象庁総務部長と鉄道気象連絡会会長との間に交わされた「鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき列車、線路等の災害防止のために、京都地方気象台から西日本旅客鉄道株式会社に対し、京都地方鉄道気象通報を行う。

2 電力気象通報

気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に交わされた「電気事業に適合する気象通報業務等の共同実施に関する覚書」に基づき、電気事業施設の気象災害防止のために大阪管区気象台、京都地方気象台から関西電力株式会社に対し、必要な気象に関する情報を通報する。

3 火災気象通報

消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は府に対し、火災気象通報を行う。

(1) 区域細分

火災気象通報については、一般予報警報における一次細分区域（予報区）を適用して細分する。

(2) 火災気象通報の通報基準（南部）

基準その1：実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹くとき。

基準その2：強風が吹き続くとき（平均風速が12m/s以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）。

(3) 気象の状況が通報基準に達した場合であっても、降雨、降雪、又は積雪が現にあり、若しくは3時間以内にこれらが予想される場合には通報しないことがある。

(4) 通報事項

火災気象通報の通報事項は別に定められた事項とする。

(5) 通報時刻

火災気象通報は、午前9時から午後4時までの間に通報し、有効時間は翌日の午前10時までとする。

(6) 町が行う「火災警報」

ア 町長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

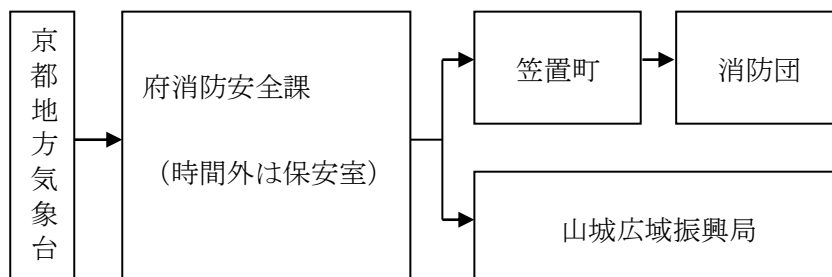
イ 町長が単独に火災警報を発表する場合の基準は、次による。

(ア) 実効湿度が南部では60%以下、北部では70%以下となり、かつ最小湿度が40%以下となる

とき。

(イ) 平均風速が毎秒12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。

ウ 町長は火災警報を公表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。



京都府南部火災気象通報伝達経路図

4 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予報警報並びに気象情報のうち、農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一般農家に伝達、周知する。

(1) 予報区

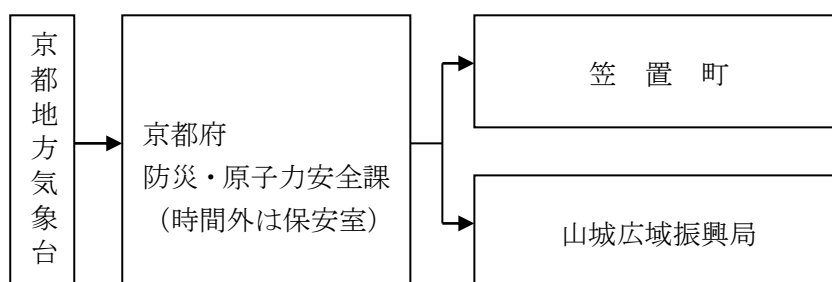
農業気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。

(2) 農業気象通報の種類及び実施期間

農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年ごとに定める。

(3) 農業気象通報の伝達

農業気象通報は、気象台の定形による様式で伝達される。定形化された気象情報は、該当の受報用紙を使用する。なお、農業気象通報の南部における伝達手段並びに経路を以下に示す。



京都府南部農業気象通報伝達経路図

第5 異常現象発見

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関(水防管理者又は水防関係者)に、火災に関する場合は消防機関に、地震発生後のその他の現象の場合は町長又は警察官に通報するものとする。

2 警察官等の通報

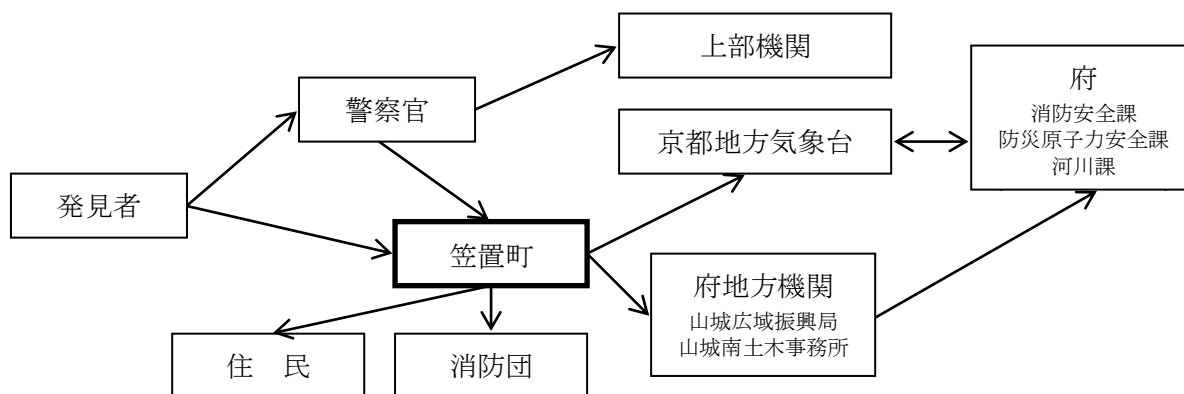
通報を受けた警察官等は、直ちに町長及び気象官署並びに上部機関に通報するものとする。

3 町長の通報

1、2 によって通報を受けた町長は、直ちに気象官署及び府地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図るものとする。

4 府地方機関の通報

3 により通報を受けた府地方機関は、直ちに府（本庁関係課）に通報するものとする。



第2章 地震に関する情報の伝達計画

(総務財政課、建設産業課)

第1節 計画の方針

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震に関する情報」を発表し、関係機関はこの情報を住民等に通報又は周知徹底する。

第2節 計画の内容

第1 地震に関する情報

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震及び津波に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。

1 地震及び津波に関する情報の種類

地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(注1)(全国を190地域に区分)と地震の揺れの発生時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の	・顕著な地震の震源要素	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発し

地震情報の種類	発表基準	内 容
情報	を更新した場合や地震が多発した場合など	た場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

津波情報

津波情報の種類	発表内容
津波到達時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区(注2)の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点(注3)の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

注1 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

2 京都府の津波予報区は「京都府」

3 京都府内の地点は「舞鶴」

2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

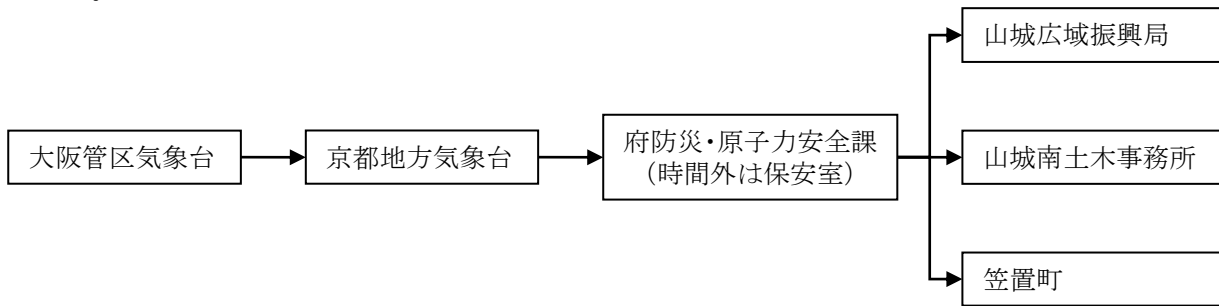
- (1) 津波に関する情報は、「京都府」に津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- (2) 震源に関する情報は、近畿2府7県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県)とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波の恐れがないと判断できたとき。
- (3) 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - ア 京都府内で震度3以上
 - イ 近隣府県(大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県)で震度5弱以上
 - ウ その他の地域で震度6弱以上
- (4) 各地の震度に関する情報
京都府内で震度1以上の地震を観測したとき。
- (5) 遠地地震の震源・震度に関する情報
外国で顕著な地震が発生したとき。
- (6) その他の情報
その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

3 伝達される情報

- (1) 地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達される。ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達される。

ただし、「各地の震度に関する情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点が伝達される。

(2)地震及び津波に関する情報の伝達手段並びに伝達経路は、下記の情報伝達系統に準じて行われる。



第2 東海地震関連情報

京都地方气象台からの「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」（これら3情報を以下「東海地震関連情報」という。）は、防災情報提供システムにより府が受理するものとし、受理後は、直ちに町等に連絡するものとする。

第3章 情報連絡通信網の整備計画

(総務財政課)

第1節 現況

第1 京都府衛星通信系防災情報システム

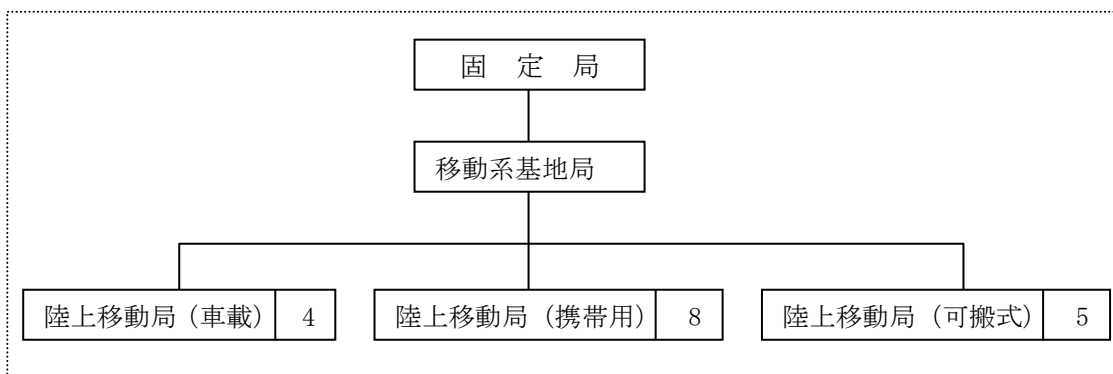
府は、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、災害から住民の生命及び財産を守るため、防災情報を迅速かつ的確に収集伝達する無線通信システムとして、衛星通信系防災情報システムを整備し、運用している。また、この地上系システムの強化・拡充を推進するとともに、さらに衛星通信システムの機能を加え信頼性及び安全性の高い衛星系システムの整備を進めている。

第2 笠置町防災行政無線

町は、町防災行政無線を整備しており、災害時の無線広報や日常での行政広報に活用している。また、災害現場への持込みが容易であるため、移動系無線を災害時の通信連絡手段として利用している。

町防災行政無線の現況は次に示すとおりである。

<防災無線構成図>

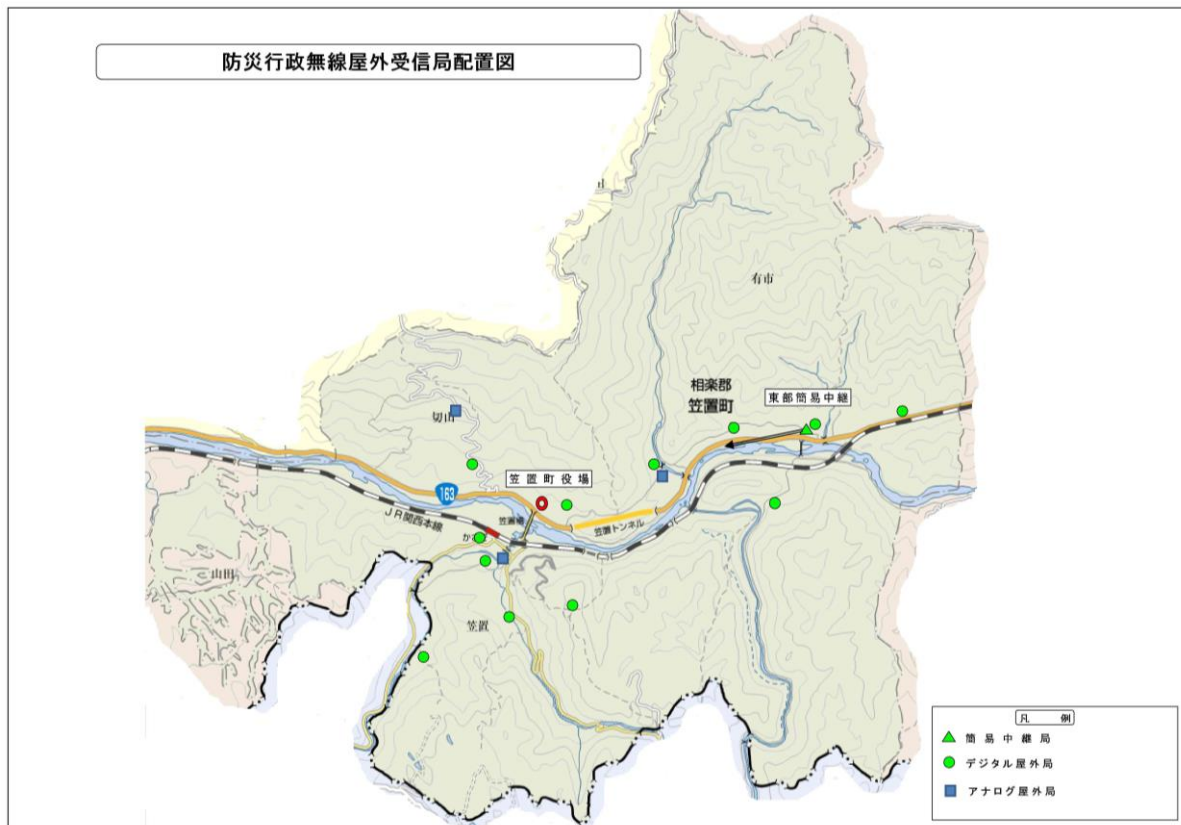


<笠置町防災行政無線番号表>

固定局	移動局（地上）
(固定系親局)	防災かさぎ11
防災かさぎちょう	防災かさぎ12
(移動系基地局)	防災かさぎ13
防災かさぎ	防災かさぎ14
陸上移動局（車載用）	防災かさぎ15
防災かさぎ1（企画観光課）	防災かさぎ16
防災かさぎ2（建設産業課）	防災かさぎ17
防災かさぎ3（総務財政課）	防災かさぎ18
防災かさぎ4（建設産業課）	防災かさぎ31（飛鳥路区集会所）
	防災かさぎ32（切山総合センター）
	防災かさぎ33（南部公民館）
	防災かさぎ34（東部区集会所）
	防災かさぎ35（西部区集会所）

<屋外子局一覧表>

局番	名称	受信設備の設置場所	通信方式
1	グラウンド	大字有市小字西狭間	デジタル
2	東部地区集会所	大字有市小字根台47	デジタル
3	飛鳥路区集会所	大字飛鳥路小字東畷20	デジタル
4	有市中	大字有市小字正司26-4	デジタル
5	西部ふれあい広場	大字有市小字粟足5	デジタル
6	笠置小学校	大字笠置小字中通28	デジタル
7	笠置山	大字笠置小字水晶谷14	デジタル
8	奥田	大字笠置小字奥田	デジタル
9	笠置いこいの館	大字有市小字隅田24	デジタル
10	橋本	大字有市小字草田切30	デジタル
11	笠置町産業振興会館	大字笠置小字佃46	デジタル
12	切山総合センター	大字切山小字中深10	デジタル
13	堂阪	大字切山小字堂阪25	アナログ
14	南部公民館	大字笠置小字平田33-2	アナログ
15	笠置会館	大字有市小字羽田42	アナログ



第2節 計画の方針

大規模な災害時においては、被害が広域に及ぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難勧告等の伝達が必要となる。

そのため、町は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網の整備を図る。

また、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るとともに、府等が整備を進めている各種防災情報ネットワークシステム早期に推進・整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るなど、各種情報の的確な把握を行う体制を構築する。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を推進する。

第3節 計画の内容

第1 防災行政無線の整備・拡充

1 施設の整備及び保守点検等

- (1) 各防災無線局の施設及び各機器の機能について、定期保守点検を行う。
- (2) 応急機器としての移動系支局の増強を推進する。
- (3) 長期にわたる停電の発生に対処し、動力発電及び同充電器の設置を推進する。
- (4) 自動車のバッテリーを活用した対策活動の訓練を計画する。
- (5) 防災行政無線を活用し、日に4回（7時、12時、15時、18時）のチャイムを放送、日に1回（19時半）のお知らせ等の日常放送を行い周知徹底させる。

2 緊急時の情報通信の確保

(1) 防災担当職員の常時配置

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当課職員との連絡体制を整備する。

(2) 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するため、有効な手段の検討を進める。

第2 町と防災機関等の非常通信

災害時に予想される通信混乱に際して、町から府本部への通信連絡系統を確立し、また、全ての防災関係機関と非常通信に協力する体制を整備する。

1 協力体制の整備

町は、府との連携により災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平常時より意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

また、災害時の無線通信設備は、各防災関係機関がそれぞれの使用目的に応じて個々に設置している。これらはいずれも各防災関係機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡系統に加えることが重要となるため、あらかじめ各防災関係機関と非常通信に協力可能な体制の整備に努める。また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

2 通信協力

無線を整備している他の市町村及び防災機関から次の通信依頼があった場合は、自局の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 被害状況等の通信に関すること。
- (3) 応援もしくは支援要請に関すること。
- (4) その他、災害に関して緊急を要すること。

第3 エリアメール・緊急速報メールの活用

町は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

第4章 河川防災計画

(総務財政課、建設産業課)

第1節 現況

第1 町内の河川

町は、その中央部を東から西に流下する淀川水系木津川によって、南北の地域に二分される。なお、町内の不動谷川、布目川、横川、打滝川、白砂川等の主要河川は、いずれも木津川へ注いでいる。

木津川の水源は2つに分かれ、伊賀伊勢の境の高見山脈の連峰に発する名張川と、布引山脈を水源とした伊賀川とが南山城村で合流して、木津川となる。

第2 町に関係するダム

府内の主要なダムは、大野ダム(由良川)、天ヶ瀬ダム(宇治川)、高山ダム(名張川)、和知ダム(由良川)、日吉ダム(桂川)及び畑川ダム(畑川)であり、建設目的は洪水調節、上水道、農業、発電等である。

このうち、町に関係するダムは、高山ダムである。また、奈良県奈良市内にある布目ダムも本町に関係する。

ダムは、建設に際しては河川管理施設等構造令によるダム設計基準に基づき設計がなされているが、設計条件を上回る自然条件下で堤体や付属施設等に不測の事態が生じた場合は、ダムの下流域に甚大な被害を及ぼすことも考えられる。

第2節 計画の方針

町は、府の行う事業や災害予防対策に協力するとともに、町管理河川について、防災機能の向上を目指した河川整備を行う。

また、府や関係機関と連絡を緊密に図り、情報連絡体制の確立を図る。

第3節 計画の内容

第1 河川に係る防災対策

1 町管理の河川・水路

町は、町管理河川・水路については、溪流部の浸食防止や土砂等堆積による河床の上昇に伴い発生する洪水被害の防止等推計一貫の思想に基づく管理強化に努める。

2 直轄河川、府管理河川

町は、直轄河川や府管理河川について、必要に応じて、拡幅、掘削、護岸施設等の改修促進を淀川河川事務所、府に要望する。

3 危険箇所の周知

町は、浸水想定区域(資料編参照)や重要水防区域(資料編参照)等を本計画に明記するとともに、表示及びポスター、パンフレットの配布等により関係住民への周知に努める。

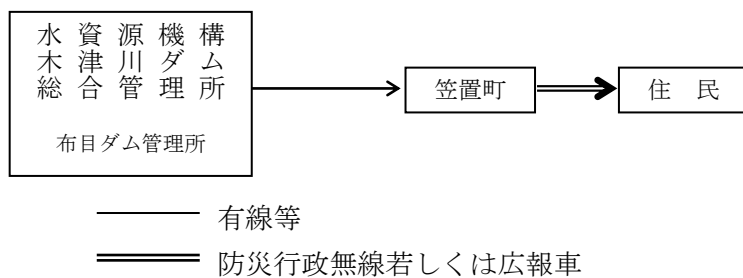
第2 ダムに係る防災対策

ダム管理者は、ダム設計に関する諸資料を整備し、平常時の維持管理を徹底するとともに、老朽化、漏水、諸設備の故障・疲労を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施する。また、気象に関する予報警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、放流時における情

報の伝達体制並びに伝達設備を整備して、ダム下流地域の災害を未然に防止している。

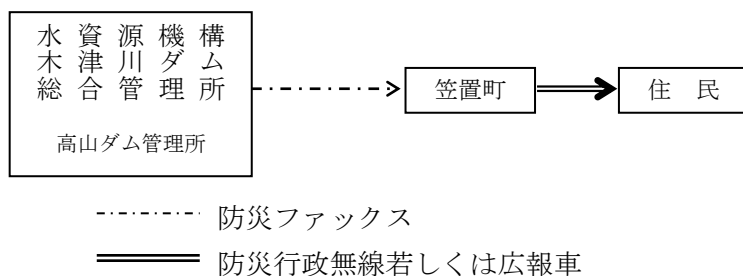
町は、以下の放流連絡系統に基づき、情報の受信・伝達体制を確立する。

1 布目ダム放流通報の連絡系統

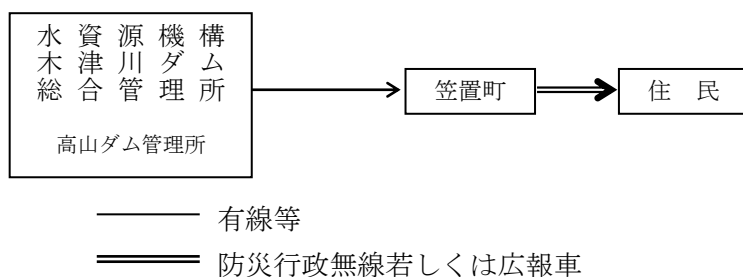


2 高山ダム放流通報の連絡系統

(1) 通常時



(2) 予備的方法



第5章 林地保全計画

(建設産業課)

第1節 現況

近年、都市化が進み山地にまで開発が及んでいること等により、山地に起因する災害は増加傾向にあり、保全対策が増大してきている。

町内には、次のとおり、林地保全に関する山地災害危険地区がある。

1 山腹崩壊危険地区一覧

地区名	位置	保全対象	災害履歴
悪田	笠置字悪田	鉄道1個	S28
笠置山	笠置字笠置山	人家10戸、鉄道1個	S28
五軒家	笠置字五軒家	鉄道1個	S28
砂浦	笠置字砂浦	鉄道1個	S28
三辻	笠置字三辻	人家50戸、町道400m	S28
四ヶ村山その1	笠置字四ヶ村山	鉄道1個	S28
四ヶ村山その2	笠置字四ヶ村山	鉄道1個	S28
水晶谷	笠置字水晶谷	人家100戸、府道400m	S28
笠置町造り道	笠置字造り道	町道600m	S28、S61
阿蘇	笠置字阿蘇	人家15戸、府道300m、町道300m	S28
北笠置	笠置字湯谷	人家50戸、小学校、国道100m、町道300m	S28
西通	笠置字堂ノ上	人家30戸、役場、神社、国道300m	S28
峠	笠置字峠	人家8戸、国道200m、町道300m	S28、S61
浜	笠置字浜	人家50戸、公民館1個、府道400m	S28
草畑その2	切山井手ノ上	人家4戸、国道100m	S28
切山	切山字坂本	国道400m、町道300m	S28
草畑その3	切山字草畑	人家3戸、国道300m	S28
草畑その1	切山字宮毛田	国道200m	S28
飛鳥路川東	飛鳥路字川東	町道1000m	S28、S61
丸山その1	飛鳥路字丸山	人家2戸、府道100m	S28
丸山その2	飛鳥路字丸山	鉄道1個	S28
大阪山	飛鳥路字大阪山	人家10戸、府道200m、町道300m、寺1、神社1	S28
馬道山	飛鳥路字馬道山	鉄道1個	S28
ゴンジ	有市字ゴンジ	鉄道1個、国道500m	S28、S57
上山	有市字上山	人家50戸、町道400m	S28
附竹	有市字附竹	人家5戸、国道300m	S28
夜干	有市字夜干	人家30戸、町道500m	S28、S57

2 崩壊土砂流出危険地区一覧

地区名	位置	保全対象	災害履歴
西大谷	笠置字オオカミ平	鉄道1個	S28
神宮山	笠置字神宮山	鉄道1個	S28
南笠置	笠置字草田切	人家10戸、町道200m	S28
宮毛田	笠置字宮毛田	人家2戸、国道200m	S28、S61
観音坂	観音坂	人家34戸、府道1000m	S28、S61
切山・井手ノ上	切山字井手ノ上	人家11戸、国道200m、町道500m	S28、S61
坂本谷	切山字坂本	人家1戸、国道200m	S28、S59
東谷	有市字東谷	人家1戸、国道200m、町道150m	S28
横川	有市字掛橋	人家120戸、国道200m、町道300m、林道1200m	S28、S53、S57
横川	有市横川その1	町道2000m	S28、S61
スキ谷	有市横川その1	町道500m	
岩ヶ谷	有市字岩ヶ谷	町道200m	S28、S57
岩谷	有市字岩谷	国道300m	S28
今石谷	有市字今石谷	人家50戸、町道500m	S28、S57
西尾	有市字西尾	国道300m	S28
地砂谷	有市字地砂谷	人家50戸、町道500m	

第2節 計画の方針

府は、既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、集中豪雨等により山腹崩壊が発生するおそれがある危険区域については、治山事業の拡充と造林を推進している。また、第5期保安林整備計画を策定し、保安林の新規指定を積極的に進めている。

町は、荒廃した溪流の安定を図り、山地災害を防止するため、府が実施する治山事業に積極的に協力する。

第3節 計画の内容

町は、府が行う次の治山事業に協力するほか、パンフレット等により住民に対し、山地災害危険地区の周知を図る。

- (1) 集中豪雨等による崩壊及び崩壊の危険のある斜面に森林を復旧安定して育成させるため、山腹工事を行う。
- (2) 浸食の甚だしい溪流の浸食を防ぎ、山腹斜面を安定させるとともに、山腹崩壊による土石流を防止するために治山ダムを設置する。
- (3) 過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して、必要な対策を講じる。
- (4) 危険箇所の把握と二次的な山地災害に関する警戒避難体制の整備の指導を行う。

第6章 砂防関係対策計画

(総務財政課、建設産業課)

第1節 総則

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、町内の土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関わる関係団体及び住民の活動について指針を示す。

第2節 京都府総合土砂災害対策推進連絡会の連絡調整

町は、総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、府及び府内市町村で組織し運営される「京都府総合土砂災害対策推進連絡会」の連絡調整に努める。

その内容は以下のとおりである。

- (1) 土砂災害危険箇所である旨の表示の実施及び解除に関する事項
- (2) 警戒避難体制の確立に関し必要な事項
- (3) その他必要な事項

第3節 土砂災害における警戒避難体制

町は、土砂による被害を受けるおそれのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために、次の予防対策の実施に努める。

第1 警戒又は避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、土砂災害警戒避難基準等を参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

第2 適切な避難場所及び避難路の設定、周知

避難場所及び避難路の選定にあたっては、原則として、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受けるおそれのない場所及び洪水はん濫等の水害を受けるおそれのない場所を選定する。

選定した避難場所や避難路は、土砂災害ハザードマップの作成等により、住民に対し周知徹底を図る。

第3 情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

収集した情報を、広報車、防災行政無線、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

第4 防災知識の普及及び防災活動の実施

町職員や住民に対して、土石流危険溪流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

第5 土砂災害警戒区域指定に係る措置

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、知事より土砂災害警戒区域等の指定を受けた場合は、その警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。さらに、高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい災害時要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、災害時要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、関係住民に土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。

<土砂災害警戒区域一覧>

区域番号	区域名	地区名	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	公報告示
新た 1001	横川	有市	土石流	無	H25.3 告示
た 001	岩谷川	上有市	土石流	有	H22.3 告示
た 003	西狭間東谷	上有市	土石流	無	H22.3 告示
た 004	西狭間西谷	上有市	土石流	有	H22.3 告示
た 005-1	不動谷川 1	上有市	土石流	有	H22.3 告示
た 005-2	不動谷川 2	上有市	土石流	有	H22.3 告示
た 007	東明寺川	飛鳥路	土石流	無	H22.3 告示
た 008	飛鳥路川	飛鳥路	土石流	無	H22.3 告示
た 009-1	東畷川 1	上有市	土石流	無	H22.3 告示
た 009-2	東畷川 2	上有市	土石流	有	H22.3 告示
た 010	西畷川	上有市	土石流	無	H22.3 告示
た 011	井手上西谷	有市	土石流	有	H25.3 告示
た 013	湯谷川	北笠置	土石流	無	H23.3 告示
た 014	湯谷中学川	北笠置	土石流	有	H23.3 告示
た 015	中の谷川	北笠置	土石流	有	H23.3 告示
た 016	温泉裏谷川	南笠置	土石流	有	H23.3 告示
た 017	三神谷川	北笠置	土石流	無	H23.3 告示
た 018	切山東川	切山	土石流	無	H26.11.7 告示
た 019	八幡宮谷川	切山	土石流	無	H26.11.7 告示
た 021	堂の谷川	南笠置	土石流	有	H23.3 告示
た 022	水晶谷川	南笠置	土石流	無	H23.3 告示
た 023	笠置山谷川	南笠置	土石流	有	H23.3 告示
た 024	栗足川	有市	土石流	有	H25.3 告示
た 025	有市谷川	有市	土石流	有	H25.3 告示
た 501	ウンノ谷川	上有市	土石流	有	H22.3 告示
た 502	船頭谷川	上有市	土石流	有	H22.3 告示
た 503	夜千川	上有市	土石流	無	H22.3 告示
た 504	根台川	上有市	土石流	無	H22.3 告示
た 507	尻枝川	上有市	土石流	無	H22.3 告示
た 508	井手上川	有市	土石流	無	H25.3 告示
た 509	井手上東谷	有市	土石流	無	H25.3 告示
た 510	阪本谷川	切山	土石流	有	H26.11.7 告示
た 511	草畑谷川	切山	土石流	有	H26.11.7 告示
た 512	大切南谷川	南笠置	土石流	有	H23.3 告示
た 513	大切川	南笠置	土石流	有	H23.3 告示
た 516	奥田谷川	南笠置	土石流	有	H23.3 告示
た 517	観音寺谷川	南笠置	土石流	有	H23.3 告示
た 519	中尾谷川	有市	土石流	有	H25.3 告示
た 520	横川口谷川	有市	土石流	有	H25.3 告示
た 600	風呂花川	南笠置	土石流	無	H23.3 告示
新た 2012	上津 A	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23.3 告示
新た 2016	上津 B	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23.3 告示
新た 2017-1	中通 A	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H25.3 告示
新た 2017-2	中通 B	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H25.3 告示

第2部 災害予防計画
第6章 砂防関係対策計画

区域番号	区域名	地区名	自然現象の種類	特別警戒区域の有無	公報告示
た 1001-1	奥田 A	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1001-2	奥田 B	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1002	東垣内	切山	急傾斜地の崩壊	有	H26. 11. 7 告示
た 1004-1	北笠置 I A	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1004-2	北笠置 I B	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1005-1	後谷 A	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1005-2	後谷 B	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1005-3	後谷 C	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1005-4	後谷 D	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1006	中村 A	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1007	中村 B	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1008	南笠置	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1009	奥南笠置	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 1010-1	下有市 A	有市	急傾斜地の崩壊	無	H25. 3 告示
た 1010-2	下有市 B	有市	急傾斜地の崩壊	有	H25. 3 告示
た 1010-3	下有市 C	有市	急傾斜地の崩壊	無	H25. 3 告示
た 1010-4	下有市 D	有市	急傾斜地の崩壊	無	H25. 3 告示
た 1010-5	下有市 E	有市	急傾斜地の崩壊	無	H25. 3 告示
た 1010-6	下有市 F	有市	急傾斜地の崩壊	有	H25. 3 告示
た 1011	下有市 G	有市	急傾斜地の崩壊	有	H25. 3 告示
た 1012-1	有市 A	有市	急傾斜地の崩壊	有	H25. 3 告示
た 1012-2	有市 B	有市	急傾斜地の崩壊	有	H25. 3 告示
た 2001	草田切	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 2002	西谷久保	切山	急傾斜地の崩壊	有	H26. 11. 7 告示
た 2003	堂阪	切山	急傾斜地の崩壊	有	H26. 11. 7 告示
た 2004	草畑	切山	急傾斜地の崩壊	有	H26. 11. 7 告示
た 2005	草畑 C	切山	急傾斜地の崩壊	有	H26. 11. 7 告示
た 2006-1	北笠置 II A	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 2006-2	北笠置 II B	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 2007	中通	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 2008-1	湯谷 A	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 2008-2	湯谷 B	北笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 2009	正司	有市	急傾斜地の崩壊	有	H25. 3 告示
た 2014	観音坂	南笠置	急傾斜地の崩壊	有	H23. 3 告示
た 2015	井垣内	切山	急傾斜地の崩壊	有	H26. 11. 7 告示
た 2010	西畷	上有市	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2011-1	飛鳥路 A	飛鳥路	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2011-2	飛鳥路 B	飛鳥路	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2011-3	飛鳥路 C	飛鳥路	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2011-4	飛鳥路 D	飛鳥路	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2011-5	飛鳥路 E	飛鳥路	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2011-6	飛鳥路 F	飛鳥路	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2011-7	飛鳥路 G	飛鳥路	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2013-1	西狭間 A	上有市	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2013-2	西狭間 B	上有市	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2018	根台 A	上有市	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
た 2019	根台 B	上有市	急傾斜地の崩壊	有	H22. 3 告示
2	切山	切山	地すべり	無	H26. 11. 7 告示

※平成26年11月7日告示

第4節 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）の活用

第1 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

1 システムの概要

府が整備した京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）は、各雨量観測局の雨量データを府の各土木事務所の監視局から防災行政無線等を通じ府砂防課の情報処理装置に収集し、この雨量データと気象台から取り込んだ降水短時間予報データにより土砂災害の危険判定が行われるものである。

2 雨量観測局

雨量計による雨量観測の有効半径は5 kmを基準とし、府内108箇所の観測局で雨量データの収集が行われている。

第2 情報提供と警戒避難

1 府からの情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判定された場合は、電話通報装置及びFAX通報装置により通報がある。

電話及びFAX通報では、判定結果の確認のみが可能で、周辺の降雨状況等を知ることができない。このため、雨量データや判定状況を確認するために、イントラネットによる情報提供される。提供される情報は次のとおりである。

- ・雨量状況図
- ・雨量グラフ図
- ・雨量判定図
- ・雨量現況表
- ・雨量一覧表
- ・一括雨量一覧表

2 警戒避難への活用

町は、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による情報をもとに監視にあたるほか、住民、関係者等に、この情報を提供し自主的な警戒と避難を促すとともに、前兆現象の通報や災害発生の連絡等を行政側が受ける体制を整備し、避難勧告発令の判断に活用することを検討する。

第3 警戒避難基準の設定等

土砂災害は本質的には不安定要素の多いことから、その予測は非常に困難である。

土砂災害の原因としては、地質・地形等の要素に加え、降雨・地震等の誘因が直接的な引き金となって発生しているが、これらの中でも降雨によるものが一般的であり、指標としては最も有効と考えられるため、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）における、警戒及び避難の基準は降雨量により定められている。

1 設定手法

「土砂災害に関する警報の発令と避難の指示のための降雨量設定指針（案）」（昭和59年6月20日付け建設省河砂第45号）建設省河川局砂防部砂防課長、以下「指針」という）の考えに、降水短時間予報を導入した手法がとられている。

ア 府内を地形・地質的条件等から5ブロックに分け、各ブロックごとに過去の土砂災害時の降雨状況を追跡調査する。

イ 降雨（時間雨量と実効雨量）と土砂災害の関連を分析し、時間雨量－実効雨量のグラフにおいて危険な領域と安全な領域をCL（クリティカルライン）で区分する。

2 警戒避難発令の判断

CLを設定したグラフ上に現在の降雨を記録していき、それに気象庁の降水短時間予報を導入して警戒・避難の判定が行われる。

1時間後の予測値がCLを越える場合には避難状態、2時間後の予測値がCLを越える場合には警戒状態に達したものと判断される。

3 警戒避難基準

本町を含む管内ブロックの警戒避難基準とブロックの概要は、次の表のとおりである。

＜京都南部ブロックの警戒避難基準と概要＞

ブロック名	山城南部	
警戒避難基準（CLライン）	$Y = -0.21X + 69.0$ ($X \leq 257$)、 $Y = 15$ ($X > 257$)	
土木事務所	山城南	
市町村	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	
水系	淀川水系木津川	
地形	小起伏山地	
地質	第三紀層花崗岩	
従来手法	警戒基準雨量	128.1mm
	避難基準雨量	140.3mm
土石流による主な災害	S50.08.07、S61.07.21	

第5節 土石流対策計画

第1 現況

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、溪岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

町には、府が実施した土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領に基づく調査によれば、38溪流（土石流危険溪流Ⅰが26溪流、土石流危険溪流Ⅱが12溪流）の土石流危険溪流がある。

<土石流危険渓流一覧>

箇所 番号	ランク	渓流名	字名	保全対象				砂防 施設	砂防 指定地	土石流 災害
				人口	人家 戸数	要配慮者 利用施設	公共施設			
た 003	1	西狭間東谷	有市	0	0		中部消防組合相楽東部消防署		有	
た 005	1	不動谷川	有市	78	27			有	有	
た 007	1	東明寺川	飛鳥路	23	8		飛鳥路集会所			
た 008	1	飛鳥路川	飛鳥路	23	8			有	有	
た 009	1	東畷川	有市	41	14					有
た 010	1	西畷川	有市	44	15			有	有	
た 011	1	井手上西谷	有市	23	8				有	有
た 013	1	湯谷川	笠置	32	11			有	有	有
た 014	1	湯谷中学川	笠置	20	7	笠置第一保育所	笠置小学校			有
た 015	1	中の谷川	笠置	26	9		笠置小学校, 笠置町役場	有	有	有
た 019	1	八幡宮谷川	切山	75	26		切山総合センター、消防団ポンプ庫	有	有	
た 021	1	堂ノ谷川	笠置	104	36		笠置郵便局			有
た 022	1	水晶谷川	笠置	17	6					有
た 023	1	笠置山谷川	笠置	26	9					有
た 024	1	栗足川	有市	38	13	児童館	西部区集会所, 町立笠置会館			
た 025	1	有市谷川	有市	93	32					有
た 600	1	風呂花川	笠置	20	7			有	有	
た 503	1	夜千谷川	有市	20	7				有	
た 508	1	井出上川	有市	15	5			有	有	有
た 509	1	井手上東谷	有市	29	10				有	
た 513	1	大切谷川	笠置	15	5			有	有	
た 516	1	奥田谷川	南笠置	26	9			有	有	有
た 517	1	観音坂川	南笠置	32	11				有	有
た 519	1	中尾谷川	下有市	96	33	児童館	西部区集会所, 町立笠置会館		有	
新た 1001	1	横川	有市	93	32	児童館	町立笠置会館、西部区集会所		有	
た 017	1	三神谷川	北笠置	15	5					有
た 001	2	岩谷川	上有市	3	1			有	有	
た 016	2	温泉裏谷川	南笠置	3	1					有
た 018	2	切山東川	切山	6	2			有	有	有
た 501	2	ウン谷川	上有市	6	2					
た 502	2	船頭谷川	上有市	6	2				有	
た 504	2	根台川	上有市	12	4			有	有	
た 507	2	尻枝川	上有市	6	2			有	有	
た 510	2	坂本谷川	切山	6	2					
た 511	2	草畑谷川	切山	6	2					
た 512	2	大切南谷川	笠置	3	1					
た 520	2	横川口谷川	下有市	9	3				有	
た 004	2	西狭間西谷	有市	3	1				有	

※府土砂災害警戒箇所点検マップデータ参照（平成15年5月修正版）

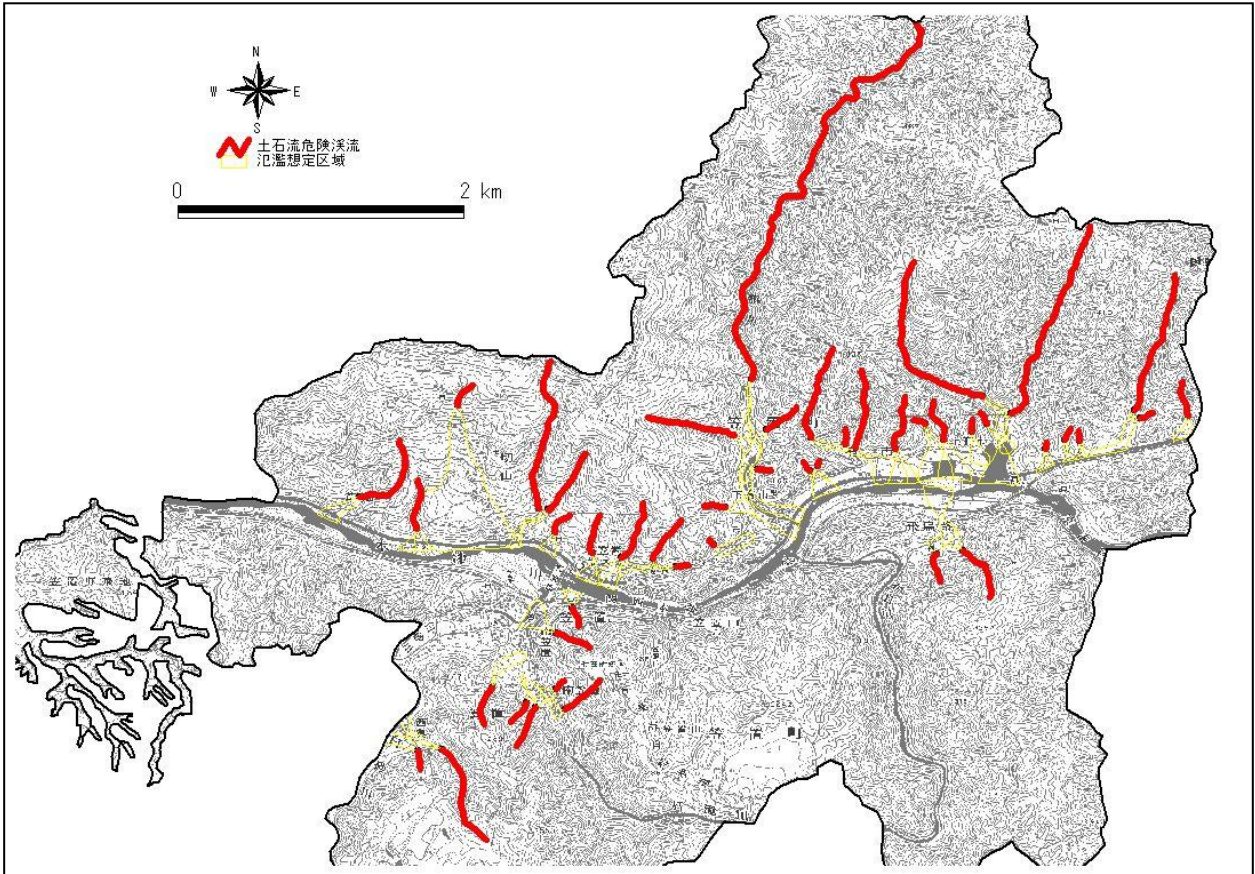


図 町内の土石流危険渓流位置図

第2 計画の方針

大雨時には、崩壊した土砂や緩んだ溪岸が削り取られ、土石流が発生するおそれがある。このため、町は、土石流災害に関して危険と思われる箇所の現状把握に努めるとともに、災害予防必要な施策を検討する。

また、府は、土石流の災害を未然に防止するため、危険区域に対して、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による情報をリアルタイムに発信している。町は、これを活用し、降雨状況等を速やかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報等により避難体制を確立するよう努める。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

第3 計画の内容

1 災害予防対策の実施

- (1) 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。
- (2) 町は、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）の情報を参考にし、土石流に対する警戒避難体制を確立させる。
- (3) 既設工作物の点検を実施し、亀裂や洗堀部に対し早急に補修を実施する。
- (4) 住民に対し、マップ、パンフレット等を配布して、土石流危険渓流の周知徹底、防災知識の普及を行う。また、土石流危険渓流付近の住民に対し、土石流危険渓流ごとの情報連絡体制、避難場所、避難経路等警戒避難方法をあらかじめ定め周知に努める。

2 土石流危険渓流以外の把握

土石流危険渓流以外についても、保全対象の有無、多少にかかわらず、調査及びパトロールを実施し、現状把握に努める。

第6節 地すべり対策計画

第1 現況

町には、地すべり等防止法に基づいた地すべりの防止に有害な行為を制限する区域（地すべり防止区域）に指定されている地域が1箇所あり、府が実施した地すべり危険箇所調査要領に基づく調査によれば、1箇所に地すべり危険箇所がある。なお、前者の地すべり防止区域は、後者の地すべり危険箇所の中に含まれる。

なお、この切山地区は、昭和57年3月に地すべり防止区域に指定され、地下水等の影響により発生する地すべりから人家や田畑を守るため、府が地すべり対策事業に取り組んでいる。

現在は、平成15年10月の降雨により発生した地すべり災害の緊急的な対策工として地下水排除工事を実施しており、引き続き集水ボーリング工等が施工される予定である。

＜地すべり危険箇所一覧＞

箇所名	河川名	所在地	危険箇所面積(m ²)	被害想定区域面積(m ²)	人口	人家戸数	公共施設等	対策施設	区域の指定	地すべり履歴
切山	木津川	切山	92.3	99.8	81	28	道路・公民館	有	有	S56

※府土砂災害警戒箇所点検マップデータ参照（平成15年5月改正版）

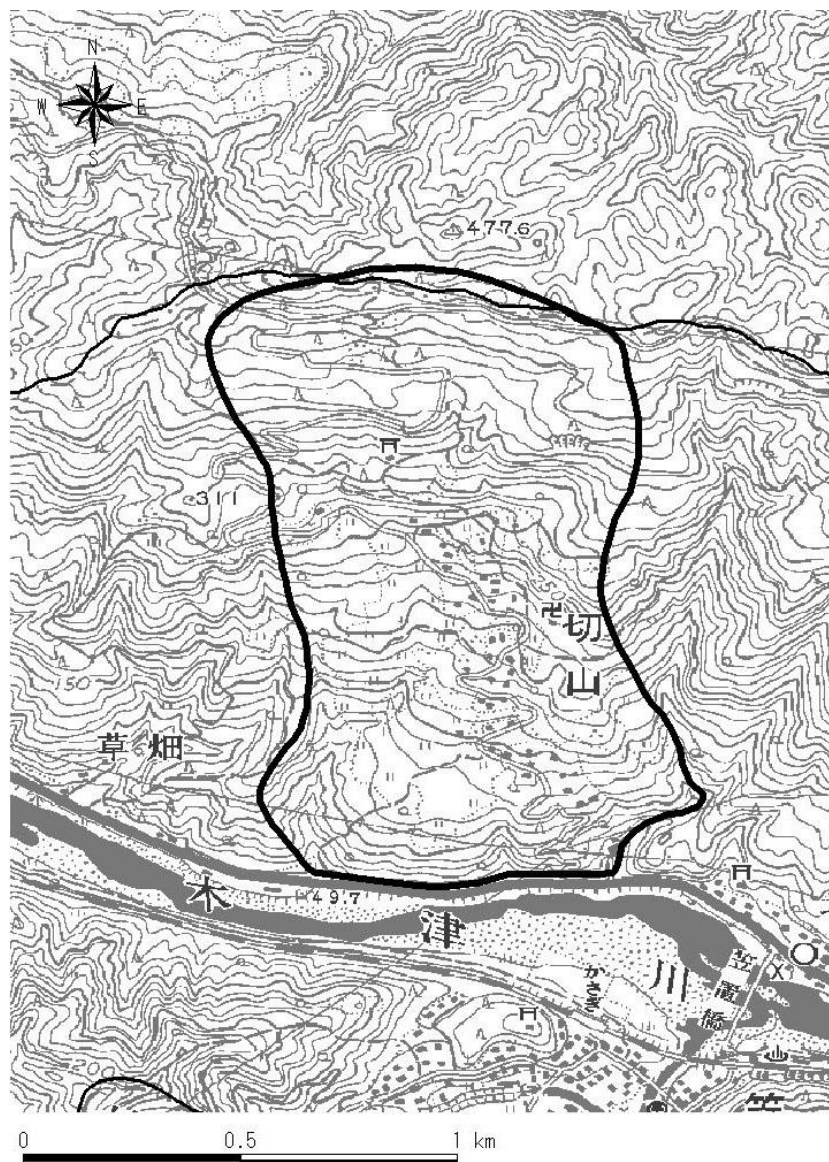


図 町内の地すべり危険箇所位置図

第2 計画の方針

町は、府が進める地すべり対策事業の推進に協力し、災害の予防に努める。特に、集中豪雨等の際は、地盤の緩みによる地表面からの雨水流入により、地すべりを助長することが懸念されるため、十分な調査を行い、対策を検討するとともに災害防止のための警戒避難体制の確立を図る。

第3 計画の内容

町は、府が進める次の地すべり対策事業の推進等に協力する。

- (1) 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- (2) 地すべり調査結果に基づいて、地すべり防止区域の指定を促進する。
- (3) 地すべりの特性と地下水・地表水との関連性に応じて、地下水・地表水を排除する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。

- (4) 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工する。
 (5) 地すべり危険箇所の把握や予報警報システムの検討及び警戒避難体制の整備に努める。

第7節 急傾斜地崩壊対策計画

第1 現況

町には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に指定された急傾斜地崩壊危険区域が7箇所あり、府が実施した急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領に基づく点検調査によれば、28箇所の急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが11箇所、Ⅱが17箇所）がある。

＜町内の急傾斜地崩壊危険箇所一覧＞

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	小字	延長(m)	高さ(m)	傾斜(°)	保全対象			施設施工	区域指定
								人口	人家戸数	公共施設		
た1001	自然	奥田	笠置	奥田	200	44	40	52	18			
た1002	自然	切山	切山	井垣内	90	16	30	17	6			
た1004	自然	北笠置	笠置	西通	50	32	40	78	27	笠置町役場、公民館、消防格納庫	有	有
た1005	自然	後谷	笠置	後谷	100	48	35	38	13			
た1006	自然	中村Ⅰ	笠置	風呂鼻	140	28	40	26	9		有	有
た1007	自然	中村Ⅱ	笠置	栗栖	100	26	40	38	13	J R 笠置駅	有	有
た1008	自然	南笠置Ⅰ	笠置	市場	210	70	35	73	25	中央公民館	有	有
た1009	自然	奥南笠置Ⅱ	笠置	芝崎	340	56	35	116	40		有	有
た1010	自然	下有市Ⅰ	有市	峠阪	180	62	40	38	13		有	有
た1011	自然	下有市Ⅱ	有市	峠阪	340	32	35	64	22		有	有
た1012	自然	有市	有市	中尾谷	330	86	45	107	37		有	有
た2001	自然	草田切	笠置	草田切	100	40	35	12	4			
た2002	自然	西谷久保	切山	西谷久保	50	16	30	3	1			
た2003	自然	堂阪	切山	堂阪	60	15	30	3	1			
た2004	自然	草畑Ⅰ	切山	井手上	120	52	30	6	2		有	有
た2005	自然	草畑Ⅱ	切山	草畑	160	46	30	12	4			
た2006	自然	北笠置	笠置	北笠置	60	30	35	9	3		有	有
た2007	自然	中通	中通	中通	70	44	35	12	4			
た2008	自然	湯谷	笠置	中通	170	56	40	12	4		有	有
た2009	自然	正司	有市	正司	80	24	40	12	4			
た2010	自然	西畷	笠置	西畷	120	60	40	12	4			
た2011	自然	飛鳥路Ⅰ	飛鳥路	西畷	200	52	35	12	4			
た2012	自然	飛鳥路Ⅱ	飛鳥路	木ノ下	50	22	35	3	1			
た2013	自然	西狭間	有市	西狭間	90	32	30	3	1			
た2014	自然	観音坂	笠置	観音坂	60	39	35	3	1			
た2015	自然	井垣内	笠置	井垣内	90	30	30	6	2			
た2018	自然	根台Ⅰ	有市	根台	70	40	30	6	2			
た2019	自然	根台Ⅱ	有市	根台	110	48	30	12	4			

※府土砂災害警戒箇所点検マップデータ参照（平成15年5月改正版）

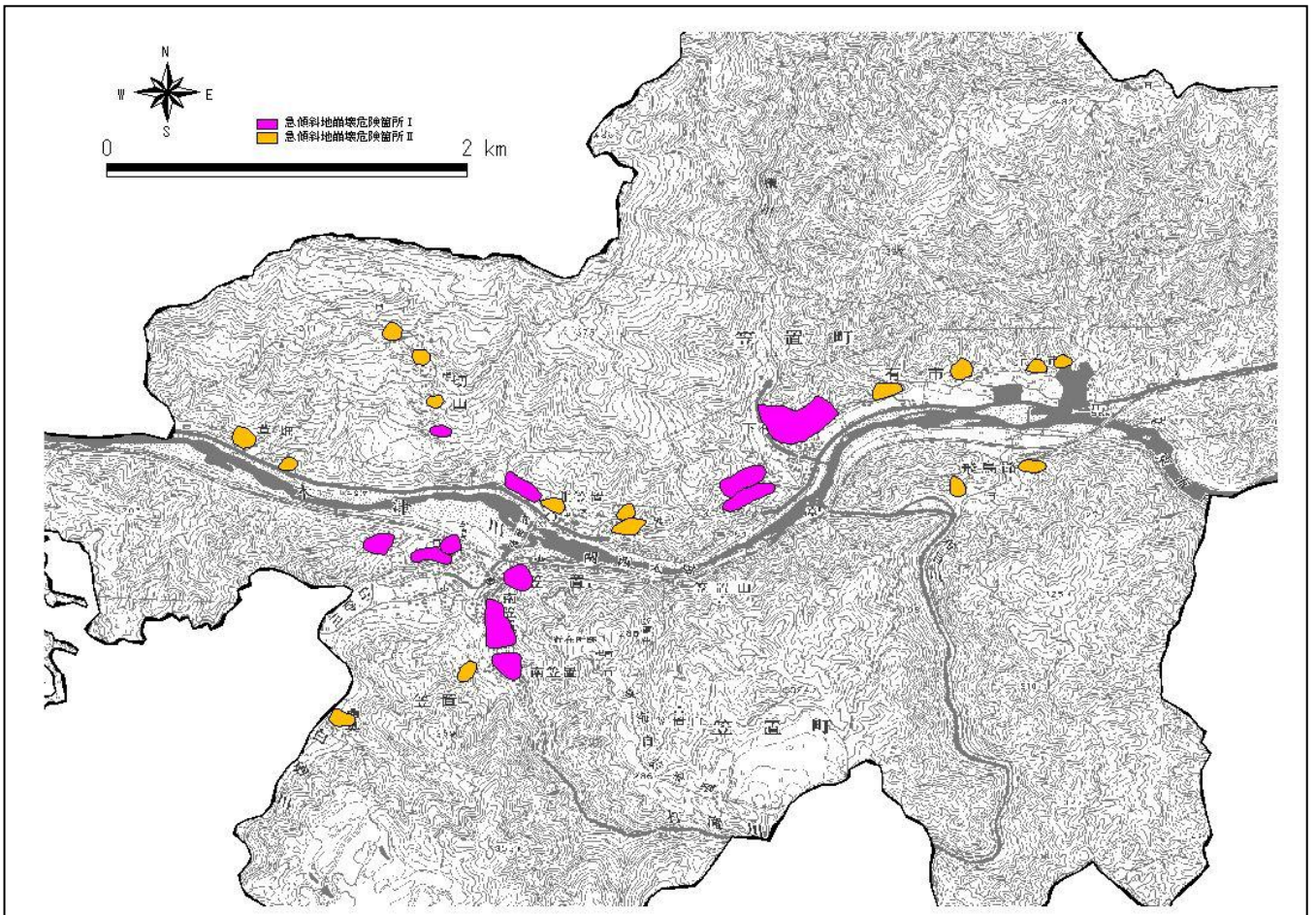


図 町内の急傾斜地崩壊危険箇所位置図

第2 計画の方針

大雨時には、斜面崩壊や地盤の緩みが生じ、斜面崩壊が発生するおそれがある。このため、町は、斜面崩壊に関して危険と思われる箇所の現状把握に努めるとともに、災害予防必要な施策を検討する。

また、府は、斜面崩壊の災害を未然に防止するため、危険区域に対して、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による情報をリアルタイムに発信している。町は、これを活用し、降雨状況等を速やかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報等により避難体制を確立するよう努める。

第3 計画の内容

1 急傾斜地崩壊危険箇所の風水害対策

(1) 警戒避難体制の整備

町は、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）の情報を参考にし、急傾斜地崩壊に対する警戒避難体制を確立させる。また、住民に対し、マップ、パンフレット等を配布して、急傾斜地崩壊危険箇所の周知徹底、防災知識の普及を行う。また、急傾斜地崩壊危険箇所付近の住民に対し、危険箇所ごとの情報連絡体制、避難場所、避難経路等警戒避難方法をあらかじめ定め周知に努める。

(2) 根本的な排水対策の実施

町は、地表水ががけ面と反対側へ流下するよう排水溝を設置し、既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査し、排水対策を実施する。

(3) 崖面の補強対策

亀裂や割れ目の生じている斜面や浮き石の不安定な箇所について、ビニールシート等で整備補強する。

2 急傾斜地崩壊危険箇所以外の調査

事前調査を実施し、急傾斜地災害の予想される全ての箇所の把握に努める。府が調査を実施した急傾斜地崩壊危険箇所以外についても、対策工事等の検討及び崖崩れ防災運動等によるパトロールや町独自の崖台帳作成を実施する。

第7章 農業用施設防災計画

(建設産業課)

第1節 現況

農業用ため池は、町内に3箇所あり、特に、余水吐、堤体、樋管等が老朽化したもの、また、堆積土等のため底樋が閉塞しているもの、あるいは、その規模や構造等が最近の気象条件に適合しないもの等、改修や浚渫ないしは監視が必要な「要改修ため池」は、2箇所ある。

<町のため池一覧>

名称	所在地	貯水量	管理者	要改修
上有市池	大字有市	150トン	民間管理	
平ノ畑池	大字有市	70トン	民間管理	○
切山池	大字切山	2,500トン	切山区管理	○

第2節 計画の方針

町及び施設管理者は、豪雨、洪水等災害発生時や突発的に発生する地震に対しても十分対処できるよう、要注意なものを重点にしなが、ため池や農業用河川工作物について、改修補強等の災害予防対策を推進するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図る。

第3節 計画の内容

第1 農業用ため池の管理

1 台帳整備と保守管理の徹底

府には、府内に存在するため池の諸元や情報（所在地、規模、形式、管理者、図面、現況写真、改修歴、被害想定等）等を記載したデータベース（ため池防災データベース）が整備されていることから、町は、必要に応じて情報提供を受けるなど、連絡を密にして、決壊時における対策や地域の防災対策に役立てる。また、平常時における保守点検や維持管理をため池管理者に対して徹底する。

2 点検調査と防災対策工事の施工

町は、府の支援を得て、「要改修ため池」に重点をおいた、定期的な点検調査（老朽度、漏水堤体損傷、諸設備の故障及び能力不足、堆積土等の調査）を毎年行い、ため池管理者に対して注意を促すとともに、必要な対策工事や措置を行うよう指導に努める。

第2 町及び農業用施設管理団体における農業用施設防災計画

1 大雨、洪水（融雪洪水を含む。）対策

(1) ため池

- ア 巡視による異常の早期発見とこれの報告、特に草刈りの励行
- イ 斜樋底樋の排水態勢の点検整備
- ウ 堤体の応急補強と通行規制
- エ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- オ 不用貯水の排除及び事前放流

(2) 頭首工

水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落し方式のものを含む。）の整備点検と操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないよう、また、取水ゲートからは河水が堤内地に流入しないよう措置をとること。

(3) 用排水路

- ア しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損個所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にすること。

(4) ポンプ

- ア 原動機ポンプ及び付帯設備の点検整備試運転を行い非常に備える。
- イ ディーゼル機関の燃料の確保保管
- ウ 浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納

(5) 農道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

(6) 工事中の施設

手戻を防止するための措置及び仮締切の点検、現場資材の搬出又は整理

2 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平常時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等速やかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし積極的な協力を呼びかけること。

3 補助事業の活用

国及び府が制度化しているため池等の補助事業等を活用し、計画的整備に努める。

第8章 道路及び橋梁防災計画

(建設産業課)

第1節 計画の方針

被災常襲道路の解消、橋梁整備計画の策定、その他災害復旧用機械の強化により災害予防を実施する対策について定める。なお、道路管理者は、災害が予想される箇所から重点的に施設の整備を行う。

さらに、地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

第2節 計画の内容

町は、府の行う道路整備事業に協力するほか、以下の道路及び橋梁に関する災害予防対策を実施する。

第1 道路及び橋梁の防災点検調査

集中豪雨や長雨による災害等の発生に備え、道路の冠水等の危険がないか「平成8年度 道路防災総点検要領（豪雨・豪雪編） 財団法人道路保全技術センター」に基づき点検調査を実施する。また、主要な道路の橋梁について、橋梁基礎の洗掘調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁を点検する。

第2 道路の改良・整備

災害時における緊急輸送等の道路機能確保のため、道路防災総点検調査結果に基づき道路の防災改良工事や拡幅等、緊急性を考慮しながら改良、整備を推進する。

第3 橋梁の改良・整備

主要な道路の橋梁について、道路防災総点検調査結果に基づき老朽橋の補強等を行う。

第4 道路付帯施設の整備

道路付帯施設の更新・補強等を推進する。また、災害時における夜間の安全な道路交通を確保するため、道路照明の整備に努める。

第5 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要であるため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。また、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等と救助・救急・医療及び消火活動について機関相互間の連携強化を図る。

第6 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

第9章 防災営農対策計画

(建設産業課)

第1節 現況

現在、異常気象による農林水産災害を防止するため、広報及びニュース伝達活動を、山城南農業改良普及センター、農業協同組合にて実施する体制の整備に努めている。

第2節 計画の方針

住民の生活基盤安定を目的として農林水産物の災害予防対策の推進を図るため、営農指導を行う組織、方法等を定める。

第3節 計画の内容

町は、異常気象に関する気象予報警報の収集伝達体制の強化に努めるとともに、気象予報警報等の末端への迅速な浸透と、指導体制の確立を図る。

- (1) 山城南農業改良普及センター・農業協同組合との連携の強化
- (2) 農林水産物の予防対策実施の奨励
 - ア 雪害及び干害
 - イ 晩霜と低温障害
 - ウ 春期高温障害
 - エ 春期長雨障害
 - オ ひょう害
 - カ 長梅雨及び水害
 - キ 風水害
 - ク 干ばつ

第10章 建造物防災計画

(総務財政課、建設産業課)

第1節 現況

本町の集落は、溪流沿いや河川沿いに集中している。

古くからの地区では木造家屋の極度な密集傾向が認められ、耐震性、耐火性等の防災性能に問題を抱えているものが少なくない。

第2節 計画の方針

災害時における被害を最小限度に食い止めるため、災害時の指定避難所や救急活動の拠点となる公共建築物をはじめとする建築物の安全性の向上を図るための計画を定める。

第3節 計画の内容

第1 公共施設の防災対策

町は、災害時において、災害救助活動の拠点となる庁舎及び指定避難所として使用する学校、公民館等の公共建築物が安全であるように、計画的に防災診断等を行い、必要に応じ、適切な改修に努める。

また、医療、救護施設、その他不特定多数が利用する施設についても計画的に防災診断等の指導を行い、防災性能の向上に努める。

第2 一般建築物の防災対策

町は、住民に対し、一般建築物に関する防災対策の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、防災上必要な助言、勧告等を行う。

- (1) がけ地崩壊等の災害（土石流及び地すべりを含む土砂災害等）から住民の生命、財産を守るため、京都府建築基準法施行条例により建築を規制されている位置に存在する、既存の不適格住宅等の移転を促進するために、国、府と一体となって移転についての指導を行う。
- (2) 必要に応じて消防本部、建築士会、その他の団体と協力して個々の建築物の防災診断を行う。
- (3) 新しく住宅を建設する場合、若しくは建替えする場合、次の項目に留意するよう指導する。

- ア 山側に大きな窓や戸口を作らない
- イ 窓には鉄製の雨戸やシャッターを付ける

第3 工作物等の倒壊防止・落下防止

町は、倒壊、落下又は飛散等により人、建物等に被害を与え、又は被害を拡大させると予想される屋外広告物や道路占用物件については、点検パトロールにより実態把握を行い、物件の設置者又は管理者に必要な防止措置を講じるよう指導する。

第11章 文化財災害予防計画

(相楽東部広域連合教育委員会)

第1節 現況

町内の建造物及び美術工芸品等の指定文化財は次表のとおりである。

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備の設置が義務付けられている。なお、本町の指定美術工芸品については、防災上の配慮から全て奈良国立博物館へ寄託している。

現在、町にある文化財は次のとおりである。

<町の文化財一覧>

■町の文化財

No.	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日	面積(m ²)
1	史蹟名勝(国指定)	笠置山	笠置 笠置山ほか	町	昭和7年4月19日	1,311,281.4

■遺跡

No.	名称	種類	所在地	備考
2	笠置寺	寺院	笠置 笠置山	伝白鳳11年(683)建立
3	笠置寺経塚	経塚	笠置 笠置山	笠置寺境内虚空蔵石下 平安～鎌倉時代
4	笠置城跡	山城	笠置 笠置山	後醍醐天皇築城 行在所
5	笠置城跡	石剣出土地	笠置 笠置山	磨製有樋石剣 弥生時代中期
6	笠置城跡	遺物散布地	有市 西畷	奈良～鎌倉時代
7	有市東の城跡	館	有市 東の城	
8	有市西の城跡	館	有市 西の城	

■美術・工芸

No.	名称	種別	時代	所有者等	所在地	備考
2	虚空蔵石仏		奈良	笠置寺	笠置 笠置山	
	弥勒石仏		奈良	笠置寺	笠置 笠置山	
	銅製釈迦誕生仏		奈良	笠置寺	笠置 笠置山	日本最大最古
	木造十一面観音立像		平安	笠置寺	笠置 笠置山	印度伝来
	紙本色解脱上人像		平安	笠置寺	笠置 笠置山	
	銅鐘	重要文化財	鎌倉	笠置寺	笠置 笠置山	
	解脱上人貞慶筆「地藏構式」	重要文化財	鎌倉	笠置寺	笠置 笠置山	建久七年の鑄造
	解脱上人貞慶筆「弥勒構式」	重要文化財	鎌倉	笠置寺	笠置 笠置山	
	伝明恵上人筆「夢記」		鎌倉	笠置寺	笠置 笠置山	
	後醍醐天皇宸翰		鎌倉	笠置寺	笠置 笠置山	
	楠木正成・正行真筆		鎌倉	笠置寺	笠置 笠置山	
	凶像抄一巻		鎌倉	笠置寺	笠置 笠置山	
	石造十三重塔	重要文化財	鎌倉	笠置寺	笠置 笠置山	
	伝明兆筆絹本着涅槃図		室町	笠置寺	笠置 笠置山	
	大幅釈迦涅槃の図		室町	笠置寺	笠置 笠置山	
	笠置寺再興勸進帳		室町	笠置寺	笠置 笠置山	
	笠置寺縁起冊子本		室町	笠置寺	笠置 笠置山	
笠置寺境内禁札		室町	笠置寺	笠置 笠置山		
笠置寺縁起		江戸	笠置寺	笠置 笠置山		
笠置寺十境之詩		江戸	笠置寺	笠置 笠置山		
9	木造釈迦如来像	重要文化財	平安	法明寺	有市	法明寺の開創年代不詳
	木造吉祥天立像	重要文化財	平安	法明寺	有市	
	木造増長天立像	重要文化財	鎌倉	法明寺	有市	
10	大般若経		奈良～室町	東明寺	飛鳥路	現在 586 帖

第2節 計画の方針

文化財は貴重な国民的財産であり、その保護・保全には十分な配慮が必要である。

町は、文化財に関する防災業務の実施にあたっては、特に災害予防対策に重点を置き、災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

第3節 計画の内容

第1 文化財保護対策

- (1) 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- (2) 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導を行う。
- (3) 文化財防火デー（毎年1月26日）等に、種々の訓練を行う。
- (4) 文化財の防火に関して、消防本部と連絡、協力体制を確立する。

第2 補助金及び融資

1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等、文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

2 融資

財団法人京都府文化財団の行う融資制度

長期10年償還低利（年利1.2%）

融資対象は補助金事業に準ずる。

第12章 危険物等保安計画

(総務財政課)

第1節 現況

近年、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物等製造所等」という。）は、産業構造の急激な変化に伴って、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難を極めている。

現在、町内にある危険物貯蔵施設は以下のとおりである。

<危険物施設一覧>

(平成27年1月1日現在)

事業所名	連絡先	設置場所又は常置場所	施設区分	品名	最大数量:L	備考
瀧口石油	95-2013	笠置市場 33	給油取扱所	ガソリン・軽油	28,800	
			屋内貯蔵所	灯油	4,900	
株式会社谷川石油	95-2124	西通り 15-1	給油取扱所	ガソリン	10,000	
				灯油	10,000	
				ガソリン・軽油	30,000	
笠置すまいるセンター		笠置上津 57	屋内タンク貯蔵所	灯油	1,000	休止中
わかさぎ温泉笠置いこいの館	95-2892	笠置隅田 21	地下タンク貯蔵所	灯油	8,000	
かさぎゴルフ倶楽部	95-5500	笠置有市ヶ谷	給油取扱所（自家用）	ガソリン	576	
		笠置東山 33	給油取扱所（自家用）	ガソリン・軽油	3,852	
ツーワイ合成有限会社	95-5456	有市船頭 11	製造所		不明	
			屋内貯蔵所		不明	
			一般取扱所		不明	
			屋内貯蔵所		不明	
ホテルセンチュリー	95-2344	切山一の堂 1	地下タンク貯蔵所	重油	4,000	休止中

第2節 計画の方針

危険物等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

第3節 計画の内容

町及び消防本部は、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理、貯蔵取扱基準の遵守等を図るよう次の対策を実施するとともに、施設の自主防災組織の育成のため種々の活動を検討する。

第1 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状である。

- (1) 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準にしたがって行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。

- (3) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行うなど、現地において強力なる行政指導を実施する。
- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

第2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

第3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物特に石油類屋外タンクの著しい不等沈下(タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1をこえるもの)による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え次の事項について指導する。

- (1) 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施
- (2) 著しい不等沈下のある屋外タンクの貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。
- (3) 二重防油堤設置の検討
- (4) 異常事態発生時における応急対峙と、緊急通報体制の確立
- (5) 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施
- (6) 応急資機材の備蓄
- (7) 同企業間の相互応援協定の締結

第13章 消防組織整備計画

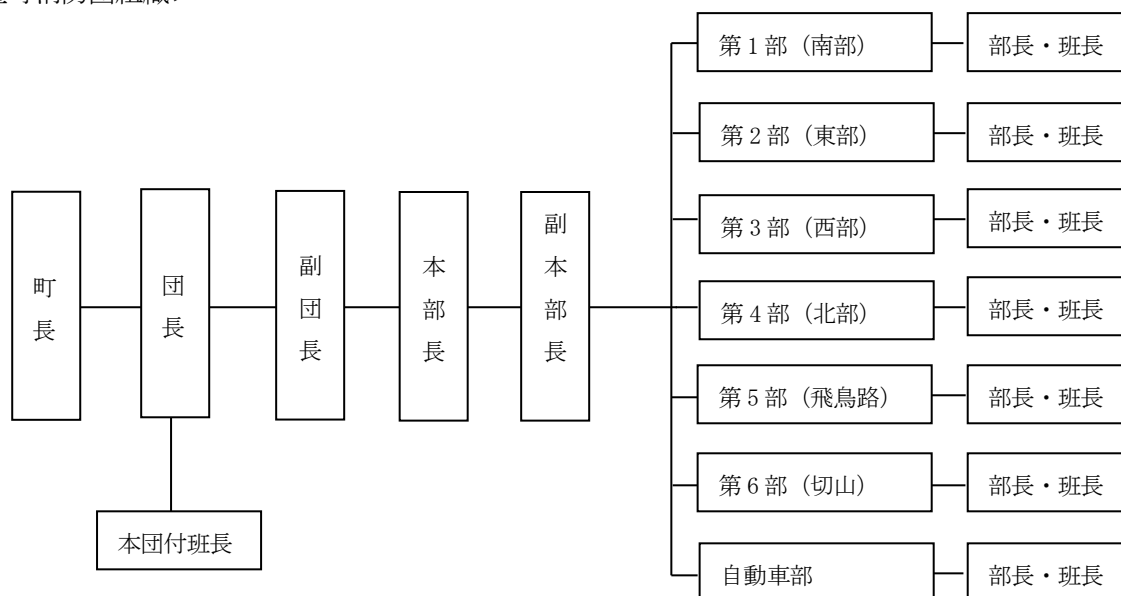
(総務財政課)

第1節 現況

町に係る消防団組織、消防力、消防本部組織の現況は次のとおりである。

なお、消防本部は、消防組織法に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合が行う消防の相互応援に関し、協定を締結している。また、精華町と災害に関する相互応援協定を締結しているほか、京田辺市と火災、救急・救助に関する事務の消防相互応援協定を締結している。

<笠置町消防団組織>



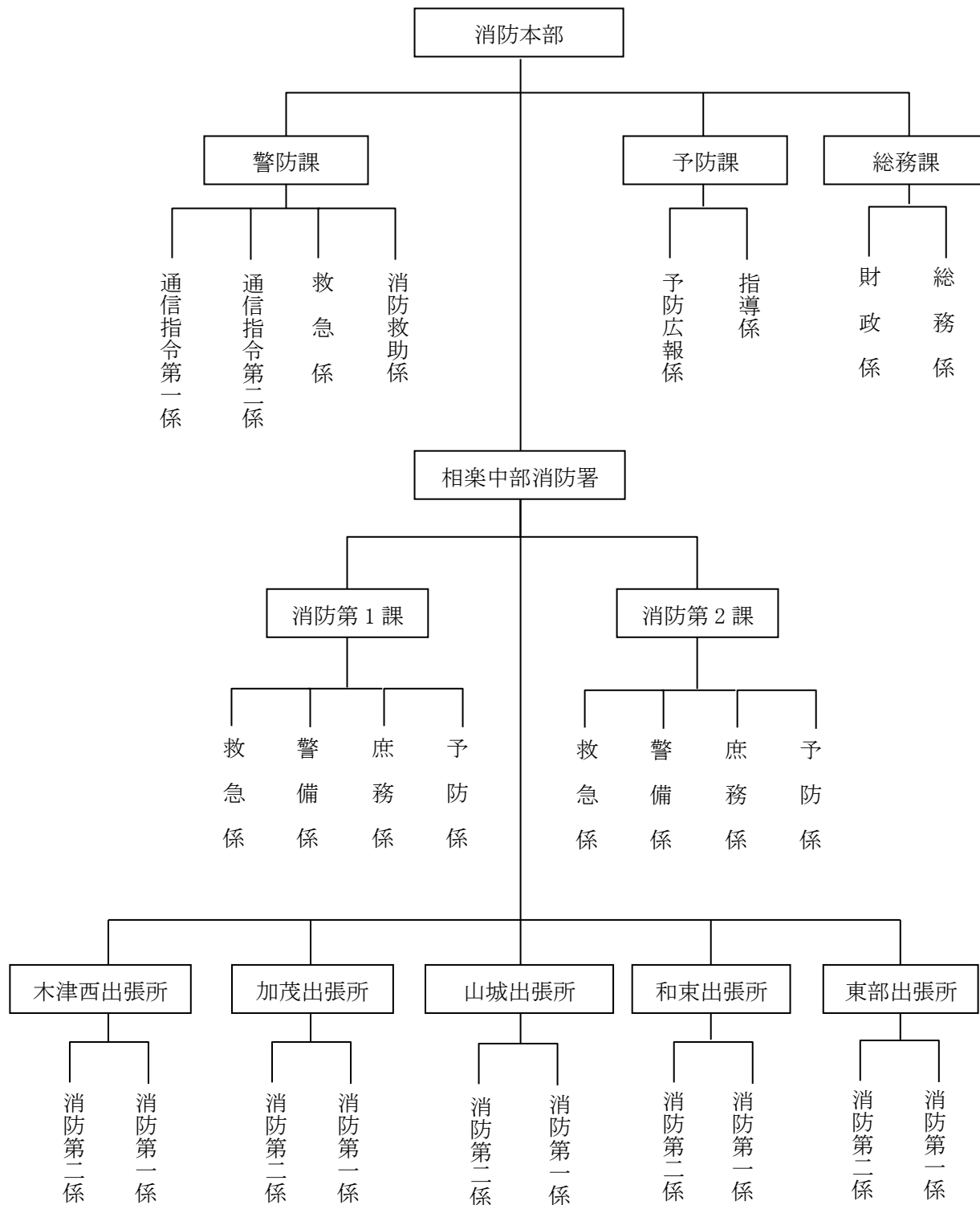
<消防力>

部	消防団員定数	消防機材		計	消火栓	防火水槽		計
		積載車	小型ポンプ			40t 級	40t 未満級	
本部	3	—	—	—	—	—	—	—
1	38	2	2	4	15(32)	3	1	4
2	17	1	1	2	4(18)	4	—	4
3	20	2	2	4	—(25)	6	—	6
4	7	1	1	2	4(5)	1	1	2
5	2	—	1	1	—(8)	2	—	2
6	9	1	1	2	1(16)	4	1	5
自動車	17	1	1	2	—	—	—	—
合計	110	9	9	18	24(104)	20	3	23

※消防団員定数合計は本部を除く

() 基準外

<消防本部、消防署の機構>



第2節 計画の方針

町及び消防団・消防本部は、各種災害（特に火災）の予防及び防除に対処するため、消防組織の充実、消防力の充実強化、消防職・団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

また、特に、コミュニケーションを重視した初動体制の確立に努める。

第3節 計画の内容

第1 消防組織・体制の充実

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、住民生活の安心安全を図る。

1 町の消防体制の強化と府との連携の推進

- (1) 消防施設等の整備促進
- (2) 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練（安全管理含む）機能の充実
- (3) 迅速な救急搬送の促進

2 消防団の活動力の強化

- (1) 消防団員の確保
- (2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上
- (3) 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進
- (4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第2 消防意識の啓発

町は、消防本部等が実施する次のような消防防災に関する各種行事に積極的に参加し、さらに春秋2回全国火災予防運動に際し、各種関係団体と連携協力し、住民に対する強力な火災予防意識の啓発徹底を推進する。

- (1) 春季全国火災予防運動
- (2) 秋季全国火災予防運動
- (3) 住宅用火災警報機設置の啓発
- (4) 消防大会、消防操法大会を開催し消防意識の啓発と消防志気を高める
- (5) その他次の関係団体と協力して行う消防意識の啓発と火災予防の徹底を図るための行事
(公財)京都府消防協会、(一社)京都府危険物安全協会連合会、(一社)京都消防設備協会等

第3 相互応援協定

消防本部は、消防行政の合理化と効率化を図るため、常備消防機関間で広域的な相互応援協定の締結に努めている。

町は、こうした協定に基づく大規模災害消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火、救急、救助に係わる活動が実施される場合に備え、あらかじめ必要な応援、受入れ体制の整備に努める。

第4 消防職・団員の教養訓練の促進

町及び消防本部は、消防大学及び府消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、参加を通じて、消防職員・団員の消防に関する知識及び技術の向上を図る。

第5 防火管理者の育成・指導

1 防火管理者精度の推進

町は、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対して、消防本部が実施している次の措置について協力する。

- ・防火対象物には必ず防火管理者を選任し、また現任防火管理者に対し防火管理者上級講習会を開催するなどにより、その資質の向上を図るよう指導する。
- ・防火対象物に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について十分な指導を行う。
- ・防火管理者の組織化を育成指導し、知識及び技術の修得研修の機会を与える。
- ・消防用設備等工事着手の届出及び防火対象物使用開始の届出の際の指導を行う。

2 予防査察体制の充実・強化

消防本部は、消防法、相楽中部消防組合火災予防条例等に基づき学校、病院、事業場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を実施し、また通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化している。

町は、必要に応じて、これらに協力する。

(1) 定期予防査察

公共建物、工場、その他公衆の出入りする場所に年1回以上必要に応じて予防査察を行うものとする。

(2) 危険物予防査察

危険物施設の立入検査を適時実施し、強力な行政指導を行う。

(3) 特別予防査察

火災予防上、特に必要が生じた場合、適宜、特別予防査察を行うものとする。

(4) 防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行うものとする。

(5) 火災警報発令中には火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

第6 火災防止に関する計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等、多面的な対策を実施する。

1 出火防止、初期消火対策

(1) 出火防止計画

- ア 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
- イ 各家庭への広報を図り、家庭内から出火の要因の軽減を図るため、耐震装置付器具（強い地震の揺れを感知し、自動消火する装置の付いた器具）の使用等の広報を行う。
- ウ 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- エ 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- オ 耐震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

(2) 初期消火計画

- ア 震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。

イ 初期消火の技術指導の普及を図る。

ウ 消防団等に可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

(3) 地域住民等の協力

ア 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。

イ 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。

ウ 市が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に努める。

エ 初期消火の要となる消防団の活性化の促進及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

2 火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防用設備等の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第14章 鉄道施設防災計画

(総務財政課、企画観光課)

第1節 現況

町には、西日本旅客鉄道株式会社の関西本線が東西に通っており、ほぼ町中央部に笠置駅が置かれている。

第2節 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定している。

町は、西日本旅客鉄道株式会社と協力して、鉄道施設に関する防災予防対策の実施に努める。

第3節 計画の内容

西日本旅客鉄道株式会社は、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画している。

町は、各種災害予防対策に協力を行う。

- (1) 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建物等の維持、修繕
- (7) 通信設備の維持、補修
- (8) 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- (10) 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- (11) 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- (10) 危険及び不良箇所の点検整備
- (11) 落石、倒木警報装置の点検整備
- (12) 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (13) その他防災上必要なもの

1 地震対策

- (1) 在来線における地震時運転規制

現行、体感もしくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行なっているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

- (2) 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方および落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有を図ることとする。

第15章 通信施設防災計画

(総務財政課)

第1節 現況

西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンクモバイル株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社等の電気通信事業者（以下、「電気通信事業者等」という）は、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立防止対策用衛星電話の回線を整備して、遠隔地市町村の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画及び「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板サービス」の運用計画について定めている。

第2節 計画の方針

町は、電気通信事業者等と協力して、通信施設に関する防災予防対策の実施に努める。

第3節 計画の内容

電気通信事業者等は、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、以下のような災害予防対策を実施している。

町は、各種災害予防対策に協力を行う。

第1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画にしたがって、万全を期している。

- (1) 大雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (2) 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (4) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

第2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

第3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

第4 孤立防止対策計画

災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため孤立防止無線回線の整備充実を図る。

- (1) 孤立防止対策用衛星電話機の整備充実
- (2) 移動無線網の拡充整備

- ア 小型無線電話機の増備
- イ 可搬型無線機の増備

第5 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画

災害時において電話がつながりにくい状況下での有効な情報伝達手段として導入する「災害用伝言ダイヤル171」は、以下の方針で運用する。

なお、このシステムは「171」をダイヤル後、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものである。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- (3) 被災地による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

第6 「災害用伝言サービス」運用計画

「災害用伝言版サービス」は、携帯電話、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否確認情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の連絡手段として活用する。
- (2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- (3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

第16章 電気施設防災計画

(総務財政課)

第1節 現況

電気施設の防災については、関西電力株式会社が平常時から保安規定を始め関係諸規定、規則、要綱、指針等に基づき施設の管理、維持改良を行っている。

第2節 計画の方針

町は、関西電力株式会社と協力して、電気施設に関する防災予防対策の実施に努める。

第3節 計画の内容

関西電力株式会社は、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、以下のような災害予防対策を実施している。

町は、各種災害予防対策に協力を行う。

1 台風、洪水対策

(1) 変電設備

洪水又は低地浸水災害予知箇所の本館、屋外設備の防護措置の実施と排水装置の点検整備。風による飛来物防護措置

(2) 送電設備

電線路の基礎付近の点検が要注意箇所の設備強化

(3) 配電設備

風圧による荷重を考慮した支持物の選定

(4) 通信設備

通信ケーブル回線の2ルート化の強化整備

2 雷害対策

(1) 変電設備

架空地線及び避雷器の適正配置

(2) 送電設備

架空送電線の鉄塔に落雷時、電流をスムーズに大地に流すため、接地抵抗の低減措置の実施及び避雷器の取付地中送電線路については、必要に応じて架空地中併用線路の接続点に避雷器を設置

(3) 配電設備

電線路の重要箇所における避雷器の設置

(4) 通信設備

重要通信回線の電源装置に対する、雷害被災防止施行の維持継続

3 地震対策

(1) 変電設備

ダム設計基準による設計

「JEAG5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針」等による設計

(2) 送電設備

支持物、基礎地盤の地崩れ等の調査を行い異常箇所があれば設備強化を図る。

地中線については、管路及び入孔を耐震設計とする他、応急復旧ケーブルを備付ける。

(3) 配電設備

地震による荷重を考慮した支持物の選定

(4) 通信設備

マイクロ回線用反射板、空中線、鉄塔の耐震設計基準による設計と、巡視点検による維持管理
通信機器の倒壊防止対策の実施管理

4 漏電出火対策

樹木接触等による漏電防止。引込巡視、需要家電気設備定期調査の計画実施、需要家不良電気設備の改良促進。

第17章 資材器材等整備計画

(総務財政課)

第1節 現況

大出水時には、頼みとなる防災拠点や資機材倉庫も、浸水する可能性があるため、十分な耐震性を有したピロティ方式（1階を柱とし、2階以上を部屋等にした構造の建築物）にした防災倉庫等の準備が必要である。

町の水防資機材倉庫の現状は次のとおりである。

<水防倉庫>

水防倉庫	河川名	場所	構造	面積(m ²)	設置年度	備考
第1部	木津川 打滝川 白砂川	笠置平田	鉄骨造	27.59	不明	南部区所有 消防ポンプ小屋
第2部	木津川 木津川	有市根台 有市根台	鉄骨造 ステンレス造	19.01 29.00	不明 平成19年	消防ポンプ小屋 笠置町所有
第3部	木津川 横川	有市横川口	鉄骨造	29.53	昭和51年	消防ポンプ小屋
第4部	木津川	笠置西通	木造	16.89	不明	消防ポンプ小屋
第5部	木津川	飛鳥路東畷	木造	27.51	不明	消防ポンプ小屋
第6部	木津川	切山中深	木造	14.28	不明	消防ポンプ小屋
自動車部	木津川	笠置西通	木造	22.56	不明	消防ポンプ小屋

第2節 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材、器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

また、必要物資の確保は、原則として調達によることとし、災害発生当初、緊急に必要なもの及び他地域からの支援又は流通在庫方式で調達が困難なものは備蓄によるものとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。

第3節 応急復旧資材確保計画

第1 災害対策本部活動に必要な備蓄資機材

町は、災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材、器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備する。

第2 水防用施設資機材

町は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努めるものとする。

1 水防倉庫

- (1) 水防用資材及び器材を備蓄するもので、担当堤防延長1kmから2kmまで1箇所とする。
- (2) 大きさは33㎡以上とする。
- (3) 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

2 水防用資材器材

- (1) 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- (2) むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。

(3) 資材、器材を減損したときは直ちに補充する。

3 水防倉庫1棟当たりの資機材の備蓄、数量の規準

資機材の備蓄、数量の規準は次のとおりである。

■資材

品目	数量	品目	数量	品目	数量
かます・俵	600枚	むしろ	100枚	鉄線（10番）	100kg
布袋類		釘（15cm）	12kg	鉄線（8番）	100kg
なわ	600kg	杉丸太	150本	割木	50束
ローソク	50本	長1.8m末口 6cm		予備土玉石	若干
竹（竹杭用を含む）	50本	長1.6m末口 9cm		予備砂利	

■器材

品目	数量	品目	数量	品目	数量
スコップ	30丁	かけや	10丁	のこぎり	4丁
かま	10丁	おの、又は なた	5丁	ペンチ	3丁
たこづち	8丁	くわ	10丁	バケツ	1個
ツルハシ	2丁	金づち	3丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干		

第3 その他必要な備蓄資材及び薬材

町は、随時、次の資材等の点検整備に努める。

○自動車、救護班装具及び診療録等法定諸用紙、ろ水機、給水車、消毒器、残留塩素測定器、防疫用薬品及び防疫用給水に必要な装具、医扱、医療用具、医薬品（希少ワクチン類を含む。）、衛生材料、輸送用器材及び資材並びに輸送に必要な用具、被服、寝具、その他日用必需品、農業関係災害応急対策に必要な資材、器材

第4節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 生活物資の備蓄

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、町はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施するものとする。

- (1) 町は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。
- (2) 町は、備蓄物資を、全壊・焼失等により家庭等における備蓄が活用できなかった避難者を中心に供与するほか、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるものとする。
- (3) 町は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な食料、飲料水その他の必要な生活物資の備蓄に努める。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。
- (4) 町は、指定避難所に必要な物資を提供できるよう、指定避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。
- (5) 災害時に必要なもののすべてを町で備蓄・確保することは困難であるため、最小限必要な物は備蓄を行い、それ以外は民間からの流通備蓄により調達を図る必要がある。そのために、関連す

る民間関係団体等との協定締結を積極的に活用・推進する。

ア ある程度の在庫の積増し依頼

イ 在庫の優先的な供給依頼

- (6) 町は、広域的な関西広域連合の備蓄計画の議論も踏まえ、府と調整し町の役割分担、備蓄内容等の連携体制を検討する。

第2 米穀等食料の確保

- (1) 町は、卸売業者（支店等）及び山城広域振興局等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。
- (2) 府は、食料品の調達、あっ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合にはただちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立する。
また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品の調達を要請するものとする。
なお、その他応急対策用食料品の要請、調達、あっ旋等の連絡系統を「食料品の調達等系統」に示す。
- (3) 府は町からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「食料品の調達系統」に示す。
- (4) 災害の発生が予想される場合には、町は、当該町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。
なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは別表のとおりである。

第3 物資の調達体制の整備

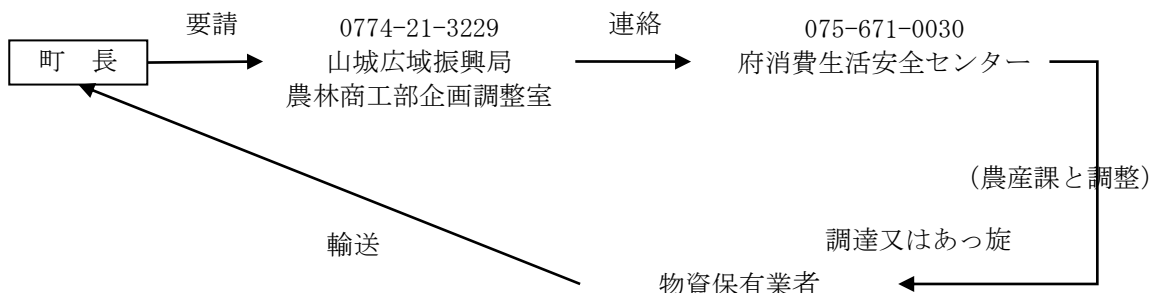
町は、町及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

第4 物資集配地の整備

町は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地をあらかじめ定めておく。

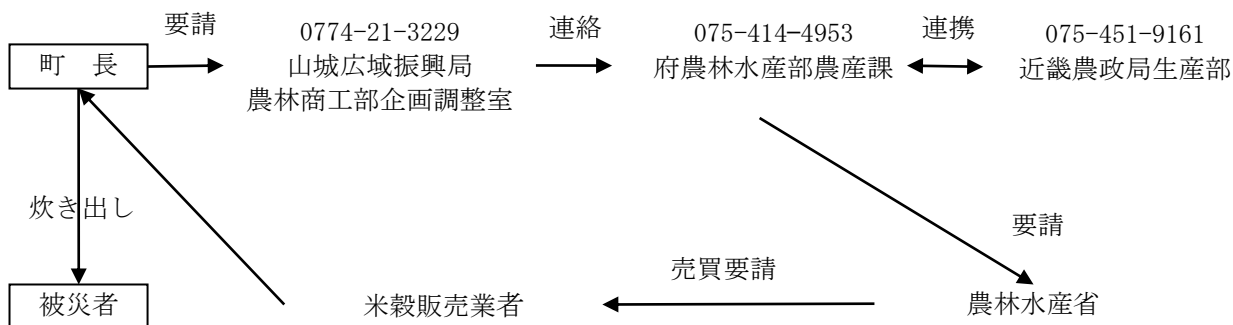
<食料品の調達等系統>

(1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート

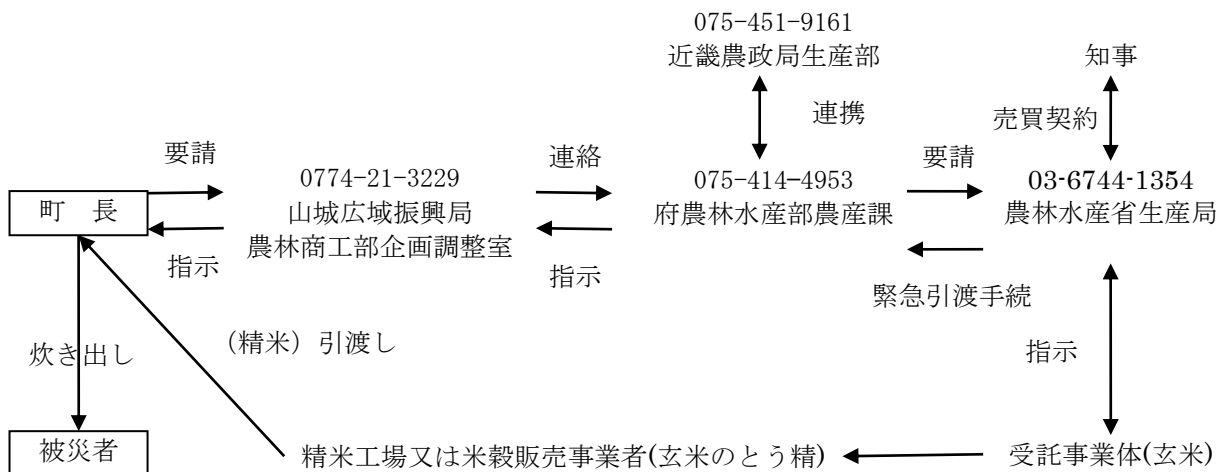


(2) 米穀の緊急引渡ルート

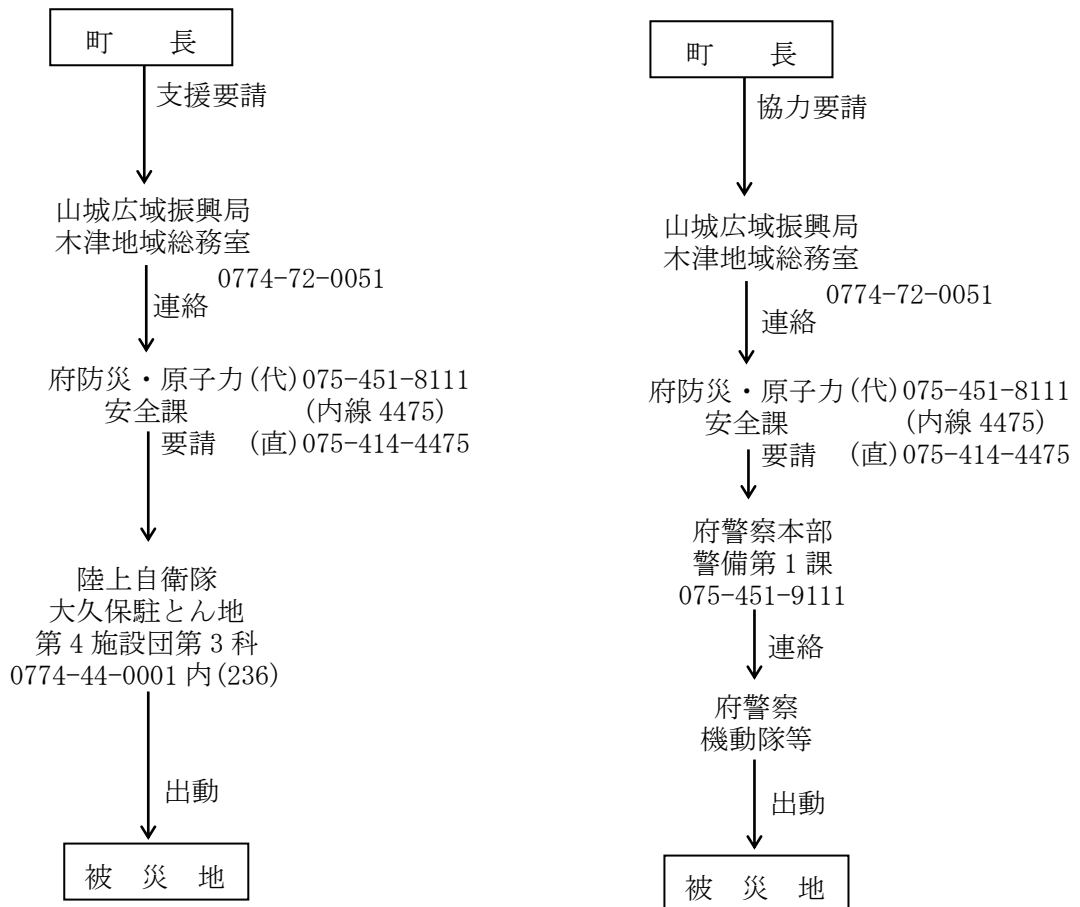
(a) 販売事業者からの調達



(b) 政府所有米穀の調達



自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統



* 府本部設置後は、町長からの応援要請についてはすべて府支部を通じ府本部（防災室）あてに行うものとする。

第18章 防災知識普及計画

(総務財政課)

第1節 計画の方針

町及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連携を保ち単独又は共同して、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう計画するものとする。

また、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 職員に対する防災研修

- (1) 各機関の職員研修所等を利用し、機会を得て防災に関する職員の教育を実施するとともに、防災行政無線、非常無線通信の運用等に関する講習会の開催に努める。なお、教育は幹部職員、一般職員等に分けて行う。
- (2) 町防災計画が適確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

第2 一般住民に対する啓発

1 普及の方法

- (1) 講習会等による普及
各関係機関は、単独又は他機関と共同して、次に掲げる催しを行い、一般住民の啓発に努める。
 - ア 講習会
 - イ 説明会
 - ウ 座談会
 - エ 研究会
 - オ 施設見学会
 - カ 展覧会
- (2) 各種メディアによる普及
各機関は、ハザードマップ、広報紙、広報番組及びポスター、ビデオ等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。
 - ア 映画等による普及
気象、防火及び災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。
 - イ 報道機関による普及
防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞、放送機関に報道を依頼して、一般に普及広報を行うよう努める。
- (3) 記念事業による普及
防災の日（毎年9月1日）、防災週間（毎年8月30日～9月5日）、火災ゼロの日（毎月1日）、火災予防運動等各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

- (4) 社会教育等を通じての普及
 - ア 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
 - イ PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
 - ウ その他の関係団体の諸活動を通じての普及

2 普及の内容

- (1) 町防災計画の概要
 - 災対法第42条第4項に基づき、町防災計画の要旨を広報する。
- (2) 災害に関する一般的知識
- (3) 日常普段の心がけ
 - ア 住宅、屋内の整理点検
 - イ 火災の防止
 - ウ 非常食料、非常持出品の準備
 - エ 指定緊急避難場所、避難場所、避難路等の確認
 - オ 災害危険箇所の把握
 - カ 応急措置
- (4) 災害発生時における的確な行動
 - ア 場所別、状況別
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難の心得
 - エ 「N T T災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」等安否情報伝達手段の確保
 - オ 帰宅困難者支援ステーションの活用
 - カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- (5) 史実の継承
 - 郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談等を様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。
- (6) 緊急地震速報の普及・啓発
- (7) 地震保険、火災保険の加入の必要性

第3 学校における防災教育

各学校においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

1 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

2 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の
かん養及び応急手当等の技能の向上を図る。

第19章 防災訓練・調査計画

(総務財政課)

第1節 防災訓練計画

第1 計画の方針

町は、府の総合防災訓練への積極的な参加や防災訓練の開催等により、非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、住民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に対する関心を高める。

なお、防災訓練の実施に当たっては、要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、男女共同参画し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2 計画の内容

1 総合防災訓練

町は、単独又は府との共同により、防災関係機関等の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、防災関係機関等の参加と住民の協力を得て、通信、動員、災害対策本部運営、消防、水防、交通規制、避難、救助、応急復旧等の様々な形態の個別訓練を基礎とした各種訓練を定期的にかつ総合的に実施する。また、地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

2 地区別訓練

町は、町内各地区の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員通信連絡等の訓練を随時実施する。

3 図上訓練

町は、町内各地区の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について、関係機関が協議し、必要に応じて各地区ごとに図上訓練を実施する。

4 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施する。

5 学校等における防災訓練

町は、学校等において、各々の防災に関する計画に基づき、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

6 防災訓練計画の今後の方針

住民一人一人の行動力の向上を図るため、できるかぎり1世帯1名が参加できる防災訓練の開催を目標とする。

特に、特定地域のみあるいは特定の者だけの参加の傾向が強い防災訓練から、「参加から体験」へと実践的な体験訓練を目指すものとする。

第2節 防災調査計画

第1 現況

現在、定期的にパトロールを実施し、町において災害が予想される箇所の把握に努めている。

第2 計画の方針

町域における河川、ため池、山崩れ並びに宅地造成等で災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、防災体制の整備強化を図る。

第3 計画の内容

1 防災パトロール

町長が実施責任者となり、関係機関と協力し、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれの問題を想定してはその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

なお、実施方法は、「防災パトロール実施要領（昭和48年5月8日付け8消第236号「防災体制の整備強化について」）によるものとする。

2 対策会議の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が懸念される箇所の応急対策を具体化するための対策会議を開催する。

3 既往災害記録の継承

電柱や避難誘導用看板に過去の土砂流出時の堆積深とそのときの雨量を示しておくような啓発活動を検討する。

第20章 自主防災組織整備計画

(総務財政課)

第1節 現況

- (1) 消防本部は、予防行政の一環として職域自主防災組織の整備を図っている。
- (2) 町は、既存組織をもとに自主防災組織の育成を図っている。

第2節 計画の方針

住民の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。

第1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織はあらゆる災害の予防活動をはじめ、災害時における出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の捜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、防災関係機関と協力して応急援助活動を実施するものとする。

第2 住民組織の必要性の啓発と指導

町は、自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図る。

第3 事業所等における取組の促進

事業所等は、災害時に果たすことができる役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各事業所等において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

1 事業継続計画

企業は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。

第4 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を

定めるものとする。

第3節 計画の内容

第1 自治会や町内会等への指導・助言

1 各自治組織への指導、助言

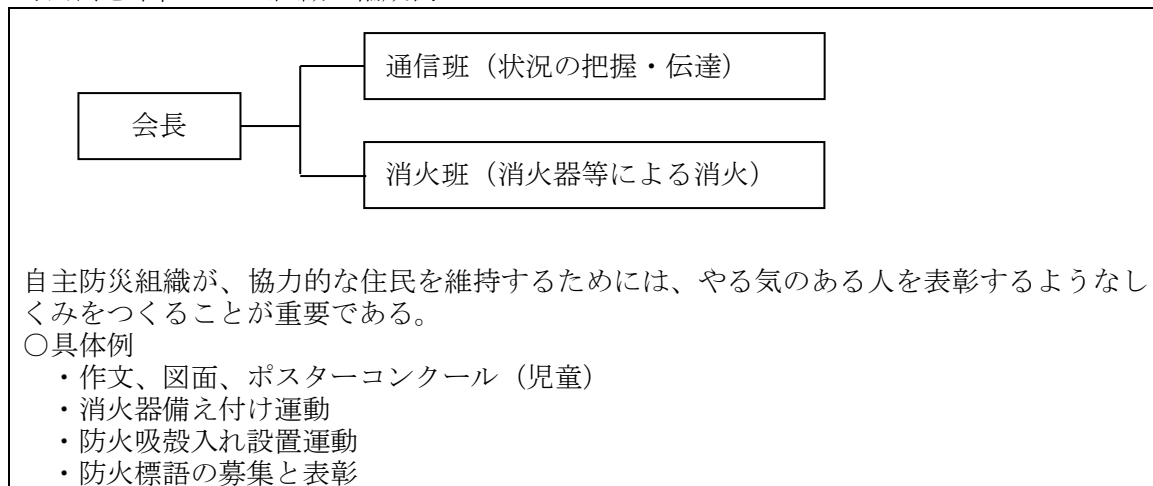
町は、住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、各自治組織に対して自主防災計画の作成、自主防災組織の班構成や運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

2 自主防災組織の整備に当たっての留意点

町は、新しく転入してきた住民等に対して、近隣との意見交換を積極的に行い、生活体験や被災体験の蓄積を図るなど、日頃の住民相互間の交流を促進し、地域の防災問題に対する関心と認識を高める。

さらに、災害時の通信途絶に備えて、指定避難所施設の開設を自主防災組織役員に速やかに依頼できるような体制の検討を行う。

<町内会を単位とした組織の編成例>



<自主防災組織活性化のための諸元>

参加しやすい形態	町内会の下部分会（班）の規模
あらゆる手だてを用いた援助・広報	リーダー研修会、講習会の開催及びマスコミ利用
	防災デー等の設定 (月に一度あるいは、数カ月に一度という形で、住民が地域や身の回りを点検する日を設定する)
	具体的目標の設定 (「〇〇年までには、家庭での消火器設置率を100%とする」等、どこまでやったら良いかを明確にする)
	役割意識を促す資機材の整備・配慮 (バッジ、門標<家の前に〇〇班員であることを標示したもの>等の配慮)
	資金対策の検討 日常的運営費用の不足 →基本的に自主防災組織で対処するものとする 訓練等の行事にかかる費用の不足 →特に消火器、消火剤、ポンプ車燃料等の費用負担について行政側の検討が必要である。 防災資機材等の購入費用の不足 →大型資機材についての補助や助成制度の充実と積極的活用が必要である。

<民間防災組織の育成に関する助成>

(財)日本防火協会によって幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性クラブ、自主防災組織等の民間防火組織の育成とその活動に対する助成、あるいは指導者に対する研修が行われているので、いかに示す助成制度を有効に活用することが望ましい。

①物件交付

物件交付は、消防本部から都道府県消防主管課を経由して、物件交付を申請する。交付物件の品目は表に示すとおりである。

区分	物件の名称
幼年消防	法被、ワッペン、拍子木、育成用物件（鼓笛隊セット又はビデオセット）
少年消防	バッジ、クラブ員手帳、制帽、制服

②その他助成

- ・民間防火組織の地区大会、地区研修会の共催とこれに対する補助金の交付
- ・少年女性防火委員会に対する補助金の交付等

第2 職域自主防災組織の整備に関する助言

町は、消防本部、府と連携して、学校、公共施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設や、石油、ガス等の危険物を製造もしくは貯蔵する施設における被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者及び責任者を中心とした職域防災組織の育成を推進する。

また、事業所等に対し、消防計画や災害時行動マニュアル等を立てておくよう指導に努めるとともに、企業に対して、事業継続計画を策定し、継続的に改善するよう指導に努める。

対象施設としては、次の施設が挙げられる。

- (1) 学校、公共施設、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- (2) 石油類、ガス等を製造、保管及び取扱う施設
- (3) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたるのが効果的であると認められる施設
- (4) 複合用途施設
利用（入居）事業所が共同である施設
- (5) 自衛防災組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

第21章 社会福祉施設防災計画

(保健福祉課)

第1節 現況

社会福祉施設は、非常災害時において利用者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、消防本部の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたり、消防計画を策定し、消防本部に届出を行っている。

<社会福祉施設等>

名 称	所 在 地	電話番号
笠置町老人福祉センター	笠置西通 90-1	95-2750
笠置児童館	有市羽根田 38	95-2944
笠置保育所	有市羽根田 24	95-2942
デイサービスセンター生楽	笠置隅田 24	95-2891

第2節 計画の方針

災害発生時に混乱が予想される社会福祉施設において、施設の整備や防災体制の整備に万全を期し、被害を最小限に止めるための計画について定める。

第3節 計画の内容

第1 施設の整備

町は、社会福祉施設の安全性を高めるため、建築物の耐火性能が向上するよう防災設備の整備等に努める。また、災害に備えて、平常時から施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品及びその他の生活必需品等の備蓄を行う。

また、消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

第2 防災体制の整備

町は、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努める。

また、有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

第22章 交通対策及び輸送計画

(総務財政課、建設産業課)

第1節 現況

本町を通る道路のうち、災害が発生した場合に、府に緊急交通路として指定される道路（以下「緊急交通路候補路線」という。）は国道163号である。

第2節 計画の方針

町は、災害発生時に救助、救急、消火並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第3節 計画の内容

第1 災害時の緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送手段の確保

町は、平常時より町有車両の定期点検・整備等を実施し、運用能力を把握するとともに、車両等の不足が生じる場合をあらかじめ想定し、民間事業者との協定締結に努める。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

2 緊急輸送道路

町は、町内における道路のうち、町役場と指定避難所を結ぶ道路を緊急輸送道路と位置づけ、平常時から維持管理・道路施設強化に努める。

3 輸送拠点

緊急輸送を実施する際の輸送拠点として、笠置小学校を位置づけ、優先的に施設整備を推進する。

なお、輸送拠点とは、主に町外から届けられる救援物資（義援物資）を一時的に集積し、物資の配分を行うための場所とする。

4 ヘリポート

町は、次の施設を災害活動用緊急飛行場外離着陸場として確保し、緊急ヘリポートを示す表示版や夜間誘導灯火、航空無線施設等の支援施設の整備に努める。

表 ヘリポート発着予定地

名称	所在地	面積	電話番号
笠置小学校グラウンド	笠置上津 30 番地	2,360m ²	95-2046
木津川笠置大橋下流河原	笠置	7,000m ²	—
笠置町運動公園	笠置町有市岩谷 17 番地	9,480m ²	95-2301

第2 緊急通行車両の事前届出

1 確認が行われる車両

災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認が行われる車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は、指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害時の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 緊急通行車両の事前届出

町は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、以下のような緊急通行車両の需要数を事前に把握して、木津警察署に申請書類を提出して審査を受け、届出済証の交付を受けておくものとする。

- (1) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
- (3) 使用の本拠の位置が京都府内にある車両

3 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、府警察本部の定める規制除外車両事前届書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

第3 運転者のとるべき措置の周知

町は、災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき以下の措置について周知徹底を図る。

- (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動又は駐車すること。

第23章 医療助産計画

(保健福祉課)

第1節 現況

町は、木津川市及び相楽郡の他町村と協力して、一部事務組織で京都山城総合医療センターを運営している。

町及び消防団は、応急手当等の救急・救護活動が住民自身の活動としてできるよう、自主救護活動に関する知識、技術の普及を図っている。

<災害時に拠点となる医療施設>

基幹災害拠点病院	京都第一赤十字病院	電話：075-561-1121
地域災害拠点病院 (山城南医療圏)	京都山城総合医療センター	電話：0774-72-0235

<町内医療関係機関>

名称	所在地	電話番号	診療科目
伊左治医院	笠置小字浜17	95-2031	内科
笠置歯科口腔外科診療所	笠置小字風呂鼻3	95-2397	歯科、口腔外科
マツヤマ薬局	笠置小字隅田26	95-2778	薬局

<相楽医師会連絡先>

名称	所在地	電話番号
一般社団法人相楽医師会	精華町乾谷金掘3-2 JA京都やましろ山田荘事業所2F	0774-73-8222

第2節 計画の方針

災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、救急医療体制の充実等を図るとともに、相楽医師会の協力を得て、救護所開設等の体制づくりを進める。

また、災害時に必要な医薬品の確保・供給と応急手当に関する知識等の啓発を図る。

第3節 計画の内容

第1 救急医療体制の整備

町は、救急医療に関する総合的なシステムの整備を消防本部、相楽医師会と連携して推進するとともに、次の体制の整備に努める。

1 医療救護班の整備

災害時に備え、相楽医師会と協議し、医療救護班の整備に努める。

なお、医療救護班は、医師1名ないし2名、看護師2名及び補助者1名を標準とし、適宜薬剤師を加える。

2 救護所設置予定施設の確保

笠置町老人福祉センターを災害時の医療救護所として位置づけ、あらかじめ必要と考えられる医療器具、医薬品等の整備に努める。

3 医療救護活動の発令、要請、情報連絡体制の確立

災害発生直後において初動医療救護活動を円滑に実施するため、平常時より府（山城南保健所）、医療関係団体、医療機関及び医療救護班等との情報連絡体制の構築に努める。

第2 住民に対する災害時初期対応の普及・啓発

町は、広く住民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第3 救護活動に対する協力体制の確立

災害時における医療救護活動について、相楽医師会と「災害時等における医療救護活動についての協定」（資料編参照）を締結しており、防災訓練等を通じて、災害時において協定に沿った体制・活動ができるようにする。

第4 医薬品の確保

初動医療活動に必要な医薬品について、病院及び相楽医師会との連携をとりながら、備蓄配備を行う。

また、医薬品等の確保について、医薬品等卸業界等と協定を結ぶことを推進する。

第5 ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域救急医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第24章 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者及び外国人 に係る対策計画

(保健福祉課)

第1節 計画の方針

発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、指定避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

第2節 計画の内容

第1 要配慮者に係る支援体制の整備

町は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、府健康福祉部をはじめ関係部局との連携のもとに、支援体制を整備し、災害時の職員体制や業務分担について定める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。

また、要配慮者の支援活動の中心となるのはヘルパー等の福祉活動に従事しているものや近隣の地域住民であり、ボランティア組織・自治会等地域組織であることから、これらの組織・コミュニティの育成に努める。

第2 避難行動要支援者対策

1 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。また、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、災害対策基本法第49条の10第4項に基づき、関係部局に、情報提供の依頼を、書面をもって行う。

(1) 名簿を作成する避難行動要支援者

以下の範囲の者のうち、特に支援が必要と認められる者

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者

ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者

エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

オ 難病患者

カ 上記以外で避難支援等関係機関が支援の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を避難行動要支援者名簿に掲載する。

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や府との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管を行う。

(4) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿情報を適正に管理し、避難行動要支援者のプライバシーを保護する。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(6) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、本人の同意がなくても、平常時から避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

町は、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう以下の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する

ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する

エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する

キ 名簿情報の取扱状況を報告させる

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する

2 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

町は、避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引継ぎを行う体制を構築する。また、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

町は、避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の運送について協定の締結に取り組む。

第3 要配慮者の安全確保

1 安否確認及び情報伝達

町は、町社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

2 防災訓練の実施

町は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

3 マニュアルの配布

町は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるように、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。

第4 要配慮者の生活確保

町は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。

また、町は、府と連携のもとに要配慮者の緊急受入が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

さらに、町は、指定避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、指定避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第5 外国人の安全確保

1 外国語、絵文字等による誘導標識

町は、指定避難所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板については、多言語化やシンボルマークの活用等の図式化を進める。

2 防災マップの掲示

町は、公共施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。

3 防災パンフレットの配布

町は、外国人居住者に対して、外国語による防災パンフレットの作成・配布を検討する。

4 防災訓練への参加

町は防災関係機関と連携し、防災訓練への外国人住民の参加を推進する。

5 企業・事務所等における防災指導

外国人雇用者の多い企業・事業所等においては、これらの者に対する防災指導等を促進する。

6 通訳・翻訳ボランティア

町は、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

第25章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

(税住民課)

第1節 計画の方針

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を樹立し、清掃業務の万全を期するものとする。

第2節 計画の内容

第1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

災害時においてごみ収集業務が円滑に実施できるよう、緊急出動できる体制を確保するとともに、廃棄物処理業者と必要な業務提携等を行い、保有する人員・車両を把握しておく。また、業者所有のごみ運搬車について、町が要請すれば直ちに出動できるよう、平常時から車両を整備し点検しておくよう協力依頼を行う。

第2 し尿処理に係る応援体制の整備

し尿処理については、相楽郡広域事務組合及び委託業者等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

第3 仮設トイレ等の調達体制の整備

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、仮設トイレレンタル業者を事前に調べるなど、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第4 仮置場の確保

生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場については、平常時より確保しておく。

第26章 行政機能維持対策計画

第1 計画の方針

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途に充てるため、資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

第3 各種データの整備保全

災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第27章 ボランティアの登録・支援等計画

(総務財政課、保健福祉課)

第1節 計画の方針

第1 基本的な考え

ボランティアは、自主的かつ自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、町(災害対策本部)との連携・支援が必要となる。

したがって、町は、ボランティアとの関係を次のように明確化する。

- (1) 町は、ボランティアの自主性を尊重する。
- (2) 町は、ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等について、ボランティアで組織する調整機関(以下「ボランティア調整機関」という)との連携を図るとともに、その活動に対して支援、協力を行う。

第2 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティアの協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア(以下「災害ボランティア」という。)の活動が円滑に行えるよう、ボランティアの自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

また、町は、町社会福祉協議会、府、府社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と連携し、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるように環境整備に努める。

第2節 計画の内容

第1 一般ボランティア(特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア)受入れ体制の整備

一般ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「府災害ボランティアセンター」及び「災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。

また、町は、町社会福祉協議会、府社会福祉協議会と協力し、常設災害ボランティアセンターの設置を進めるものとする。

第2 事前調整

町は、府が設置する災害ボランティア協議会と災害時の活動について事前に調整を行っておく。

また、平常時よりボランティア調整機関の組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ活動への協力を依頼する。

- (1) 町内の社会福祉施設、民間福祉団体、町社会福祉協議会等のボランティア組織
- (2) 住民組織
- (3) 他地域のボランティア組織
- (4) 企業労働団体
- (5) 学校
- (6) 一般ボランティア

第3 災害ボランティアコーディネーターの養成

町は、平常時より各関係機関と相互に連携を図りながら、災害時のボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

第4 活動支援体制の整備

町は、災害時に、ボランティアの受入れ及び活動のための拠点をあつせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。

第5 災害ボランティアに関する啓発

町は、社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアに対する理解と協力が得られるよう、住民に対し、災害ボランティア活動の意義、活動内容について啓発を進める。

第6 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

町は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行う。

第28章 広域応援体制の整備

(総務財政課)

第1節 計画の方針

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておく。

第2節 計画の内容

第1 防災関係機関との応援体制の整備

町は、災害時における消防以外の分野（食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達、広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等）の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定を締結するなど、広域応援体制の整備に努める。

第2 消防受援体制の整備

町は、消防本部が確立する消防相互応援体制を把握するとともに、連絡体制及び応援受入れ体制の整備に努める。

また、緊急消防援助隊及び大規模災害消防応援部隊による消火、救急、救助に係わる全国的な応援、受援体制の整備に努める。

第3 救援活動拠点の確保

町は、自衛隊をはじめとする防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート、待機所等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、連絡体制の整備に努める。

第4 合同訓練の実施

町は、防災関係機関等との合同訓練の実施等により連絡体制の強化に努める。

第29章 水道施設防災計画

(建設産業課)

第1節 現況

町における飲料水は、簡易水道で全地区に供給している。

第2節 計画の方針

町は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

また、府は、町が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。

第3節 計画の内容

- (1) 町は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 町は、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 町は、施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。
- (4) 町は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。
- (5) 町は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (6) 町は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (7) 府及び町は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (8) 町は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。
- (9) 府及び町は、飲料水の備蓄の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

第30章 学校等の防災計画

(相楽東部広域連合教育委員会)

第1節 計画の方針

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2節 計画の内容

第1 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実にを図る。その際、学校等が指定避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市町村等の災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

1 学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が指定避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び指定避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、町の災害担当課等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

(1) 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時
- ・ 登下校時
- ・ 夜間・休日等

(2) 保護者との連絡、引渡し方法

(3) 施設・設備の被災状況の点検等

3 指定避難所としての運営方法等

町の災害対策関係職員が配置されるまでの間、指定避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で指定避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

指定避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷

者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び指定避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、指定避難所に対する支援や指定避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第2 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 指定避難所としての機能整備

指定避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図るなどの適切な予防措置を講じる。

第3 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第4 教育活動への配慮

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第31章 避難に関する計画

(総務財政課)

第1節 現況

町では、公共施設を主とした避難計画及び指定緊急避難場所整備を推進している。

なお、今後の整備の問題点としては、次の項目が考えられる。

- (1) 集落内の道路が全般的に狭く、自動車のすれ違いが困難な地区がみられるため、中継地点としての集合場所の設置検討が望まれる。
- (2) 現在の避難対策では、指定避難所まで、かなりの距離を歩行することになるが、高齢者は、それに耐えることができない。
- (3) 指定避難所自体が浸水、土砂災害等の危険箇所に隣接しているため、安全な避難路等を確保できない。

第2節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、町は、災害により危険区域にある住民が命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所等、避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。

第3節 計画の内容

第1 避難の周知徹底

1 事前措置

町は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ等の危険の予想される地域内の住民に、避難勧告等の意味、適切な避難行動のあり方や、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。

また、町は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「町の避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

2 避難指示等の周知

町は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

第2 避難の勧告又は指示を伴う基準及びその伝達方法

避難準備情報及び避難勧告・指示に関する判断は、気象観測記録、気象予測情報、周辺の災害状況、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による危険察知情報等の入手した情報に基づき町長が行う。

このため、町は、平常時より、情報の共有化や情報インフラの整備に努める。また、避難の勧告又

は指示等は町防災行政無線、広報車等により行うため、平常時よりそれらの維持管理に努める。

第3 避難場所の名称、所在地、対象地区

町は、災害時における住民の生命の安全を確保するため、次の施設を指定避難所として位置づける。
また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、これらの施設を指定避難所として利用する際は、浸水、土砂災害等の周辺状況を十分確認の上開設する。

開設する指定避難所等の決定は、災害の状況から判断するが、原則的には下表のとおり指定する。

表 指定避難所一覧

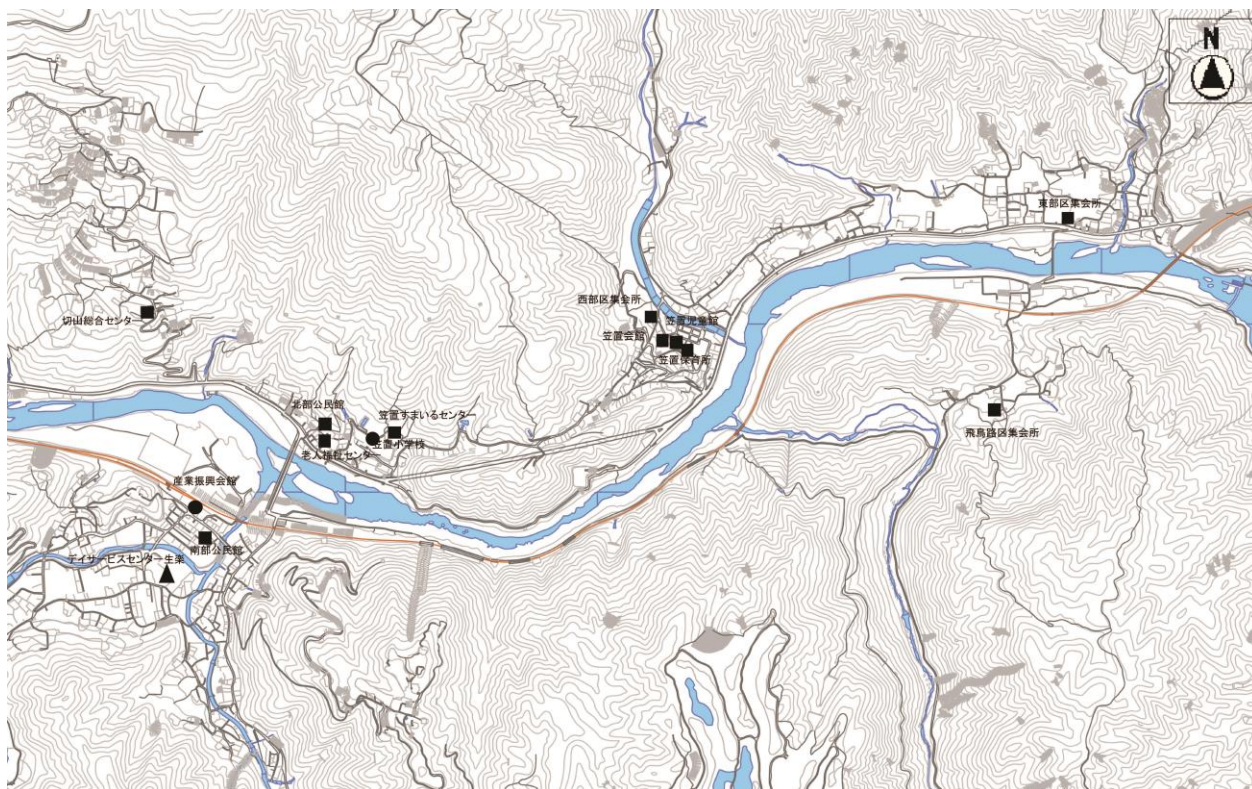
名称	所在地	電話番号	建築面積(m ²)	収容可能人員(人)
笠置小学校	笠置上津 30	95-2046	3,238	260
産業振興会館	笠置佃 46	95-2880	1,006	110

表 指定緊急避難所一覧

名称	所在地	電話番号	建築面積(m ²)	収容可能人員(人)
笠置会館	有市羽根田 42	95-2140	338	40
切山総合センター	切山中深 10	—	106	30
西部区集会所	有市栗足 20-1	—	206	30
東部区集会所	有市根台 23-11	—	92	20
飛鳥路区集会所	飛鳥路東畷 29-2	95-2229	57	10
笠置すまいるセンター	笠置上津 57	95-2101	604	100
笠置保育所	有市羽根田 24	95-2942	455	50
笠置町老人福祉センター	笠置西通 90-1	95-2750	516	90
笠置児童館	有市羽根田 38	95-2944	285	50
南部公民館	笠置平田 33-2	95-2356	272	50
北部公民館	笠置西通 87	95-2352	86	30

表 福祉避難所一覧

名称	所在地	電話番号
デイサービスセンター生楽	笠置隅田 24	95-2891



避難所位置図（●＝指定避難所、■＝指定緊急避難所、▲＝福祉避難所）

第4 指定避難所への経路及び誘導方法

町は、指定避難所をそれぞれ結ぶ道路を避難路として整備することを検討する。

避難路は、土砂災害、浸水害等の危険性がない道路を選定するとともに、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、住民が、指定された指定避難所等に安全かつ容易に避難できるように、避難路や指定避難所等の位置、名称、方向等の標識類の整備に努める。その際、高齢者や障害者等に配慮した避難誘導標識、防災情報案内板等の整備に努める。

また、平常時から消防職団員、警察官等協力の上実施できるような体制整備を確立しておく。

第5 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

第6 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第7 広域一時滞在

- (1) 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる指定避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 町は、避難所が広域一時滞在の用に供する指定避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
- (3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、

他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第8 指定避難所開設に伴う救護措置に関する事項

町は、指定避難所においては、対象地区人口規模に応じて以下のような施設・設備等の整備を行い、防災機能の拡充に努める。

- (1) 食料、飲料水、給水用設備、照明設備、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、燃料、毛布、暖房器具等避難生活に必要な物資の備蓄
- (2) 被災者の安全を確保するために必要な井戸、耐震性貯水槽、自家発電設備、給水車、電源車、仮設トイレその他施設又は設備の整備
- (3) 備蓄倉庫の整備
- (4) 負傷者を一時的に収容保護するための救護設備の整備
- (5) 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災無線、FAX、文字放送テレビ、パソコン等情報通信機器の整備
- (6) 高齢者や障害者等を考慮したスロープや車椅子対応のトイレ等の整備
- (7) 負傷者の応急的措置を行う救護所用の仮設テント、担架ベッド、投光器、緊急電源装置等の救護要資機材の整備

第9 指定避難所の管理に関する事項

町は、指定避難所の開設に備え、以下の内容について詳細に定めた避難所管理運営マニュアルの作成を推進する。

- (1) 避難収容中の秩序保持
- (2) 避難者に対する災害情報の伝達
- (3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (4) 避難者に対する各種相談業務

第10 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

1 住民への情報伝達内容

- (1) 平常時に伝達すべき防災情報
 - ・土砂災害危険箇所の分布状況
 - ・土砂災害発生の原因、種類及び特性等
 - ・気象情報の聴取方法
 - ・住民からの情報の伝達方法
 - ・避難場所・避難路
 - ・避難の誘導方法
 - ・避難時の問い合わせ、注意事項、心得等
- (2) 緊急時に伝達すべき防災情報
 - ・予知情報（災害予知情報、気象注意報・警報等）
 - ・災害誘因情報（台風情報等）
 - ・被害情報（災害による物的、人的被害に関する情報）

- ・安否情報（住民の安否や所在地に関する情報）
- ・避難情報（避難勧告・指示、避難路・避難場所に関する情報）
- ・防災・救援情報（防災機関の活動に関する情報等）
- ・生活情報（道路・交通情報・ライフラインの被害、復旧情報等）

2 住民への情報伝達方法

住民への情報伝達手段は、平常時と緊急時と伝えるべき情報内容が異なるため、その方法も異なる。平常時では、防災意識の高揚が主たる目的であるのに対し、緊急時は、情報伝達の正確さ・早さが特に求められる。したがって、平常時の災害予防対策としては、(1)に示すような情報伝達手段を用い、広く住民の防災意識の高揚を図ることに努め、避難勧告・避難指示等緊急を要する災害応急対策としては、(2)に示す情報伝達方法を検討し、万全の体制整備に努める。

(1) 平常時の防災情報の伝達方法

- ・広報・回覧板、パンフレット等の発行
- ・防災行政無線
- ・ホームページ
- ・ラジオ・テレビ・新聞等のマスメディア
- ・講演会、映写会
- ・防災訓練
- ・ハザードマップ（防災マップ）の利活用
- ・その他

(2) 緊急時（災害時）の情報伝達方法

- ・テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知
- ・ホームページによる周知
- ・防災行政無線（同報系等）による周知
- ・広報車による周知
- ・避難誘導員による現地広報
- ・住民組織を通じた広報
- ・その他

第11 孤立するおそれのある地区の対象に関する事項

1 災害時に孤立するおそれのある地区の把握

町は、風水害時の土砂崩落、倒木等により通行できないことが予想される地区をあらかじめ把握しておく。

2 食料・飲料水の備蓄

町は、孤立予想地区内の住民に対し、それぞれの家庭において食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。

3 情報連絡方法

町は、災害の状況により孤立が予想される地区については、防災行政無線（同報系）の子局・戸別受信機の設置状況等を考慮し、特に情報伝達システムの確保に万全を期する。

第12 避難勧告等の判断・伝達マニュアル

町は、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準についてとりまとめたマニュアルを作成する。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

2 避難すべき区域

浸水深や破堤はん濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難勧告等の想定対象区域をあらかじめ定める。

3 避難勧告等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に次の表による三段階の避難勧告等発令の判断基準を定める。

<三段階の避難勧告等一覧>

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要配慮者避難）情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

避難勧告等の発令の参考となる情報




(1) 河川の氾濫等（洪水予報河川 木津川）

	洪水予報河川						
河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予報が可能な河川						
避難準備（避難行動要支援者等避難）情報	<p>・はん濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき（※1）</p> <p>※1 はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が予測される時 はん濫注意水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加茂</td> <td>4.50m</td> </tr> <tr> <td>岩倉</td> <td>6.00m</td> </tr> </tbody> </table>	観測所	水位	加茂	4.50m	岩倉	6.00m
観測所	水位						
加茂	4.50m						
岩倉	6.00m						
避難勧告	<p>・堤防の決壊につながるような漏水等の発見</p> <p>・はん濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき（※2）</p> <p>※2 一定時間後（※3）にははん濫危険水位に到達すると予測される時、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時</p> <p>※3 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 避難判断水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加茂</td> <td>5.90m</td> </tr> <tr> <td>岩倉</td> <td>6.70m</td> </tr> </tbody> </table>	観測所	水位	加茂	5.90m	岩倉	6.70m
観測所	水位						
加茂	5.90m						
岩倉	6.70m						
避難指示	<p>・堤防が決壊</p> <p>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</p> <p>・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</p> <p>・はん濫危険情報（洪水情報）が発表されたとき（※4）</p> <p>・はん濫発生情報（洪水情報）が発表されたとき（※5）</p> <p>※4 はん濫危険水位に到達したとき</p> <p>※5 はん濫が発生したとき はん濫危険水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加茂</td> <td>6.00m</td> </tr> <tr> <td>岩倉</td> <td>7.70m</td> </tr> </tbody> </table>	観測所	水位	加茂	6.00m	岩倉	7.70m
観測所	水位						
加茂	6.00m						
岩倉	7.70m						

(2) 土砂災害

土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）							
避難準備（避難行動要支援者等避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において、レベル1（凡例 黄色）に到達したとき（同時に「土砂災害警戒情報」が発表） 近隣で次のような前兆現象の発見 						
	<table border="1"> <tr> <td>土石流</td> <td>流水の異常な濁り</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>湧水量の増加、表面流の発生</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加</td> </tr> </table>	土石流	流水の異常な濁り	がけ崩れ	湧水量の増加、表面流の発生	地すべり	井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加
	土石流	流水の異常な濁り					
	がけ崩れ	湧水量の増加、表面流の発生					
地すべり	井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加						
<table border="1"> <tr> <td>土石流</td> <td>渓流内で転石の音、流木発生</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>小石がぱらぱら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き</td> </tr> </table>	土石流	渓流内で転石の音、流木発生	がけ崩れ	小石がぱらぱら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り	地すべり	池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き	
土石流	渓流内で転石の音、流木発生						
がけ崩れ	小石がぱらぱら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り						
地すべり	池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き						
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において、レベル3（凡例 赤色）に到達したとき 近隣で土砂災害が発生 近隣で土砂移動現象、次のような前兆現象の発見 						
	<table border="1"> <tr> <td>土石流</td> <td>土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ</td> <td>湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>地鳴り・山鳴り、地面の震動</td> </tr> </table>	土石流	土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減	がけ崩れ	湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り	地すべり	地鳴り・山鳴り、地面の震動
土石流	土臭い臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激減						
がけ崩れ	湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り						
地すべり	地鳴り・山鳴り、地面の震動						

土砂災害危険度情報（土砂災害監視システム）の各レベルの説明（避難の目安）

黄色		避難の準備 今後2時間以内に土砂災害が発生する恐れがある状況
橙色		避難を開始 今後1時間以内に土砂災害が発生する恐れがある状況
赤色		避難を完了 土砂災害発生の危険性がある状況

4 避難勧告等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、総務財政課と保健福祉課で緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

第32章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(企画観光課)

第1節 計画の方針

町は、府と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

また、必要に応じて、帰宅支援拠点の確保等を行うとともに、拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

第2節 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- (1) 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- (3) 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- (4) 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する
- (5) 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い

第3節 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

町は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、府・鉄道機関などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

第4節 事業所等への要請

町は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。また事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。

第5節 観光客への支援の検討

- (1) 町は、府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。
- (2) 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。
- (3) 学生ボランティア等の活用について検討する。

第33章 集中豪雨対策に関する計画

第1節 計画の方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルート of 安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、多方面から住民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第2節 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として市と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

- (1) 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実
- (2) 避難態勢等の取り組み強化
 - ア 客観的避難基準の充実
 - イ 被災の危険性を考慮した指定避難所・避難場所の設定
 - ウ 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
- (3) 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底
- (4) 要配慮者対策の強化

第3節 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、住民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

第34章 地震防災緊急事業5箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が策定する第4次地震防災緊急事業5箇年計画（平成23年度～平成27年度）及び「京都府戦略的地震防災対策指針」に計上されている次の事業について、施設整備を行い地震に強いまちづくりに資するように努める。

- (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
 - (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (11) 7～10に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - (12) 河川管理施設
 - (13) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - (14) 地域防災拠点施設
 - (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - (17) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- なお、本町では、(3)(5)(13)の事業が該当する。

第3部 災害応急対策計画（一般計画編）

第1章 災害対策本部等運用計画

（各課）

第1節 計画の方針

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災対法及び町防災計画の定めるところにより、町及び防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

第2節 町の活動体制

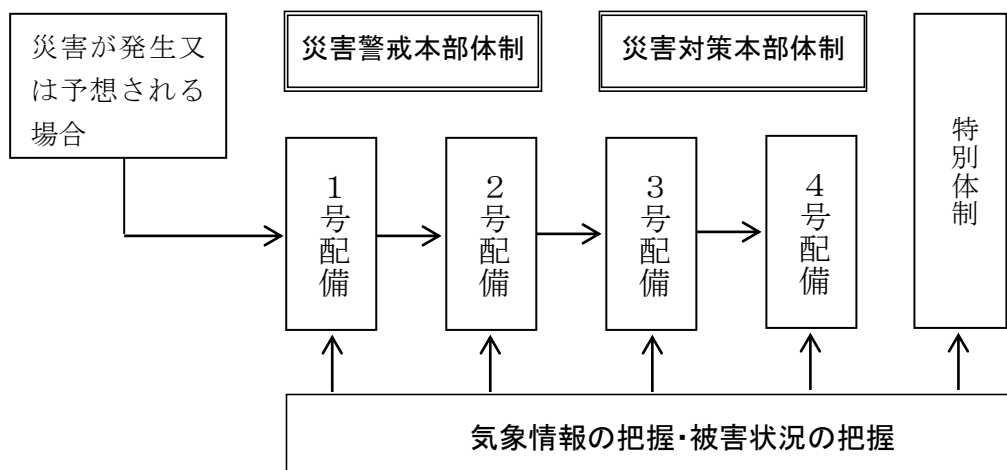
第1 責務

町は、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は町防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

第2 活動体制

町は、その必要を認めるときは、本計画及び災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策にあたる。

なお、活動体制は、状況に応じて災害警戒本部体制（1号配備、2号配備）、災害対策本部体制（3号配備、4号配備）をとったうえで初期活動を行う。



災害配備体制のフロー図

1 災害警戒本部体制

災害警戒本部体制は、大雨、その他異常な自然現象、もしくは気象庁より笠置町に大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき、又は、国から水防警報を受けたときで町長が必要と認めた場合、迅速な災害情報等の収集・伝達と必要な措置を講じるため、設置する。

なお、被害の規模に応じて、職員の増員が必要な場合は2号配備、あるいは災害対策本部体制に移行する。

2 災害対策本部の組織等

町本部は、暴風雨又は局地的集中豪雨等により相当の被害が発生するおそれがある場合において、町長が本部長となって町職員を総括し、笠置町防災会議との緊密な連絡のもとに、町域における災害応急対策を実施する。なお、災害対策本部の運営は、笠置町災害対策本部条例に基づいて行う。

(1) 設置

暴風雨又は局地的集中豪雨等により相当の被害が発生又は発生するおそれがある場合、又は住家の被害が発生しはじめ、なお被害が拡大するおそれがある場合等で強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があると判断された場合、町長は災害対策本部を設置し、庁内及び防災関係機関並びに一般住民に対して通知公表する。

ア 開設場所

災害対策本部は、役場庁舎に設置する。ただし、町役場が被災したときは、町長が指定する場所とする。また、同室に災害対策本部用電話（水防本部用兼用）、府衛星通信系防災情報システム子電話機1台（必要に応じて設置）、テレビ1台等を設置する。

イ 組織体制

災害対策本部の組織体制は次のとおりとし、各班の編成と事務分掌は、次ページのとおりとする。

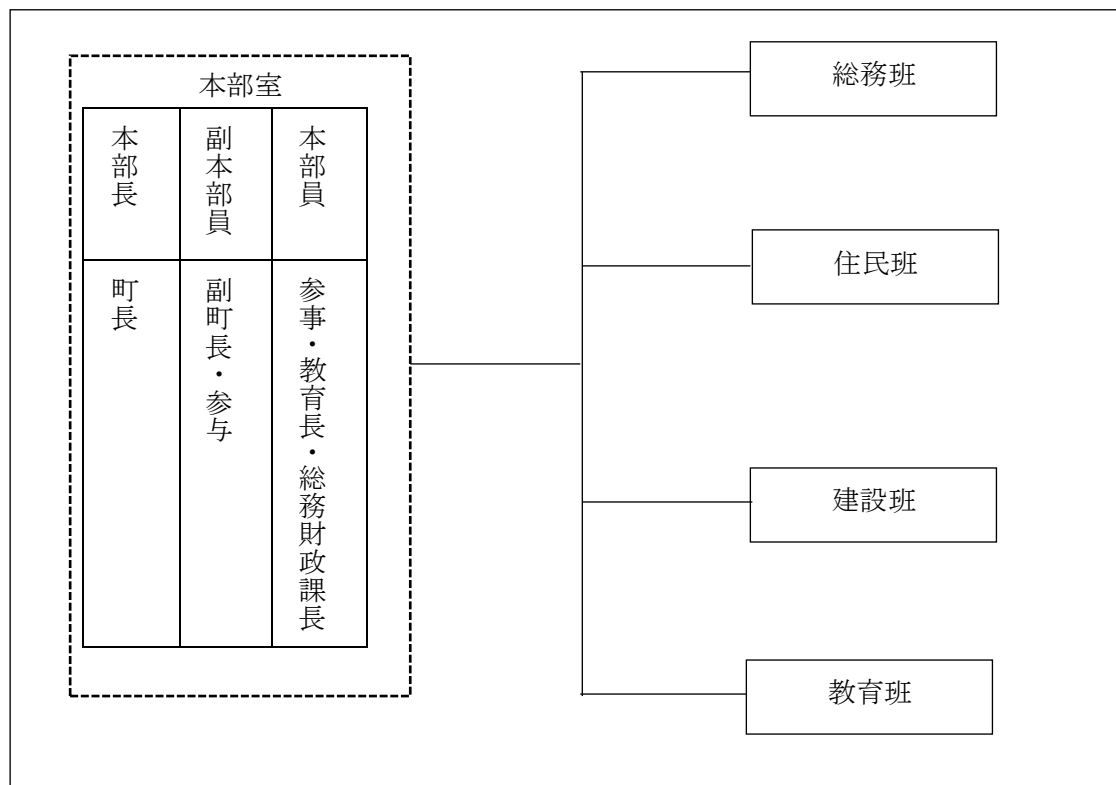


図 災害対策（警戒）本部組織図

<災害対策（警戒）本部事務分掌>

班名	事 務 分 掌
本部室 町長 副町長 参与 参事 教育長	1. 本部の非常配備体制に関する事。 2. 災害救助法の適用に関する事。 3. 国、他府県及び市町村の応援に関する事。 4. 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。 5. 班長等に対する事務の委任に関する事。 6. その他重要な災害対策に関する事。
総務班	1. 本部室会議の事務に関する事。 2. 防災会議に関する事。 3. 命令及び決定事項の伝達に関する事。 4. 自衛隊その他防災関係機関に対する連絡及び要請に関する事。 5. 自主防災組織との連絡、防災体制及び活動の調整。 6. 消防団活動の調整及び指示に関する事。 7. 危険物の防災対策に関する事。 8. 水防資機材の点検、整備、確保に関する事。 9. 消防活動及び水防活動に関する事。 10. 予報、警報の連絡に関する事。 11. 水防に関する事。 12. 被害状況の収集及び報告に関する事。 13. 府災害対策支部（山城南広域振興局）及び関係機関との連絡に関する事。 14. 住民被害の調査に関する事。 15. 公共施設災害の概要調査に関する事。 16. 災害広報に関する事。 17. 義援金（見舞金）の受付、配分に関する事。 18. り災証明に関する事。
住民班	1. 災害救助法の適用に関する事。 2. 救助に必要な調査、連絡に関する事。 3. 救助物資の確保、配分に関する事。 4. 福祉施設の被害状況調査、報告、応急措置に関する事。 5. 指定避難所の開設、連絡及び炊き出しに関する事。 6. 義援物資の受け、配分に関する事。 7. 被災者の防疫に関する事。 8. り災者の救済に関する事。 9. 食料等救助に必要な物資の確保に関する事。 10. 医療救護、助産に関する事。 11. 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関する事。 12. ボランティアに関する事。 13. 感染症の予防に関する事。 14. 清掃作業に関する事。 15. 死亡者の処理及び埋火葬に関する事。 16. 山城南保健所との連絡に関する事。

班名	事務分掌
建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係の被害状況調査及び応急処置に関すること。 2. 農林水産関係の被害状況調査及び応急処置に関すること。 3. 河川、公共土木施設、道路、橋梁の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4. 山城南土木事務所との連絡に関すること。 5. 交通対策に関すること。 6. 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 7. 応急仮設住宅の建設に関すること。 8. 水道施設の被害状況等差及び応急措置に関すること。 9. 水質の管理に関すること。 10. 災害時の給水計画及び応急給水に関すること。 11. 宅地応急危険度判定の実施に関すること。
教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設その他の所管施設の被害状況の調査に関すること 2. 学校施設等の指定避難所開設及び管理運営の協力に関すること。 3. 学校給食調理員の動員に関すること。 4. 学校教育施設の応急復旧に関すること。 5. 児童、生徒の避難に関すること。 6. 被災学校の授業の応急措置に関すること。 7. 学用品の配布に関すること。 8. 児童・生徒等の健康管理に関すること。 9. 文化財の被害状況調査と府教育委員会への報告に関すること。 10. PTAの活用及び連絡調整に関すること。

(2) 閉鎖

本部長は、以下の場合、災害対策本部の閉鎖を決定する。

- ア 町内において災害のおそれが解消し、本部の閉鎖を適当と認めたとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき

(3) 本部長の代理

総括指揮権限者は本部長である町長とするが、不在の場合は次の順位により権限を委譲する。

第1位	第2位	第3位
副町長， 参与	参事	総務財政課長

3 災害対策本部の運用

(1) 本部室会議

本部長は、町の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長、本部員で構成する本部室会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(2) 運用計画

- ア 町の災害に対処する組織は、(ア)指揮命令系統を確立すること。(イ)できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。(ウ)責任分担を明確にすること等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。
- イ 災害対策本部の設置及び閉鎖は、前項の基準によって行うものとし、一般に公告する。
- ウ 災害対策本部の組織及び事務分掌は、前項に示すとおりとし、災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

エ 災害対策本部の運営は、本部室会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき、事務分掌の迅速な処理に努める。

オ 災害対策本部の各班は、本部室会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

カ 災害対策本部の各班は、事務分掌の活動細目については、各班活動計画により定めるものとする。

キ 府が災害対策本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。

4 笠置町防災会議の開催

町長は、必要に応じて、笠置町防災会議条例に基づき笠置町防災会議を開催する。

また、笠置町防災会議の委員は、必要があると認めるときに会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。

第2章 動員計画

（各課）

第1節 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員についてその要領等を定める。

第2節 計画の内容

第1 動員計画

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について、その要領を以下のとおり定める。

1 災害警戒本部体制の動員

災害警戒本部体制時の要員の動員は、以下区分表による。

表 笠置町災害警戒本部体制配備区分表

配備区分	配備時期	配備体制	活動内容
1号配備 (5～10人)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨その他異常な自然現象で、もしくは警報（大雨、洪水、暴風等）が発表され、災害の発生が予想されるときで、町長が必要と認めたとき 国、府より水防警報を受けた場合で、町長が必要と認めたとき 	総務財政課長 防災担当職員 班体制	<ul style="list-style-type: none"> 気象に関する情報収集・伝達 被害状況の把握 町長への報告、配備体制等の指示を仰ぐ
2号配備 (10～20人)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨その他異常な自然現象により、公共施設（主に土木、農林施設）に災害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき 台風が町に接近することが予想されるときで、町長が必要と認めたとき 	町長 副町長 参与 参事 防災担当職員 (重要な防災施設等の担当職員) 班体制	上記のほか <ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の把握－パトロール 被害状況等に応じて災害対策本部体制への移行準備

2 災害対策本部の動員

災害対策本部体制時の要員の動員は、以下区分表による。

表 笠置町災害対策本部体制配備区分表

配備区分	配備時期	配備体制	配備内容
3号配備 (約30人)	<ul style="list-style-type: none"> 暴風雨又は局地的集中豪雨等により相当の被害が発生するおそれがある場合 	2号配備要員のほか一般行政職	<ul style="list-style-type: none"> 災害に対する警戒及び事態の推移によって直ちに召集その他活動ができる体制
4号配備 (全員)	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生した場合 	全職員	<ul style="list-style-type: none"> 町の全機能をあげて防災活動を実施する体制

3 特別体制（配備）

配備区分	配備時期	配備体制	配備内容
特別体制 (適宜)	・異常な自然現象による災害が発生するお それのある場合で町長が必要と認めたと き	本部長（町長）が必 要と認める人員	・本部長が指定し編成する体制

4 動員要請

(1) 動員の連絡系統

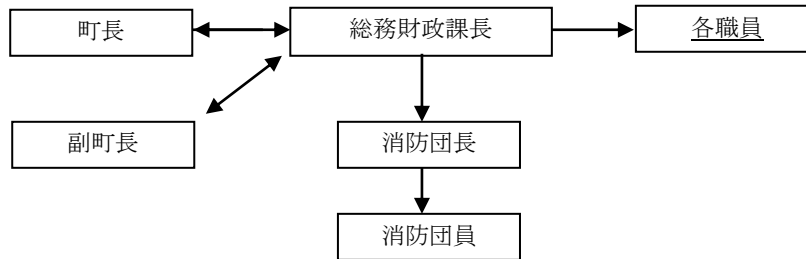


図 連絡系統図

(2) 動員の方法

ア 災害警戒本部体制

(ア) あらかじめ町長に任命された災害警戒本部体制の職員は、勤務時間内の場合は職場で待機し、指示を待つ。勤務時間外又は休日の場合は役場に参集する。

(イ) その他の職員は、勤務時間外の場合は自宅待機し、次の召集に備える。

なお、災害警戒本部体制時において、被害状況の把握により、他の職員の招集が必要になった場合は、上記連絡系統図に基づき、電話による動員連絡網、伝令、その他速やかに伝達できる方法によりその旨を伝える。

イ 災害対策本部体制

(ア) 勤務時間内の場合

庁内放送及び内線・外線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

(イ) 勤務時間外又は休日の場合

総務財政課長は、災害情報（気象情報又は住民からの被害情報等）又は、本庁（日・宿直）より連絡を受けたときは、直ちに町長に報告をするとともに、副町長に連絡する。

町長の判断にもとづいた動員決定後に、担当する職員に対し召集の旨を伝達する。伝達の方法は、上記連絡系統図に基づき、電話による動員連絡網、伝令、その他速やかに伝達できる方法による。

参集を命ぜられた職員は速やかに参集し、登庁途中における被害状況を把握の上、総務企画班へ報告する。

(3) 動員状況の報告

災害対策本部設置後の有効稼動状況を把握するため、各班長は、総務班に各班員の動員状況を報告する。

(4) 消防団に対する伝達及び出動

本部長は、消防団の出動が必要であると判断した場合、消防団長に対し、消防団の出動を指示する。なお、消防団長は、実働部隊たる特質にかんがみ、前記指示によることなく独自の判断に基づき、団員の動員を発令することができるものとする。ただし、発令後直ちに本部長に報告し

なければならない。

第2 他機関に対する出動及び応援要請

大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、災対法に基づき府、防災関係機関、他の自治体等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期すものとする。

1 府に対する応援要請

(1) 要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部長会議を召集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫し、本部長会議を召集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

府知事に応援要請する場合は、(2)の要請事項を明らかにし、無線、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする区域、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

2 その他団体及び機関への応援

府に対する応援要請に準じる。また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は原則として文書で府知事に要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第3章 通信情報連絡活動計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

大規模な災害時においては、通信回線の輻輳、寸断等が予想されるため、府、町及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、府、町及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2節 災害規模の早期把握のための活動

第1 防災関係機関の情報収集

町は、次に示す防災関係機関等と連携して、それぞれの担当する災害等の情報をあらゆる手段により、収集するとともに、当該情報を迅速に府支部を通じて府本部に報告する。

表 府、隣接市町村、関係公共機関等の窓口一覧

機 関 名	通信窓口	電話番号	昼 間	衛星通信系防災 情報システム番号	所 在 地
			夜 間		
京 都 府	消防安全課	075-414-4468			京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
	防災・原子力安全課	075-414-4466		地上8-700-8110 衛星7-700-8110	
山城 広域振興局	木津地域 総務室	0774-72-0051 〃		地上8-770-8101 衛星7-770-8101	京都府木津川市 木津上戸18-1
山城南 土木事務所	河川砂防室	0774-72-1151 〃		地上8-770-8111 衛星7-770-8111	京都府木津川市 木津上戸18-1
山城南保健所	企画調整室	0774-72-4300 〃		地上8-770-561 衛星7-770-561	京都府木津川市 木津上戸18-1
山城教育局	総務課	0774-62-0008 〃		地上8-760-511 衛星7-760-511	京都府京田辺市田辺 明田1
木津警察署	警備課	0774-72-0110 〃		地上8-770-8101 衛星7-770-8101	京都府木津川市 木津南垣外15
相楽中部 消防組合 消防本部	通信指令室	0774-72-2119 〃		地上8-779-8109 衛星7-779-8109	京都府木津川市 木津白口10-2
陸上自衛隊 大久保駐屯地	第3科 当直司令	0774-44-0001 内213 〃 内292		地上8-757-8101	京都府宇治市広野町風 呂垣外1-1
NTT 西日本 京都支店	材メトみやこ 災害対策室	075-802-9179		地上 8-726-8101	京都府京都市中京区壬生東淵田 町 22
	材メトみやこ カスタマサポートセンター	075-221-1700			京都府京都市中京区烏丸三条上 ル場之町 604
関西電力 株式会社	京都支店	075-361-7171		地上 8-725-8101	京都府京都市下京区塩小路通烏 丸西入東塩小路町 579 番地
	京都営業所	075-493-7200			京都府京都市北区小山北上総町 50-1
日本赤十字 社京都支部	事業推進課	075-541-9326		地上8-720-8101	京都市東山区三十三間 堂廻町644
京都第一赤十 字病院	医療社会 事業部	075-561-1121		地上8-771-8101	京都府京都市東山区本町15-749
		075-561-4961		衛星7-771-8101	
京都山城総合 医療センター	防災センター	0774-72-0235		地上8-782-8108	京都府木津川市木津駅前1-27

第2 早期の被害情報の収集

総務班は、早期に被害状況を把握するため、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を可能な限りあらゆる手段で収集する。

また、町をはじめ公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じて災害情報等についての情報交換を行う。

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第1 計画の方針

町は、災害時において、災害応急対策を適切に実施するため、府及び防災関係機関と相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況等の収集、伝達及び報告に努める。

第2 計画の内容

1 被害情報の収集

被害が発生した時、町は、直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて消防本部・木津警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(1) 収集すべき被害情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき被害情報は、おおむね次のとおりである。

- ア 人的被害
- イ 住家被害
- ウ 非住家被害
- エ その他被害
- オ 被災世帯数
- カ 被害金額

(2) 被害状況収集の実施者

被害状況収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。それぞれの分担の一覧は次のとおりである。

被害状況収集の実施者及び実施内容

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
各施設の管理者	① 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ② 所管施設の物的被害及び機能被害
職務上の関連部課	① すべての人的被害 ② 火災発生状況及び火災による物的被害 ③ 避難の必要の有無及びその状況 ④ 要救急救助情報及び医療活動情報 ⑤ 商店、工場、田畑、危険物施設等の物的被害 ⑥ 住家の被害 ⑦ 危険物取扱施設の物的被害 ⑧ 避難道路及び橋梁等の被災状況

2 被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告は、総務班が担当する。

(2) 各班から本部長への報告

各班は、災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を本部長に報告する。

3 府への報告

(1) 被害の認定基準

災害による被害の認定に際しては、「被害程度の認定基準（資料編参照）」に基づく。

(2) 報告の要領及び内容

ア 災害情報

総務班における報告責任者は、町内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合もしくは災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合には、その状況を速やかに府（山城広域振興局木津地域総務室）に報告する。

ただし、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）による直接報告基準に該当する災害については、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

また、府に報告できない場合（山城広域振興局木津地域総務室に報告できない場合）は、直接府消防安全課、防災・原子力安全課に報告を行うこととするが、府消防安全課、防災・原子力安全課にも報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、町は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

報告の内容は以下のとおりである。

ア) 報告の内容

- a 被害の概要
- b 対策本部の設置状況
- c 避難命令及び指示の状況
- d 消防（水防）の活動状況
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

イ) 報告の概要

ア)に掲げる事項が発生次第、その都度「災害情報（資料編参照）」で府に報告する。

イ 被害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、「被害概況即報（資料編参照）」で報告する。

ウ 被害状況報告

被害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、随時「被害状況報告（資料編参照）」により報告する。ただし、警報が発表された場合は被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に同様式で報告する。

エ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に「災害報告書」により府へ報告する。ただし、府知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告しなければならない。

オ 被害詳細報告

衛生、商工、農林、土木及び教育関係の被害詳細については、府が定めるところにしたがって報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(3) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式-1～3により報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意する。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

ア) 緊急要請

イ) 災害対策本部指令及び指示

ウ) 応急対策報告

エ) 被害状況報告

オ) その他災害に関する連絡

第4節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

町、府及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社は、「災害用伝言ダイヤル 171」を提供し、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンクモバイル株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第2 指定電話・連絡責任者の指定

災害情報通信に使用する指定電話（優先電話）を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に連絡責任者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

第3 有線通信が途絶した場合の措置

有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下のとおり無線設備又は使用者（伝令）等により通信連絡を確保する。

1 府との連絡

府の間には府衛星通信系防災情報システムが開設されており、この回線を利用して連絡する。

2 町各部との連絡

災害現場等に出動している各部との連絡は、防災行政無線（移動局）や携帯電話により行う。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

3 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定に基づく非常通信の利用を図る。その運用要領は、以下のとおりである。

なお、非常通信は、下記のほか必要に応じて町在住のアマチュア無線局に協力を要請する。

(1) 非常通信の内容

ア 人命の救助に関すること。

イ 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。

ウ 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。

エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。

オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

ケ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。

コ 災対法第57条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。

サ 災対法第79条の規定に基づき、指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。

シ 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。

ス 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

セ 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

(2) 非常通信を発信できる機関

非常通信は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受できる。

ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

イ 地方防災会議及び災害対策本部

ウ 日本赤十字社

エ 全国都市消防庁連絡協議会

オ 電力会社

カ 地方鉄道会社

キ その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

(3) 非常通信の依頼事項

発信を希望する際は、次の事項を明記して最寄の無線局に依頼する。

- ア あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- イ 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- ウ 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

4 JR通信設備の利用

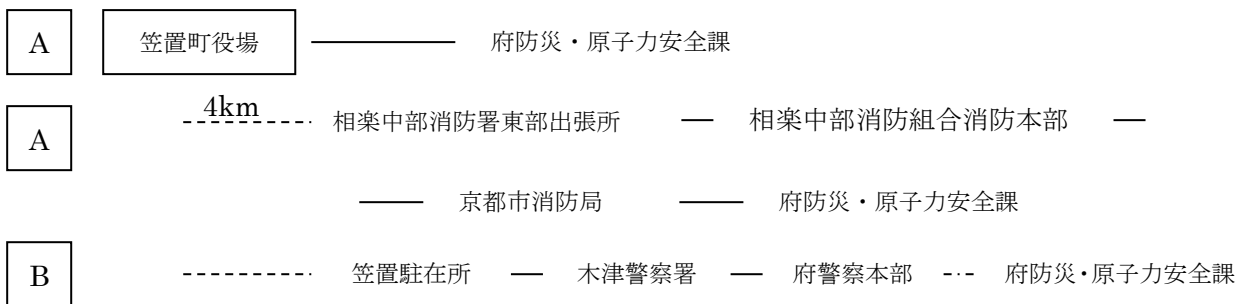
町は、災害に際して、通知、要請、伝達又は警告若しくは応急装置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときには、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用することができる。

5 放送機関に対する放送の要請

町は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社エフエム京都等に災対法第57条に規定する伝達、通知又は警告について放送の要請を行う。

第4 通信連絡系統

1 非常通信連絡系統



(凡例)

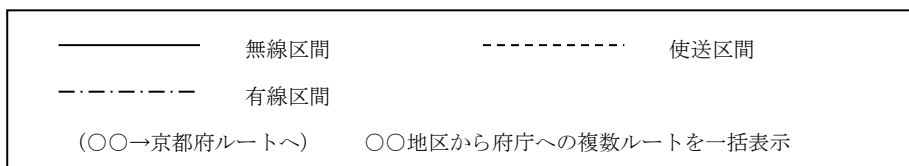
(1) 通信経路の総合信頼度

項目 \ 級別	A級（高度信頼度）	B級
全中継回数	3以下	4以上
新規連絡設定	無	有
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置（又は非常の際30分以内に配置）	左記以外
有線区間	無（又は、あっても予備ルートがあるか地下ケーブル等強固な設計となっている。）	有

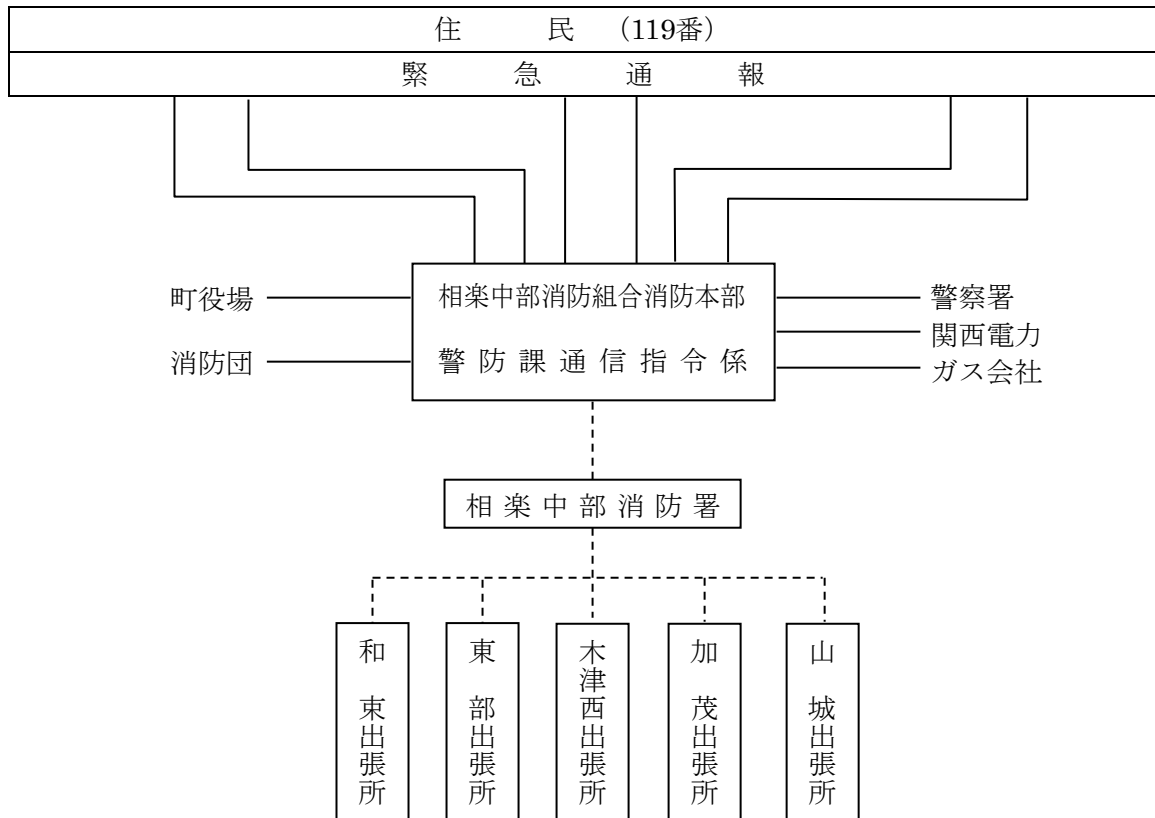
総合信頼度「A級」と経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

総合信頼度「B級」とは経路中いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

(2) 記号



2 消防通信連絡系統



3 他機関への協力依頼

非常無線通信の利用		通報内容
災対法 （第57条、第79条）		
電波法（第52条、第74条）		
伝達系統	依頼者	
	京都府	
	山城広域振興局	
	災害対策本部	
	日本赤十字	
	電力会社	
	無線局開局者	
	以下の発信希望者	
	人命の救助	
	急迫の危険 緊急措置	
発信	通報内容	
最寄りの無線局	人命救助に関するもの	
	天災の予報、災害の状況に関するもの	
	緊急を要する気象、地震等の観測資料	
	総務大臣の通信実施命令（電波法第74条）	
	非常事態が発生した場合の収集・復旧・交通制限その他秩序の維持に関するもの	
	非常事態に伴う緊急措置に関するもの	
	緊急措置を要する犯罪に関するもの	
	遭難者の救護に関するもの	
	道路・電力施設・電信電話回線の破損又は障害の状況及びその修理、復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの	
	町長が発受する通知、要請、伝言又は警告（災対法第57条）	
	町長による応急措置実施のための緊急通信（災対法第79条）	
	防災関係機関相互に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分に関するもの	
	通報要請事項	
	宛先の住所、氏名、電話番号	
	本文(1通 200字以内)	
	発信者の住所、氏名、電話番号	
	記事欄に「非常」と朱記	
	電報電信用紙に電信書体(片仮名)又は文書体(漢字混じり)で明記	

緊急警報放送の要請		放送内容
災対法（第57条）		
災対法に基づく放送要請に関する協定		
電波法施行規則（第2条）		
伝達系統	町長	避難の勧告及び指示等
		災害に関する情報の伝達
		予想される災害の事態
		とるべき措置の指示
		災害時の混乱防止の指示
		その他必要な事項
		放送要請事項
		放送を求める理由
		放送の内容
		希望する放送日時
		その他必要な事項

第5節 災害現地調査計画

第1 計画の方針

本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害現地の実態を把握する必要があるときは、調査班を編成して、被害状況をはじめ、応急対策実施状況等、現地の実態調査を行う。

第2 現地調査要領

1 調査班の編成

調査班の数、構成及びその他必要事項については、事態の状況に応じて本部で決定する。

2 調査事項

調査事項は、次のとおりである。

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策実施状況
- (4) 防災関係機関の活動状況
- (5) 住民避難状況
- (6) 現地活動のあい路
- (7) 災害地住民の動向及び要望事項
- (8) 現場写真
- (9) その他必要な事項

第3 調査報告

現地調査で得られた結果については、速やかに本部長に報告する。

第4章 災害広報広聴計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

町内の災害における被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、町及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、民心の安定と、速やかな復旧を図る。

また、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、町及び関係機関は広聴活動を展開し、災害地住民の動向と要望活動の把握に努める。

第2節 計画の内容

第1 広報活動

1 実施体制

災害に関する広報は、総務班が担当し、情報の収集と公表の一元化を図る。

2 広報内容

民心の速やかな安定を図るため、被害状況、救護活動等の状況、ライフライン等の復旧状況等を住民に適切に広報する。

広報手段は、広報車、広報紙、チラシ等とともに、報道機関に対し、その報道を要請する。

発表の内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 風水害に関する情報
- (2) 避難勧告及び避難の指示
- (3) 被害情報及び応急対策実施情報
- (4) 生活関連情報（指定避難所、給食、給水、生活物資等の供給等について）
- (5) ライフライン（電気、電話、ガス、水道）の被災状況及び復旧状況
- (6) 道路交通状況
- (7) バス、鉄道等交通機関の運行状況
- (8) 医療機関の活動状況
- (9) その他必要な事項

3 報道機関に対する発表

報道機関等への発表は、災害の状況及び応急対策状況等について、町本部で協議の上、適宜現状をとりまとめ、発表を行う。

なお、緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、特に住民等に対して災害情報の通知・要請・広報等を伝達する必要があるときは、府を通じ「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会京都放送局及び株式会社京都放送に災害情報に関する放送を依頼する。

4 一般住民への広報要領

災害及び応急対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項については、次の要領により広報する。

(1) 広報手段

- ア 広報車、防災行政無線を利用する。
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、及びホームページ等の情報通信環境を利用する。
- ウ 新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道を要請する。

(2) 広報内容等

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実に行き渡るように、ライフラ

インの復旧状況、交通機関の運行状況、災害救助活動等に重点を置き、民心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請するなどの事項を迅速に広報する。

5 広報活動における留意点

- (1) 広報車による広報は、より有効に行うため、町内一円に広報車を走らせるより、駅前、公民館等多数の人が集まる地域に集中させた方が望ましい。
- (2) 自動車による避難者及び帰宅者が多く予想されるため、道路の混乱、停滞のおそれに対し、自主通行規制の要請や連絡を速やかに行えるような広報要領を検討する。
- (3) 電話による問合せや知人の安否確認等、電話の輻輳につながる事態に対する注意事項の広報を行う。
- (4) 住民に対し、災害情報及び応急対策の状況等を、具体的にわかりやすくまとめて迅速に広報する。また、高齢者や障害者、観光客、外国人等に対してもわかりやすい内容となるように配慮する。
- (5) 流言飛語等による人心の動揺を防止し、住民が正確な判断を下せるように、広報内容は統一化された情報に整理するとともに、広報手段は確実に情報が伝達される方法を確保する。

6 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、災害情報共有システム（Lアラート）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第2 広聴活動

町は、被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

また、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。さらに、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5章 災害救助法の適用計画

（総務財政課、税住民課、保健福祉課）

第1節 計画の方針

災害の事態の推移に対処し、救助法の適用が必要と認めた場合の所定の手続きについて定める。

第2節 計画の内容

第1 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定によるが、本町における具体的な適用基準は次のとおりである。

- (1) 町の区域内の住家滅失世帯数が30世帯以上に達するとき。（該当条項第1項の1）
- (2) 府の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が15世帯以上に達するとき。（該当条項第1項の2）
- (3) 府の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
例) ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立しているなどのため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術が必要とするものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
例) ア 交通事故により多数の者が死傷した場合
イ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
ウ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

第2 滅失世帯の算定基準

1 滅失（被災）世帯の算定

救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- (2) 住家が半壊、半焼したものにあっては、2世帯をもって1とみなす。
- (3) 住家が床上浸水又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3世帯をもって1とみなす。

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定基準は次のとおりである。

- (1) 全壊、全焼又は流失
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- (2) 半壊又は半焼
住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主

要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 床上浸水

上記(1)、(2)に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないもの。

(4) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

(5) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

第3 救助法の適用手続

1 救助法の適用要請

災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、本部長は直ちにその旨を知事に報告し、救助法適用を知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならないものとする。

第4 応急救助の実施

救助法による救助の実施は知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を本部長に通知することにより、本部長が救助を実施する。この場合、本部長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告する。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (3) 医療及び助産
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 教科書等学用品の給与
- (6) 埋火葬
- (7) 死体の捜索及び処理
- (8) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (9) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (10) 住宅の応急修理

第6章 消防活動計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するための消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実について定める。

第2節 計画の内容

第1 情報の収集及び報告

総務班は、消防本部、消防団と連携をとり、大火災等の災害情報の収集にあたる。

また、大火災等の災害が火災・災害等即報要領[※]の即報基準に該当する場合は、被害状況及び応急措置の実施状況等を府（消防安全課、防災・原子力安全課）へ報告する。

なお、同様に、大火災等の災害が火災・災害等即報要領の直接報告基準に該当する場合は、被害状況及び応急措置の実施状況等を府（消防安全課、防災・原子力安全課）に加え、直接消防庁に対しても報告する。

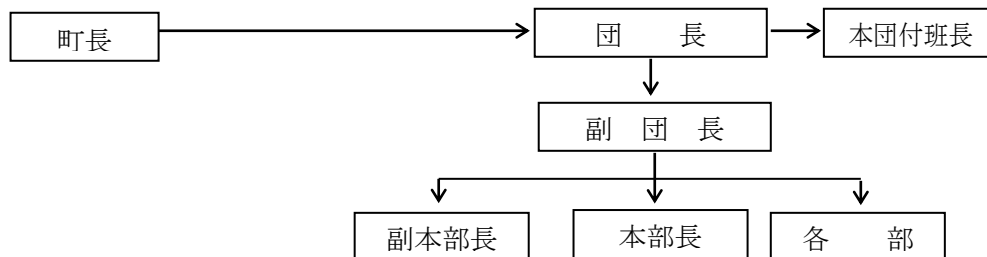
※火災・災害等即報要領

消防庁（昭和59年10月15日付け消防災第267号）により定められた火災、災害等を覚知した場合の報告要領。
平成16年9月17日に一部改正（消防震第67号）された。

第2 火災警防計画

1 消防部隊の召集

消防本部の召集は相楽中部消防組合消防本部警防活動規定第39条の非常召集規定により行われる。町内の消防団員の召集は下図の伝達系統により行う。



2 火災出動区分

消防本部の出動区分は下表により行われる。

出動区分	出動車両	出動隊数
第1出動	消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車	3隊 3～4台
第2出動	消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車	4隊 4～5台
特命出動	必要車両	必要隊数
特別出動	〃	〃
警戒出動	〃	〃
調査出動	〃	〃
応援出動	〃	〃
救助出動	救助工作車	〃
救急出動	通常	救急自動車
	大規模	各署、所より救急隊（救急車）
		1隊 1台
		必要隊数

消防団の出動は、上記1の伝達系統に基づき団長の指示により行う。

3 火災以外の災害出動区分

火災以外の災害出動については、2の火災出動区分に準じて出動する。

第3 火災気象通報及び火災警報

京都地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより、気象の状況が火災の予防上危険であると認める時は、その状況を火災気象通報として直ちに府に対して通報することになっている。また、府（消防安全課）は、消防法第22条第2項の定めにより、火災気象通報を受けた時には直ちに市町村に通報することとなっている。

町長は、府から火災気象通報を受けた時、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めた時は、消防法22条第3項の定めにより火災警報を発する。

なお、火災気象通報の基準は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みの時である。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第4 救急活動

町は、多数の傷病者が発生した場合は、迅速な救急活動を行うため、消防本部、消防団、木津警察署、相楽医師会等と連携の上、災害現場に仮設救護所を設置し、トリアージ、応急手当等の救急活動を実施する。また、医療機関の受入れ状況を確認の上、トリアージの結果を踏まえ、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

なお、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には、府に対して、ヘリコプター等の派遣要請を行い救急搬送を実施する。

第5 惨事ストレス対策

町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第6 応援要請に関する計画

1 消防相互応援計画

町や消防本部の消防力をもってしても、防御又は救助等が困難である場合は、相楽中部消防組合消防本部が消防組織法第24条の規定により締結している消防相互応援協定に基づき、次の表のいずれかに応援を要請する。

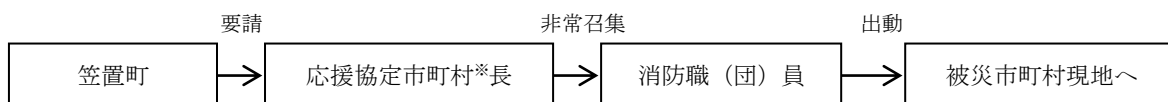
＜消防相互応援協定締結機関＞

京都府広域
精華町
奈良市
京田辺市
甲賀市
伊賀市

＜連絡系統＞

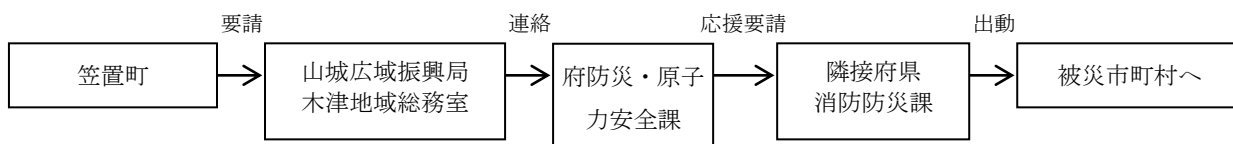
(1) 相互応援協定市町村*へ要請するとき

(※：精華町、木津川市、和束町、南山城村)

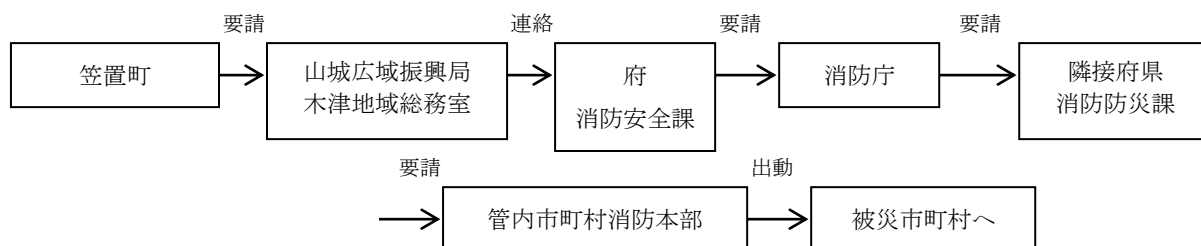


(2) 他の市町村・他府県へ要請するとき

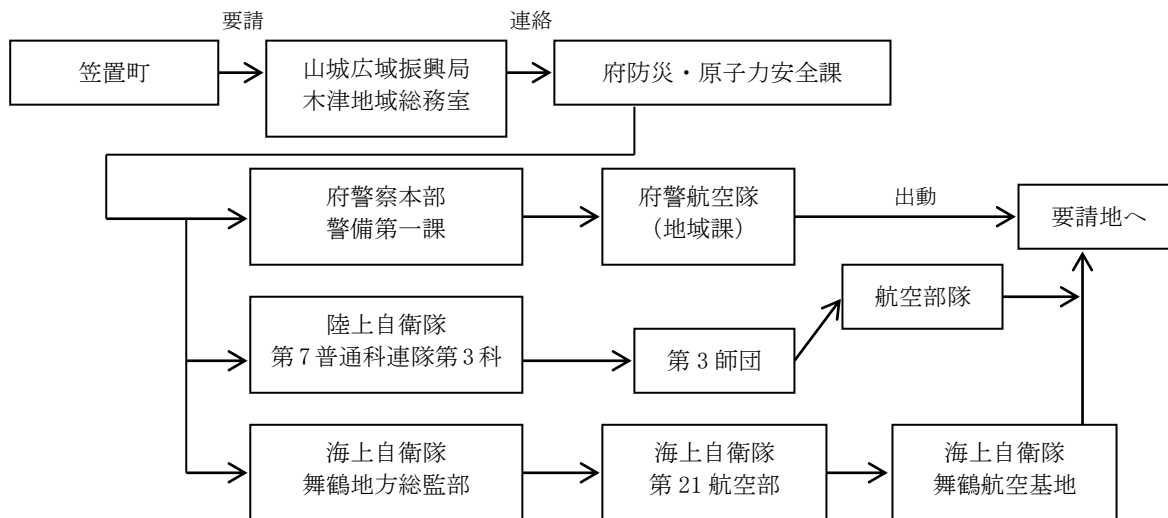
ア 他府県へ要請する場合（災対法）



イ 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）



ウ 防災機関へのヘリ等の支援要請するとき



2 緊急消防援助隊の応援要請

大規模な災害が発生し、町や消防本部の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと町長が判断したときは、速やかに知事に対して、消防組織法第24条の3第1項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

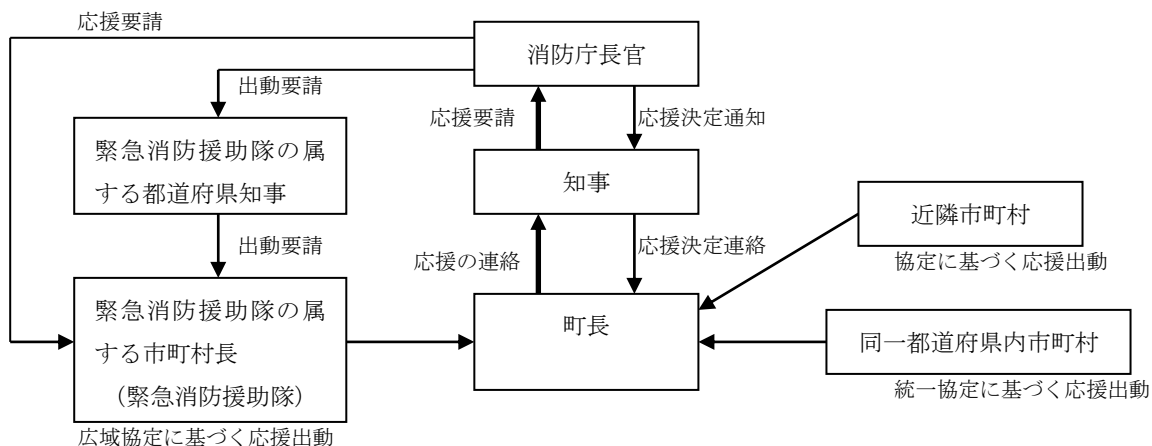


図 緊急消防援助隊出動体制

第7章 水防計画

（総務財政課、建設産業課）

第1節 計画の方針

この計画は、町内における河川、ため池の洪水による河川堤防の損壊による水災を警戒し、又は防衛し、これによる被害の軽減を図ることを目的に必要な事項を定める。

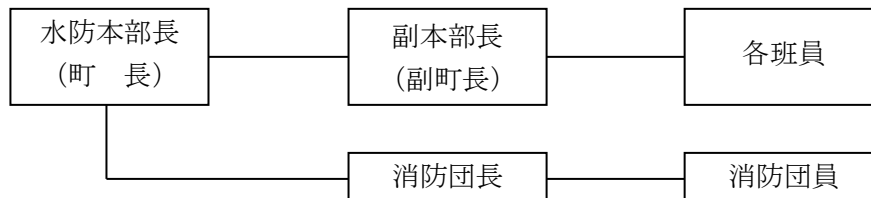
第2節 計画の内容

第1 水防活動体制

町長は、町内における水防業務を処置するため下図のとおり水防組織を編成する。

集中豪雨、台風等による水害に対処する必要がある時は、笠置町水防本部を町役場内に設置する。

なお、本町に災害対策本部が設置されたとき、この水防本部は、災害対策本部の組織の中で活動する。



*水防本部の設置基準、配備体制及び配備人数は別途策定の水防計画による。

第2 情報の収集及び警戒体制の確立

1 町の警戒体制

次の事項に該当するときは、情報の収集及び関係機関への伝達等適切な措置をとる。

- (1) 府河川課・砂防課又は山城南土木事務所から水防に関する通報、指示、警告等があった場合
- (2) 台風の接近及び上陸により被害のおそれ予測される場合
- (3) その他本部長が必要と認める場合

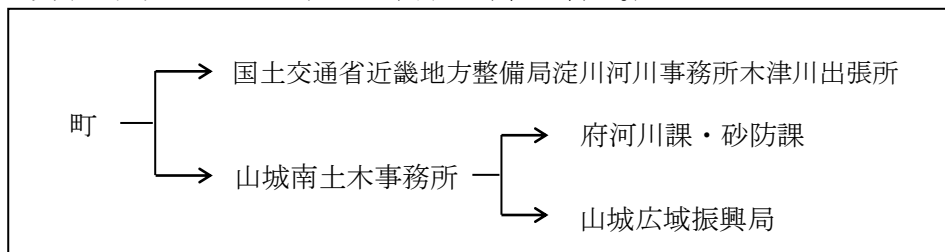
2 消防団への連絡

町長は、警戒を要する場合には、消防団長を通じ、各消防団員へ警戒体制に入る旨の連絡を行い、警戒体制に入る。

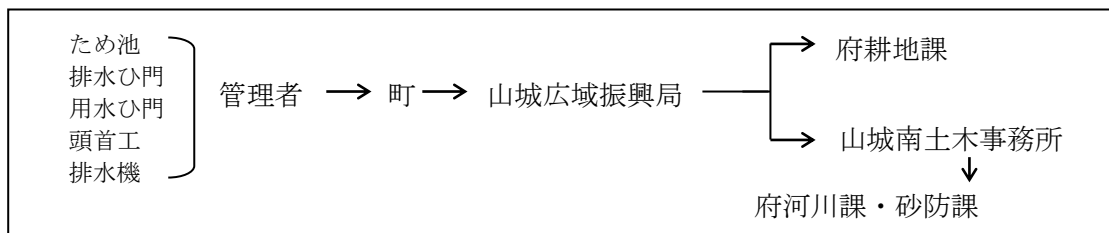
3 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告

次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防機関が出動したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）



ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。



4 決壊等の通知

堤防もしくはため池が決壊し、又は決壊するおそれのある事態が発生した場合には、町は、水防法第18条の規定により、直ちにその旨を所轄の山城南土木事務所長、山城広域振興局長及びはん濫する方向の隣接水防管理団体に通報する。

第3 水防用資材の位置及び輸送等

町は、消防団等関係者の協力を得て、水防倉庫から水防活動に必要な資材を調達する。ただし、不足が生じた場合は、山城南土木事務所又は隣接市町村に対して、資機材あっせんの要請を行う。

第4 水防活動に関する諸規定

1 公用負担

(1) 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

公用負担命令権限証	
○○水防団○○部長 何 某	
上の者に××の区域における水防法第28条第1項の権限 行使を委任したることを証明する。	
年 月 日 時	
○○市町村長 何 某	

(2) 公用負担命令書

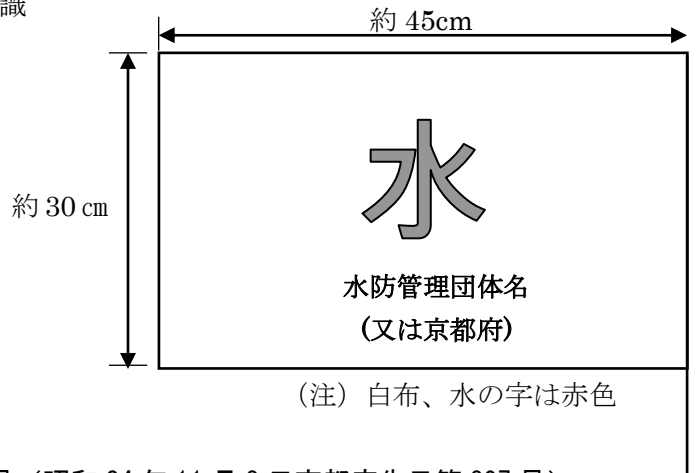
水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡して、これをなすものとする。

第	号	公用負担命令書		
目的物	種類	数量	(枚)	
負担の内容	使用	収用	処分等	
年 月 日 時				
殿				
○○市町村長 何 某				
受 任 者 何 某 (印)				

2 優先通行の標識（昭和50年7月8日京都府告示第409号）

水防法第18条に規定する標識は、次のとおりである。

標 識



3 水防信号（昭和24年11月8日京都府告示第807号）

水防法第20条に規定する水防信号は、次のとおりである。

表 水防信号

	警 鐘 信 号			サイレン信号				
第1信号	○休止	○休止	○休止	○— 休止	○— 休止	○— 休止	○— 休止	○— 休止
第2信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒
第3信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒
第4信号	乱 打			約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒
				約1分	約5秒	約1分		
備考	1. 信号は適宜の時間継続すること 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと 3. 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする							

- (注) 1. 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
 2. 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 3. 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 4. 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ちのくべきことを知らせるもの
 (注2) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する

第5 水防活動

町は、状況に応じて、府水防計画第10章に規定する水防活動に準じ、次の水防活動を実施する。

1 水防体制

(1) 平常時の巡視

堤防延長1kmないし2kmごとに1人の基準で巡視員を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見した時は、山城南土木事務所長に連絡して必要な措置を求める。

(2) 出水時の監視

堤防延長500mないし1,000mごとに監視人1人、連絡員1人の基準で監視にあたらせる。ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

(3) 常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合、又は水防第1信号を受けたときは、水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておく。

(4) 水防作業員は第1信号で出動を予期して待機し、第2信号で出動（1番手、2番手、3番手に分割）するものとする。

- (5) 1番手の出動人員は定員の3分の1以内とする。
- (6) 近年続発する局地的豪雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず異常豪雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。
- (7) 水防上、警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については木津警察署と協議しておく。

2 水防管理団体の出動

(1) 非常配置

水防法第17条の4に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定する。

(2) 出動

町は、次の場合、直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者に定められた計画に従い、出動させ、警戒にあたらせる。ただし、水防団員等の出動の指示に当たっては、安全に十分配慮して行うものとする。

ア 河川又はため池の水位がはん濫注意水位に達したとき。

イ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

(3) 出動の援助協力

ア 町は、大規模な水防の活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定により警察官及び他の水防管理者又は市町村長もしくは消防長に対して応援を求めた場合には、現地に責任者をおく。

イ この場合、責任者は目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプにより、その位置を明確にしておく。

第6 水防解除

町長は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、山城南土木事務所長及び山城広域振興局長に報告する。

第7 水防活動報告

水防が終結したときは、町長は遅滞なく、水防活動実施報告書（資料編参照）により5日以内に山城南土木事務所を経由して知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りではない。

第8章 避難に関する計画

（各課）

第1節 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、町から避難勧告が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、町は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難準備情報等を発令し、周知を徹底することとする。

第2節 計画の内容

第1 避難勧告等

1 実施責任者

避難のための立ち退きの勧告又は指示の実施責任者は、災害の種類等により次のとおり定められている。

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	基準	措置内容
勧告	町長	災対法第60条第1項	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立ち退き勧告（知事に報告）
	知事	災対法第60条第5項	災害全般について	本条第1項の場合で町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	避難のための立ち退き勧告
指示	町長	災対法第60条第2項	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（知事に報告）
	知事	災対法第60条第5項	災害全般について	本条第2項の場合で町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示
	知事（その命を受けた府職員、水防管理者）	水防法第29条	水災について	洪水のはん濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認められる区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所管する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた府職員）	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	同上（当該区域を所管する警察署長に通知）
	警察官	災対法第61条	災害全般について	①災対法第60条第2項において町長が指示できないと認めたとき ②災対法第60条第2項において町長から要求があったとき	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（町長に報告）
	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、管理者を命ずるなど又危害を受けるおそれのある者を避難させる（公安委員会に報告）	
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	同上の場合において、警察官がその場にはいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき	関係者に警告を発し、管理者を命ずるなど又危害を受けるおそれのある者を避難させる

(1) 町長の避難準備情報、勧告又は指示

災害による被害発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、避難準備情報を発令する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。必要なときは立退き先も指示する。また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

町長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令したときは速やかに知事に報告する。また、町長による避難の勧告・指示ができないとき又は町長が要請したときには、警察官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

(2) 知事の勧告又は指示

ア 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長に代わって(1)の全部又は一部を実施する。

イ 知事は、町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

ウ 知事は、町がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を町長に引き継ぐ。

エ 知事は、町長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該町長に通知する。

(3) 警察官の指示（災対法第61条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は直ちにその旨町長に通知する。

(4) 自衛官の指示（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をする。

(5) 洪水のための指示（水防法第29条）

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者（町長）は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者（町長）が指示する場合には木津警察署長にその旨を通知する。

(6) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。この場合、木津警察署長にその旨を通知する。

2 避難勧告等の判断

(1) 避難勧告等発令の判断のための情報

町は、河川はん濫、土砂災害等に対する避難勧告等発令の判断のために必要な次の情報の把握に努める。

ア 気象等予警報

京都地方気象台、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、府から伝達される気象又は水防に関する情報（気象予警報、洪水予報、水防警報等）やテレビ、ラジオ、インターネットの情報。

イ 雨量情報

次の雨量計の観測記録や気象庁のレーダーアメダス合成値等の気象予測情報。

<雨量計>

観測所名	位置	確認情報	確認アドレス
笠置	西通 90-1	京都府河川防災情報	http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/
東部消防	有市西挟間 19	京都府河川防災情報	http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/

ウ 河川水位情報

木津川上流部の量水標の水位状況。

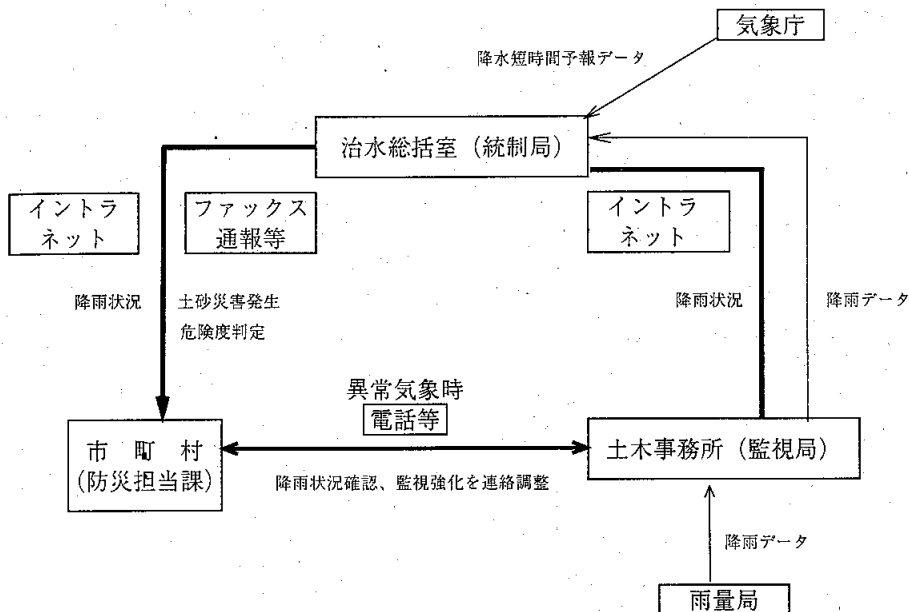
<量水標>

所管	河川	観測所	位置	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位	確認アドレス
国	木津川	岩倉	三重県伊賀市	4.5	6.0	6.7	7.7	http://www.river.go.jp/
	木津川	島ヶ原	三重県伊賀市	3.0	4.5	—	—	
	木津川	有市 (機構)	笠置町有市	5.0	—	—	—	

エ 土砂災害警戒情報

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による土砂災害の警戒避難情報。

<京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）に係る連絡系統>



オ その他周辺状況

ア) 河川、堤防等の巡回により確認できる水位状況等

イ) その他、巡回又は異常発見者により提供される、次に示すような土砂災害の前兆現象

＜様々な土砂災害前兆現象例＞

土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・近くで山崩れ、土石流が発生している ・立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる ・溪流の流水が急に濁りだしたり、流木等が混ざっている ・降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める ・異様な山鳴りがする ・異臭がする（こげくさい臭い） ・溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石等が発生している ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない
崖崩れ	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面に亀裂ができる ・小石が斜面からばらばらと落ち出す ・斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる ・斜面にはらみがみられる ・普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる ・湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができています ・池や沼の水かさが急に変わる ・井戸の水が濁る ・斜面から水が吹き出す ・家や擁壁に亀裂が入る ・家や擁壁、樹木や電柱が傾く

(2) 避難勧告等発令の判断基準

避難勧告等の発令は、原則は次の表のとおりとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどの辺りまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めるとともに、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

ア 河川はん濫に関する避難勧告等発令の判断基準

対象地区	木津川の浸水想定区域にある地域
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・水防警報の通知を受けた時で大雨洪水に関する警報が発令された時 ・岩倉又は島ヶ原（三重県伊賀市）の量水標にてはん濫注意水位に到達した時
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉又は島ヶ原（三重県伊賀市）の量水標にてはん濫危険水位に到達すると予想される時 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認した時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉又は島ヶ原（三重県伊賀市）の量水標にてはん濫危険水位に到達した時 ・破堤を確認した時 ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した時

イ 土砂災害に関する避難勧告等発令の判断基準

対象地区	土砂災害危険箇所の影響下にある地域
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の観測局で2時間後にCL（土砂災害発生基準線）を超えることが予想される時 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された時
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の観測局で1時間後にCL（土砂災害発生基準線）を超えることが予想される時 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の観測局でCL（土砂災害発生基準線）を超えた時 ・近隣で土砂災害が発生あるいは土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された時

3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い、町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い、警察官、自衛官又は知事は、町長の代行をすることができる。

第2 指定避難所の開設

1 指定避難所の開設

町長は、災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、被災者を収容保護する。なお、災害救助法が適用されたときは、知事の通知に基づき実施する。

2 指定避難所の指定

町長は、災害の状況に応じて、土砂災害や浸水被害のおそれのない開設可能な指定避難所を勘案し、指定避難所の開設が妥当であると判断した場合は、住民班、教育班に指定避難所の開設を指示する。なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所の施設を選定する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

3 指定避難所担当職員の派遣

町長は、指定避難所を開設したときは、直ちに担当職員を指定避難所に派遣し、避難者の把握と救助業務を指示する。

4 指定避難所開設の報告

町長は、指定避難所を開設したときは、直ちに知事、木津警察署長に対し、次の事項を通報する。

- (1) 指定避難所開設日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) その他参考となる事項

5 救助法による指定避難所開設基準等

- (1) 対象
災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
- (2) 設置方法
学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。
- (3) 開設期間
災害発生から7日間

第3 避難勧告等の伝達

1 地域住民への通報

地域住民に対する伝達方法は、以下の方法によるものとし、信号による伝達方法については、あらかじめ周知徹底する。

- (1) 信号による伝達（警鐘、サイレン）
- (2) 町防災行政無線による伝達
- (3) 広報車による伝達
- (4) 携帯電話、メールによる伝達
- (5) 放送による伝達（テレビ、ラジオ等放送機関への依頼）
- (6) 伝達員による個別訪問（(1)～(3)では完全に周知徹底することが困難な場合）

2 指示伝達事項

- (1) 避難対象地域
- (2) 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難又は屋内安全確保）
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難勧告又は避難指示の理由
- (6) 注意事項（避難、立ち退きに当たっての携帯品は必要最小限度（貴重品、食料、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導する。）
- (7) 伝達文例

ア 避難準備情報の伝達文例

こちらは、笠置町役場です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。お年よりの方等、避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、その他の方も避難の準備をはじめてください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

イ 避難勧告の伝達文例

こちらは、笠置町役場です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を出しました。直ちに〇〇〇〇へ避難してください。なお、避難する際は、山や川に近寄らないようにしましょう。

ウ 避難指示の伝達文例

こちらは、笠置町役場です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに〇〇〇〇への避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。

3 知事に対する報告

町長等が避難の勧告等を行ったときは、その旨を直ちに山城広域振興局長を通じて知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

4 関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

町内において、指定避難所として利用する学校、集会所等の施設の管理者に対し、事前に連絡し、協力を求める。

(2) 木津警察署への連絡

避難住民の誘導、整理のため、木津警察署に避難勧告等の内容を伝え、協力を求める。

第4 避難誘導等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

また、町は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 住民等の避難における準備

避難誘導に際しては、必要に応じ住民等に対して、以下の事項を周知する。

- (1) 必ず火気及び危険物等の始末を完全に行うこと
- (2) 避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食料、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分

配慮すること。

- (3) 服装は、原則軽装とするが、必要に応じて防寒雨具等を携行すること
- (4) できれば氏名表を携行すること（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）
- (5) 会社及び工場にあっては、油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の安全措置を講ずること

2 避難順位

避難誘導にあたっては、大字単位等の集団避難を心がけるとともに、次の優先順位となるように配慮する。

- (1) 避難行動要支援者（高齢者、幼児、障害者、傷病者、妊産婦及びこれらの介助者、外国人）
- (2) 一般住民
- (3) 防災従事者

3 避難誘導

住民を安全かつ迅速に避難誘導するため、町は、消防団、警察官、自主防災組織等と連携して、おおむね以下の対策を実施する。

- (1) 避難場所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する。
- (2) 避難路に危険箇所がある場合は、明確に示しておく。
- (3) 必要に応じて誘導ロープ、投光器、照明器具等により安全を確保する。
- (4) 誘導員は出発及び到着の際、人員点検をする。
- (5) 避難開始とともに警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け、危険防止その他警戒連絡を行う。
- (6) 指定避難所が遠い場合は、適宜車両輸送を行う。
- (7) 要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。
- (8) 災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、町単独で対応不可能な場合は、府に協力を要請する。

第5 指定避難所の運営

1 指定避難所の運営管理

町は、指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに町本部の職員（住民班、教育班）を派遣し、以下の内容に配慮し、避難住民の保護及び指定避難所の管理に当たる。

なお、連絡員には、町職員をあてるほか消防本部、消防団の協力を得る。

また、指定避難所開設期間は、開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録して、とりまとめ次第、山城広域振興局長を通じて知事に報告する。

- (1) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、町への報告を行う。
- (2) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみ処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (3) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点

等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- (4) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (5) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

2 避難者の収容

(1) 指定避難所開設時の誘導

原則として、指定避難所の開設を行った時は、体育館等の広いスペースに誘導し、避難した住民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱防止に努める。

(2) 区画の指定

避難した住民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会長及び自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとのスペースを設定し、避難者による自主的な統制に基づく運営となるように配慮する。

(3) 指定避難所内事務所の開設

上記の措置をとった後、指定避難所に事務所を速やかに開設し、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、指定避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には、指定避難所の運営に必要な用品（避難者名簿、避難施設運営記録簿、その他事務用品）を準備する。

3 指定避難所の運営

(1) 指定避難所運営方針の設定

指定避難所の運営が短期的に終了すると想定される場合は、派遣職員が施設関係者、避難者と協力して運営を行い、長期化すると想定される場合は、避難者を中心とした自治組織により運営する。

(2) 運営事項の確認

指定避難所内で発生する様々な作業を効果的に行うため、以下のような事項を派遣職員、施設関係者及び避難者と協同して行う。

＜指定避難所内運営事項＞

運営事項	内 容
総務に関する事項	町本部との調整、指定避難所レイアウト、物資調達 等
情報広報に関する事項	災害広報、情報管理、掲示板作成、指定避難所記録 等
避難者管理に関する事項	避難者名簿整備、来客者対応、郵便物等取次ぎ 等
環境衛生に関する事項	清掃・消毒、ごみ処理、トイレ設置管理、風呂設置管理 等
救護に関する事項	医療・介護活動、要配慮者への対応 等
施設管理に関する事項	避難施設の安全管理、危険箇所への対応、防火・防犯 等
食料物資に関する事項	食料・物資の調達・受入れ・管理・配布、炊き出し 等
ボランティアに関する事項	受入れ・登録、連絡調整、活動支援 等

(3) 指定避難所内の組織編成

近隣住民からなるグループに編成、グループの代表者を選出し、指定避難所内における各グループ及びグループ内の役割分担を行う。

(4) 取り決め事項の設定・周知

指定避難所内で共同生活を行うために最低限必要となる次の施設利用上の生活規則を設定、周知する。

- ア 施設、設備の使用
- イ 就寝、起床、食事、清掃等の時間や役割
- ウ 電話の使用、伝言、回覧板

4 避難者健康対策

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。また、被災者の健康問題に対応するため、町と府は保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

(1) 災害発生から概ね2週間

ア 自宅滞在している被災者への保健活動

- ア) 地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。
- イ) 健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉（介護）の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。

イ 指定避難所の被災者への保健活動

- ア) 被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。
- イ) 医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。
- ウ) 指定避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境整備を図る。
- エ) 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。

栄養管理については、「市町村における災害時の栄養食生活支援ガイドライン（暫定版）（京都府山城広域振興局健康福祉部 平成26年3月作成）」を参考にする。

ウ 支援体制の企画・調整活動

- ア) 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- イ) 居宅及び指定避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。
- ウ) 救護所やこころのケアチーム等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- エ) 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- オ) 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

(2) 災害発生概ね2週間以降

ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。

イ 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。

ウ 一時避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

エ 通常業務を再開するための体制づくりを行う。

5 精神保健対策の実施

(1) 医療を必要とする避難者への対策

ア 精神科救護所の設置

医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、各府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構

成する巡回診療チームを編成し、各指定避難所等において巡回診療を行う。

イ 診療情報の管理

医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。

情報センターは、当該センターに集約された情報を府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

(2) 被災体験、指定避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

ア 関係者による支援組織の編成

府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに府保健所、町等が行う活動を支援する。

ア) 知識の普及・啓発

イ) 巡回相談の実施

ウ) 相談電話の設置

エ) アルコール問題等への対応

イ 専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

ウ 心のケアチームの派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、町から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、被災町へ心のケアチーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第6 避難勧告等の解除

町長は、避難勧告等の後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難勧告等の解除を行う。解除の伝達方法については避難勧告等の伝達方法に準じて行う。

第7 指定避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、指定避難所責任者に必要な指示を与える。

指定避難所責任者は、町長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとるものとする。

なお、町長は、避難者の中にその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な人がある場合については、指定避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

第8 広域一時滞在

1 府内における広域一時滞在

(1) 町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

(2) 町は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

2 府外における広域一時滞在

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

3 他の都道府県から協議を受けた場合

町は、府から協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、指定避難所を提供する。

4 被災住民に対する情報提供と支援

- (1) 町は、広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 広域一時滞在有を受け入れた市町村は、町と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第9 被災者への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

（企画観光課）

第1節 計画の方針

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

第2節 災害時の措置

1 観光客・帰宅困難者への広報

- (1) 「むやみに移動を開始しない」ことの広報
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供

- (1) 駅での情報提供
 - ア 駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。
 - イ 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
 - ウ 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。
- (2) 帰宅支援拠点等の提供
 - ア 帰宅支援拠点は、町と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。拠点の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。
 - イ 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

- (1) 水道水・トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

ホテル・旅館業者、旅行者等に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時収容を要請する。

第10章 食料供給計画

（総務財政課、保健福祉課）

第1節 計画の方針

被災者に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。

また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

食料の供給は、原則として町長が行うが、町において実施できないときは、府に応援を要請する。また、救助法が適用された場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）は知事が実施する。

第2 給食に必要な米穀等の確保

1 災害の発生が予想される場合の事前措置

町長は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。また、町長は、卸売業者（支店等）及び山城広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

2 災害時における米穀の調達

町長は、当該町内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、山城広域振興局長を経由して、知事に要請する。

知事は、町からの要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。

知事からの要請を受けた生産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。

知事又は知事の指定する者は生産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

(1) 町長は給食に必要な米穀の数量を山城広域振興局長を経由して知事に報告する。

(2) (1)の報告を受けた知事は、「2 災害時における米穀の調達」に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、生産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。

(3) 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

ウ 知事又は知事の指定する引き取り人は、生産局長から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、町長に対して供給を行うものとする。

4 乾パンの調達

町長は、乾パンによる給食が必要と判断した場合は、山城広域振興局長を経由して知事に要請す

る。

第3 食料供給の方法

1 食料の供給系統

- (1) 食料の供給は、炊き出し予定施設において給食・配給するものとし、食料の集散拠点とする。
- (2) 大規模な災害により道路が十分確保されない場合は、町役場・小学校・産業振興会館・保育所・笠置会館を食料の集散拠点として確保し、それぞれの炊き出し予定施設までの供給を人力等で確保する。

2 食料供給の対象者

食料供給の対象者は次のとおりとする。

- (1) 指定避難所、救護所等に収容されている被災者
- (2) 住家被害で炊事のできない被災者
- (3) 病院、宿泊施設等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- (4) 救出、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア等

3 食料供給の内容

炊き出し、乾パン、給食業者からの米飯その他の食品による給食とする。なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、乳児への粉ミルク、高齢者等の配慮を必要とする者について、適切な食料が供給されるように努める。

4 炊き出しの実施

- (1) 炊き出し予定施設

炊き出し予定施設は、小学校及び保育所の給食室、各地区の公民館・集会所とする。

- (2) 協力機関等

炊き出し給食の実施に際しては、区は各種団体、一般住民の協力を得て実施する。

- (3) 炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備え付ける。

5 配給方法

食料の配給場所は、原則として、炊き出し場所及び町本部が指定する場所で行う。

なお、配給は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

6 配給時期方法

食料は、住民による家庭内備蓄（3食×3日分／人）を基本とするが、被災者等への食料の配給時期は以下のとおりとする。

- (1) 第1次供給

災害発生後6時間をめどに配給する。第1次供給では、ライフライン途絶による調理の困難を想定し、乾パン等の調理不要な食料を配給する。

- (2) 第2次供給

災害発生後12時間をめどに配給する。第1次供給と同様、調理の困難を想定して流通在庫方式による調達を行うが、必要に応じて炊き出しを行う。

(3) 定時供給

災害の発生した日からおおむね3日目以降7日以内に、1日2回をめぐりに配給する。原則として、流通備蓄、被災地域外からの緊急輸送物資による調達を基本とするが、必要に応じて炊き出しを行う。ただし、本部長が災害の事業により期間を延長する必要があると認めた場合は期間延長を行う。

第4 救助法による炊き出しその他食品の給与基準

1 対象

指定避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要がある者。

2 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内。

3 給与期間

災害発生の日から7日以内。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合、この期間内に3日分以内を現物支給。

第11章 生活必需品等供給計画

（保健福祉課）

第1節 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画及び配分要領等を定める。

また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2節 計画の内容

町は、災害時、必要に応じて生活必需品の供給を実施するが、町のみでは対応できない場合は、府や隣接市町村等関係機関に協力を求め、必要な措置を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する支給は、町長が行い、受領、配分の責任者を明確に定める。

第2 物資調達計画等

1 品目

本章における調達すべき物資の品名はおおむね次のとおりとする。

(1) 生活必需品

ア 被服下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類

イ 寝具毛布・布団等の類

ウ 日用品等石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ゴミ袋等の類

エ 食器等紙コップ・はし・鍋等の類

オ 光熱材料マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

(2) 応急復旧資材

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

2 物資の確保

物資の調達は、原則として、備蓄物資を活用するが、必要に応じて、町内又は町外の各種物資保有業者から調達する。

なお、町で物資確保が困難な場合は、山城広域振興局長を通じて知事に対して物資の供給あっせんを要請する。

3 物資の集積

調達、確保した生活必需品等の物資は、輸送拠点に集積する。

4 物資の輸送、配給方法

指定避難所、在宅の被災者等被害状況を調査・把握し、必要な物資の配分計画を定め、これに基づき、物資の配布を行う。

現地への物資の輸送は、原則として町本部の輸送計画によるが、必要に応じ、臨機の措置をとるものとし、区及び自治会等を通じて配給するものとする。この場合、配給に関する記録を作成しておく。

5 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から、暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い、一般住民の経済的不安の除去に努める。

第3 救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

1 対象

住家の全壊（焼、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失）し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

2 品目

- (1) 被服及び寝具
- (2) 日用品等
- (3) 食器等
- (4) 光熱材料

3 費用の限度

災害救助法施行細則に定める基準による。

4 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内。

5 物資配分要領

- (1) 町は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。
- (2) 配分計画に基づき、直ちに必要量を山城広域振興局長を通じて知事に要望する。
- (3) 山城広域振興局長から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

第12章 給水計画

（建設産業課）

第1節 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立について定める。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

飲料水供給の実施は、原則として町長が行うが、町において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施する。また、救助法が適用された場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が連絡調整を行い、関西広域連合及び社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努める。

第2 応急給水の基本方針

応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。また、被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

＜給水量目標水量＞

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	3L／人・日	おおむね1,000m以内	生命維持に最小限必要（飲料等）
4～10日	20L／人・日	おおむね250m以内	日周期の生活に最小限必要（飲料、水洗トイレ、洗面等）
11～21日	100L／人・日	おおむね100m以内	数日周期の生活に最小限必要（飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等）
22～28日	被災前給水量（約250L）	おおむね10m以内	ほぼ通常的生活（若干の制約はある）

第3 応急給水の水源

1 主要水源

応急給水の水源は、簡易水道施設を主体とする。

名称	項目	給水区域	給水人口	給水量
笠置簡易水道		大字笠置、大字切山のそれぞれの一部	1,300人	858m ³
有市簡易水道		大字有市（西部）の一部	780人	239m ³
東部簡易水道		大字有市（東部）の一部	210人	64m ³
飛鳥路飲料水供給施設		大字飛鳥路の一部	36人	9m ³

2 補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、消毒して供給する。

＜井戸に対する塩素消毒薬基準注入量＞

水深 \ 井戸の口径	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m
0.5m	4g	9g	16g	25g
1.0m	8g	18g	32g	50g
1.5m	12g	27g	48g	74g
2.0m	16g	36g	63g	99g
2.5m	20g	45g	79g	123g
3.0m	24g	54g	95g	148g
3.5m	28g	63g	110g	172g
4.0m	32g	71g	126g	197g
4.5m	36g	80g	145g	221g
5.0m	40g	89g	157g	246g

3 外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

第4 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置、飲料水の消毒薬品（塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等）等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊等の応援を受けて確保する。

第5 給水活動

1 飲料に適した水の確保については次の方法により行う。

- (1) 戸別の配管が破損した場合は、浄水場の水を確保する。また井戸等の使用が可能な場合は、水質検査等を実施して飲料水を確保する。
- (2) 水源が汚染された場合は、ろ水器等による浄水の供給や浄水剤の配布を行う。
- (3) 浄水の確保ができない場合は府に給水車による供給を要請する。

2 給水基準

- (1) 医療施設、社会福祉施設等の緊急性の高い施設から給水を行う。
- (2) 以下数量を目標とし、給水を実施する。

3 飲料水の供給方法

飲料水の供給は次の方法により行う。

(1) 拠点（給水所）給水

給水は原則として給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点方式で行う。

(2) 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況により、消火栓や応急仮配管による給水が可能な場合は関係機関の協力を得て、次のとおり応急給水を行う。

- ・消火栓を活用した応急給水
- ・応急仮配管による応急給水

(3) 給水所の周知・徹底

広報車等により、住民に周知する。

第6 応急給水方法

1 拠点給水

応急給水は、指定避難所、炊き出し施設、医療機関、福祉施設等で実施する。給水量標準は、1日1人当たり3リットルとする。

2 要配慮者等への配慮

給水拠点での給水を受けることが困難な災害時用援護者への給水を確保するために、地域住民、災害ボランティアの確保を行い、計画的に給水する。

3 給水場所等の広報

給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等について、広報車、掲示板への掲示を行うとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関等に協力を求める。

第7 災害発生時対策措置

1 水道施設関係

(1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化に努め、かつ残留塩素の確認を行う。

(2) 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

(3) 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により山城南保健所を経由して府に文書で提出する。

2 その他

(1) 被害地において水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必ず井戸替え及び消毒を行ったものでなければ飲用として使わないよう周知する。

(2) 井戸替え及び消毒は、塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し、水が十分かわるまで汲み出し、外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が0.2mg/L以上検出されるようにする。

第8 救助法による飲料水の供給基準

1 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない）。

2 費用の限度

ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借入費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

3 供給期間

災害発生の日から7日以内。ただし、供給期間については、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

第13章 住宅対策計画

（建設産業課）

第1節 計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等について定める。

第2節 計画の内容

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、知事が行う。なお、救助法が適用されない場合は、町長が行う。

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたっては、建設産業班を中心として計画を立て、建設業者等の応援協力のもとに実施する。

第1 被災住宅に対する措置

1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理を実施するとともに、住宅金融公庫による災害関連諸貸付制度について、指導にあたりるとともに、直ちに住宅金融公庫融資に必要な認定、算定業務をあわせて行う。

2 公営住宅に対する措置

災害により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅法の規定による補助等を活用しながら再建又は補修を行う。

第2 応急仮設住宅

1 仮設住宅の建設

一般災害については、町長が建設し、救助法を適用された（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く）災害については、知事が建設する。

町は、応急仮設住宅建設地については、災害発生地区の状況等を考慮して、原則として、町有地から選定する。なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。

(1) 対象

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

(2) 建設戸数

本町における全壊（焼）及び流失した世帯数の3割の範囲内

(3) 費用の限度

1戸当たり29.7㎡を基準として災害救助法施行細則に定める額以内

(4) 着工の期間

災害発生の日から20日以内に着工

(5) 供与期間

完成の日から2年以内

(6) 自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

ア 生活保護法による被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない寡婦及び母子世帯

- エ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
- オ 特定の資産のない勤労者
- カ 特定の資産のない小企業者
- キ ア～カに準ずる経済的弱者

2 既存公的施設の利用

町は、必要に応じて、事前に選定した一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を応急仮設住宅の供与までの間の居住施設として活用する。

なお、公営住宅等応急仮設住宅と同様に利用できる施設については応急仮設住宅として取り扱うものとする。

3 仮設住宅等の供与

応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設（以下「応急仮設住宅等」という）の入居者の選考にあたっては、十分な調査を基とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴するなど、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上決定する。

また、応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるため、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行う。

4 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第3 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとするが、救助法が適用された場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く）は、知事が自らの資力により応急修理できない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分に限定して、応急修理を行う。

1 対象

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者

2 建設戸数

本町において半壊（焼）した世帯数の3割の範囲内

3 修理部分

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分

4 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

5 期間

災害発生の日から1箇月以内

第4 建築資材の調達

救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、第3部第10章に定める計画によって行う。

第14章 医療助産計画

（保健福祉課）

第1節 計画の方針

災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合における医療及び助産の万全を期する。

第2節 計画の内容

災害時における医療及び助産は、町が以下の応急対策を実施するが、町長が応急対策を行うことが困難と認めた場合は、山城広域振興局長を通じて知事に応急対策を要請する。

また、救助法が適用された場合（同法により知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く）及び知事が必要と認めた場合には知事が行う。

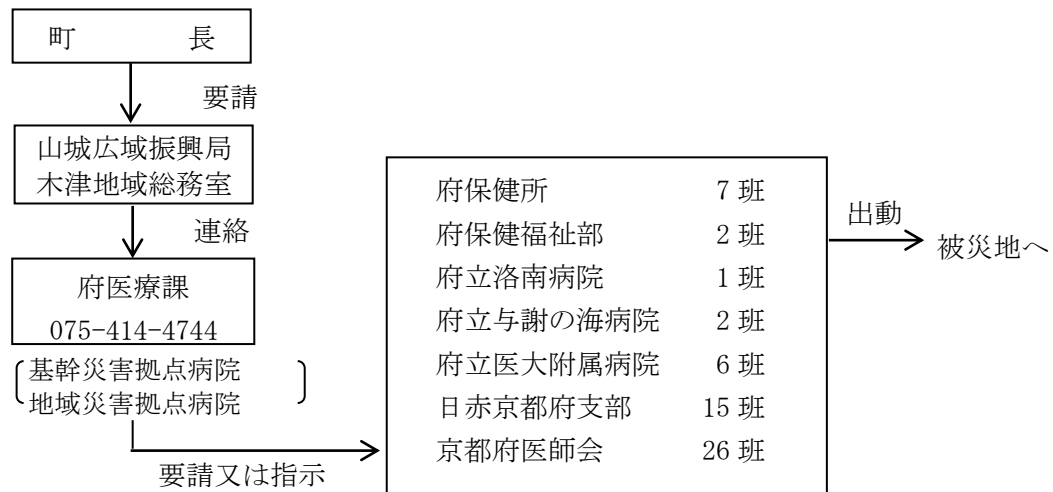
第1 情報の収集活動

町は、一般社団法人相楽医師会等の医療関係団体と緊密な連携のもと、医療施設の被害状況及び空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

第2 救護班の編成

- (1) 救護班は、一般社団法人相楽医師会の協力を得て、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員を持って編成する。
- (2) 町で編成する救護班で応急対策が困難な場合は、山城広域振興局長を経由して知事に救護班の派遣要請を行う。
- (3) 救護班は、原則として、自動車編成とし、次の資材を携行する。

診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資機材一覧、トリアージタグ及び使用簿



町から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統

第3 救護所

状況により第一次的には、老人福祉センターまたは笠置町産業振興会館を救護所とするほか、日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具並びに基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の資材により、仮設救護所を設置する。また、災害が激甚の場合は、笠置小学校の保健室等、適当な施設を選定して救護所を開設する。

第4 医療の方法及び内容

医療は原則として救護班により、救護所において行う。ただし、患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、病院又は診療所等医療機関に移送する。

また、その医療内容は、診療、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療とする。

第5 助産等

- (1) 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- (2) 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

第6 医薬品等の供給

町は、相楽医師会、医薬品等関係者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第7 救助法による医療基準

1 対象

災害のため医療の途を失った者とする。

2 医療範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤の投与又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

3 費用の限度

- (1) 救護班：使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費
- (2) 病院・診療所：社会保険の診療報酬の額以内
- (3) 施術者
 - ア あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内
 - イ はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内

4 期間

災害発生の日から14日以内とする。

第8 救助法による助産基準

1 対象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者とする。

2 助産範囲

- (1) 分べん介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3 費用の限度

- (1) 救護班：使用した衛生材料の実費
- (2) 病院・診療所：使用した衛生材料の実費及び処置費
- (3) 助産師：慣行料金の8割以内

4 期間

分べんした日から7日以内とする。

第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

（税住民課）

第1節 計画の方針

災害発生時には、廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症が発生しやすいので、感染症を予防し、環境の悪化を防止するための防疫措置について定める。

また、災害により発生するし尿処理の対策、災害によって死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容、処理、埋火葬等の実施に関する計画を定める。

第2節 計画の内容

第1 防疫及び保健衛生計画

町は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症予防法」という）に基づき、府（山城南保健所）及び関係機関と連携しながら迅速な防疫活動を実施する。

1 消毒等の実施

防疫班（1班について2人以上）を編成し、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項に基づき、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他物件に対して、おおむね次の対策を実施する。

なお、災害のため防疫活動を著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

- (1) 浸水家屋、下水その他、不潔場所の消毒
- (2) 指定避難所の便所その他不潔場所の消毒、手洗い場所（必要に応じて手指消毒）の確保
- (3) 感染症患者家屋の消毒
- (4) 災害の状況によりねずみ、害虫の駆除
- (5) 井戸の消毒

2 防疫用資材等の調達

町は、防疫活動が必要と予測される災害の発生時は、防疫用資機材や薬品の必要量を速やかに算出し、調達する。

なお、算出した防疫用資機材や薬品の必要量に対して、保管品等の備蓄量に不足が生じた場合は、府へのあっせん依頼、近隣市町村への応援要請及び薬局、商店、卸売業者からの購入により不足分の調達に努める。

第2 し尿処理対策計画

1 実施責任者

災害時におけるし尿処理は住民班が担当し、実施責任者は町長とする。

2 清掃班の編成

災害等により広範囲にわたり、し尿の収集を必要とする事態が発生した場合、委託業者を活用して清掃班を編成し、対処する。なお、町の現有能力だけでは業務の実施が不可能な場合、府又は近隣市町村に応援を要請する。

3 し尿処理の方法

町は、災害発生後、避難場所及び避難人員の状況を勘案し、仮設トイレの必要数や、し尿収集処

理見込みの把握を行い、し尿の収集、運搬及び処分についての特別作業計画を策定し、これに基づき活動する。なお、特別作業計画を策定したときは、必要に応じて告示又は広報活動を行い、集積場所、収集方法等について住民に周知を図る。

(1) 収集・運搬方法

被災地の状況に応じて、避難場所等避難者集中地区を重点的に、相楽郡広域行政事務組合との協議・調整のもと、速やかにし尿の収集・運搬を実施する。

(2) 処理等の方法

収集したし尿は、相楽郡広域行政事務組合において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合あるいは処理が困難な場合は、町は、府又は近隣市町村等に処理の協力要請を行う。

4 仮設トイレの保有・調達

町は、避難場所等に仮設トイレ設置の必要が生じた場合、仮設トイレレンタル業者に対し、所要の仮設トイレの確保及び設置の協力を要請する。

なお、仮設トイレの設置にあたっては、要配慮者が使用することも考慮する。また、仮設トイレの確保が困難な場合においては、府に対して仮設トイレのあっせんを要請する。

設置された仮設トイレ清掃等の衛生管理は、原則として、避難した住民の自主防災組織等が中心となって行うものとする。

5 資機材の保有・調達

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等の資機材を業者等により確保・調達し、十分な衛生上の配慮を行うものとする。

第3 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

1 実施責任者

災害時における遺体の搜索、処理及び埋火葬に関する事務は総務班が担当し、実施責任者は町長とする。ただし、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

2 遺体の搜索

(1) 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

町は、消防本部、木津警察署、自衛隊、地域住民等に協力を要請し、必要な機械器具を準備し、搜索を実施する。

なお、町だけでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、山城南振興局長及び隣接市町村並びに遺体の漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示し、応援を要請する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 応援を要請する人数、器具等

3 遺体の処理・収容

(1) 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体とする。

(2) 実施者

遺体の処理は、町長が町救護班及び府救護班、警察官の協力を依頼して実施する。

(3) 変死体の届出

変死体については直ちに警察に届け出て、検死後、遺体の処理にあたる。

(4) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は町長に連絡の上遺体を引き渡す。

(5) 処理の内容

ア 遺体の識別を容易にするために、洗浄、縫合、消毒等を行う。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については木津警察署や町内会の協力を得て実施する。

ウ 遺体の検案は救護班の医師が行うが、遺体の数が多いときは医師会の応援を求めて実施する。

エ 身元識別のため相当の時間を必要とする場合や死亡者が多数のため短時間に処理できない場合は、寺院等の施設を借上げ、又は野外に天幕を設置して、埋火葬するまで一時安置する。なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

4 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

(2) 埋火葬の実施

埋火葬の実施にあたっては次の点に留意する。

ア 埋火葬を円滑に実行するために迅速な埋火葬計画を作成する。

イ 事故死等による遺体については、木津警察署から引継を受けた後、埋火葬する。

ウ 身元不明の遺体については、木津警察署に連絡し、その調査にあたる。

エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

オ 埋火葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

5 救助法による基準

(1) 死体の搜索

ア 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に救助法が適用されていれば救助の対象とする。

イ 費用の限度

船艇その他搜索のための機械器具等の借上料、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内

(2) 死体の処理

ア 処理内容

- ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

- ・死体の一時保存
- ・検案
- イ 費用の限度
 - ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処理については、救助法施行細則に定める額以内
 - ・死体の一時保存で既存建築物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建築物を利用できない場合は、1体当たり救助法施行細則に定める額以内
 - ・日赤救護班が行うことができない場合は当該地域における慣行料金の額以内
- ウ 期間
 - ・災害発生の日から10日以内

第16章 救出救護計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

この計画は、災害のため生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、若しくは生死が不明の状態にある者に対する救出救護のための計画を策定する。

第2節 計画の内容

第1 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者

第2 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保持してその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

また、救出には消防本部及び消防団が木津警察署と協力して実施する。

第3 活動拠点の確保

町は府と協力し、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。

第4 資機材等の調達等

救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、町は府と協力し、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保するものとする。

第5 活動の調整

町の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。

また、関係機関は、町及び府の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第6 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第7 救助法による救出の基準

1 対象者

- ・災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

・災害のため生死不明の状態にある者

2 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

3 救出の期間

災害発生の日から3日以内

第17章 障害物除去計画

（建設産業課）

第1節 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

第2節 計画の内容

町及び関係機関は被災者が日常生活を営むことができるよう、道路、河川等の障害物を除去する。

第1 道路障害物の除去

国道と府道における土砂の崩壊、障害物の残留等による障害物の除去は府が、町道については町がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ府、国土交通省、木津警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

第2 河川関係障害物の除去

河川管理者である国土交通省、府、町が、それぞれ管轄の部分について除去する。

第3 住宅関係障害物の除去

町長が行うが、救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

救助法が適用された場合の障害物除去の基準は次のとおり。

1 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が堆積して、一時的に居住できない住宅で、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

2 除去対象数

町内の住居が半壊し、又は床下浸水した世帯数の1割5分以内

3 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃費とし災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

4 期間

災害発生の日から10日以内

第18章 廃棄物処理計画

（税住民課）

第1節 計画の方針

被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 生活ごみの処理

1 情報の収集

住民班は、指定避難所及び避難人員の確認を行い、委託業者、府その他関係機関との緊密な連携協力のもと、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み等を把握する。また、処理を計画的に実施するため発生量を予測する。

また、府に対してごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、発生量の予測等を報告する。

2 処理作業

(1) ごみの集積場所及び収集日時の周知

ごみの早期収集及び処理を行うため、避難者に対して集積場所及び収集日時の周知を行う。なお、集積場所については、冠水等での流出又は飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。

(2) ごみの収集、運搬

ごみの処理を行うために必要な人員、収集運搬車両の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び府に対して支援を要請する。

第2 がれきの処理

1 情報の収集

住民班は、倒壊家屋、焼失家屋の数及びがれきの状況等を把握する。また、処理を計画的に実施するため全体の発生量を把握する。

また、府に対して倒壊家屋、焼失家屋の数及びがれきの状況、全体の発生量等を報告する。

2 処理作業

(1) 仮置場の確保

がれきが大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保する。

(2) がれきの処理

発生したがれきについては、危険なもの、通行上の支障となるもの等を優先的にごみ収集車をもって収集、運搬する。なお、がれきの収集、運搬に必要な人員、運搬車両が不足する場合には、委託業者、府等へ応援を要請する。

また、がれきの処理にあたっては、有害物質による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう推進する。

(3) がれきの分別

がれきの処理にあたり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。

(4) 専門事業者への委託

アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門事業者に委託する。

第3 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理は、原則として事業者が行う。ただし、町長は事業者が自ら処理することができないと認める場合においては、有害なものを除き一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、事業者にかわって、産業廃棄物を処理することができる。

災害により有害又は多量の産業は器物が排出された場合において、町長は事業者又は処理施設の管理者に対し、当該廃棄物の保管、収集、運搬もしくは処分について必要な報告を求め、又はその内容を知事に連絡して変更その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第19章 文教応急対策計画

（相楽東部広域連合教育委員会）

第1節 計画の方針

第1 方針

災害発生時における文教応急対策について、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について定める。

第2 実施責任者

- (1) 教育長は、公立の小・中学校の災害応急対策を実施する。
- (2) 災害に対する各学校の措置については、学校長が具体的な応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、救助法が適用された場合は知事の委任を受け、町長が実施する。

第2節 計画の内容

第1 情報の収集・伝達

1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集を行うこととし、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、発災後迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第2 施設、設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検等を実施するとともに、必要に応じ、教材、教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第3 学校等における安全対策

1 在校時の対策

災害発生時においては、児童生徒等の生命の安全確保を第一とし、危険が予想される場合は、学校長の判断により、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期すほか臨時休校の措置を行うなど臨機の措置をとる。

授業開始後にあって臨時休校を決定した場合は、早急に児童生徒等を帰宅させることとするが、その際危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員が地区別に付き添うものとする。ただし、保護者が不在又は住宅及び通学路に危険のおそれのある児童生徒等は、学校等において保護する。また、児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全に

も十分に留意する。

2 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。また、災害の状況に応じ、休校措置を登校前に決定した時は、直ちに広報車、各学校等の連絡網を通じて周知するとともに、児童生徒等に対し徹底を図る。

第4 教育に関する応急措置

1 授業中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

2 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

また、被害状況について、府山城教育局を経て府教育委員会へ報告する。

3 施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法による。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、体育館等を利用し、不足するときは二部授業とする。

(2) 被災学校の大部分が使用不能の場合

集会所等公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室を利用する。

4 学用品の調達及び配分

(1) 災害救助法が適用された場合

ア 教科書

町長が直接調査、調達、配分を実施する。

イ 文房具及び通学用品

町長が直接調査、調達、配分を実施する。

ウ 学用品の給与基準

ア) 対象

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒

イ) 学用品の品目及び費用の限度

- ・教科書（教材を含む）……実費。
- ・文房具……災害救助法施行細則に定める限度額以内
- ・通学用品……文房具と同じ

ウ) 期間

- ・教科書……災害発生の日から1箇月以内
- ・文房具及び通学用品……災害発生の日から15日以内

エ 給与の方法

相楽東部広域連合教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち給与の対象となる児童・生徒を調査し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

(2) 災害救助法が適用されない場合

ア 教科書

相楽東部広域連合教育委員会は、被害状況を調査し、教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科用図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

イ 文房具及び通学用品

文房具及び通学用品の補給については、災害救助法が適用された場合の要領に準じて行う。

5 学校給食の対策

学校給食はできるかぎり継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のための炊き出しに、給食室を使用したとき
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- (4) 給食物資の調達が困難なとき
- (5) その他給食実施が外因的事情により不可能なとき

なお、給食再開にあたっては、衛生管理に十分注意を払うものとする。

第5 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

2 危険物等の保安

学校等における電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第6 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が指定避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営に協力する。

また、必要に応じ、給食室等を活用した炊き出し等に協力するとともに、災害の状況によっては、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備する。

第20章 輸送計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害対策要員の移送、応急対策資材、生活必需品等の迅速確実な輸送を確保するための対策について定める。

第2節 輸送力の確保

総務班は、被害状況、各班からの報告をもとに、車両及び車両用燃料等の必要数を明確にし、適宜、町有車両の再配分、あらかじめ把握している調達先からの借上げ等連絡調整を行い、要員及び物資等の輸送手段を確保する。

なお、町内で運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、以下に示す事項を明示して、府、近隣市町村等にあっせんを要請する。また、災害の状況に応じて輸送業者等、関係機関に輸送協力を依頼する。

- (1) 輸送区間及び借り上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要な事項

第3節 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 公用車による輸送

町有車両の再配分により、必要な輸送活動を実施する。

(2) トラック、バスによる輸送

町所有車両では輸送力が不足する場合、府に調達あっせんを要請、又は、輸送業者等に輸送協力を依頼し、トラック、バス等による輸送を実施する。

(3) 鉄道による輸送

災害の状況により、西日本旅客鉄道株式会社に対し、必要な措置を講じるよう協力を要請する。

<西日本旅客鉄道株式会社要請窓口>

区分	昼間	夜間
京都支社	総務企画課 075-682-8003 鉄道電話：078-3921	輸送指令 06-6376-6181 鉄道電話：071-2577
大阪支社	総務課 06-6627-8211 鉄道電話：074-3623	輸送指令 06-6376-6181 鉄道電話：071-2534

(4) 航空機による輸送

陸上輸送がすべて不可能な場合は、府本部に航空機の要請を行う。

(5) 人力による輸送

災害により、車両、鉄道、ヘリコプター等による輸送手段が講じられないときは人力による輸送を行う。

第 4 節 緊急通行車両の取扱い

町は、災対法施行令第 33 条第 1 項に規定する緊急通行車両の確認を受けようとするときは、緊急通行車両等確認申請書（資料編参照）を府警察本部の交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は木津警察署長等に提出し、標章（資料編参照）及び緊急通行車両確認証明書（資料編参照）の交付を受ける。

第 5 節 救助法による輸送基準

第 1 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、死体の搜索、死体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に関する経費

第 2 費用の限度

当該地域における通常の実費

第 3 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

第 6 節 人員及び救助物資等の輸送

第 1 人員輸送

町は、被災者を避難させるなどその必要が生じた場合は、速やかに人員輸送を実施する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があると認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

第 2 救助物資等の輸送

町は、府が行う救助物資等の輸送に対し、積極的に支援を行う。

第 3 輸送機関等の協力

町は、必要に応じて、J R 等に車両の増発等を要請するなど輸送活動に関する協力依頼を実施する。

第 7 節 ヘリコプター発着及び物資投下可能地点の選定

第 1 発着予定地

ヘリポート発着予定地は、次のとおりとする。

表 ヘリポート発着予定地

名 称	所 在 地	面積	電話番号
笠置小学校グラウンド	笠置上津 30 番地	2,360m ²	95-2046
木津川笠置大橋下流河原	笠置	7,000m ²	—
笠置町運動公園	笠置町有市岩谷 17 番地	9,480m ²	95-2301

第2 発着場の基準等

1 ヘリコプター発着基準及び標示要領

次のヘリコプター発着場の基準及び標示要領により整備を行い、緊急時に円滑な活動が実施できるようにする。

表 ヘリコプター発着場の基準及び標示要領

区分	条件	昼間使用	夜間使用
発着場基準	小型機		
	中型各機		
	大型機		
標示要領		<p>注：緊急時は石炭等の敷布、布等の表示又は左右に限ってパイロットに知らせる処置をする。</p>	

2 ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地籍（昼間）

	a	b	c	d
1	機種	小型機	中型各機	大型機
2	同時発着数	4機	30m×120m	50m×150m
3	12機		150m×150m	75m×200m
				150m×300m

注) 災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、またそれぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

3 ヘリポートでの留意事項

- (1) 関係者以外の立入りを制限する。
- (2) 誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し、着陸の態勢に入ったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）
- (3) 散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）
- (4) 吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）
（吹流しの基準：長さ2m以上、径60cm以上で赤白で目立つように）
- (5) ヘリポートの標示をする。（Hの印を10～20mの大きさに石灰等で標示）
- (6) ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。
- (7) 物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材等を準備する。
※隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

第21章 交通規制に関する計画

（総務財政課、建設産業課）

第1節 計画の方針

災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、交通情報の収集及び広報についての要領を定める。

第2節 計画の内容

第1 危険箇所の発見

降雨等により、道路・橋梁に危険箇所の発生が予想されるときは、建設産業班及び消防団により道路巡視を実施し、道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握するとともに、迂回路を確保して、災害時に迅速かつ適切な措置がとれるように努める。

第2 交通の規制

道路管理者及び木津警察署は、災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見した時、もしくは通報によりこれを認知した時は、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止又は制限を行うとともに、連携して適切な処置をとる。

1 道路管理者の交通規制

建設産業班は、町が管理する道路について、本部長の指示に基づき、次の交通規制を実施する。

- (1) 災害時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは、被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
- (2) 道路法による交通規制を行った時は、直ちに道路標識区画線及び道路標識に関する命令の定める様式（資料編参照）により表示する。
- (3) 道路交通の規制の措置を講じた場合、表示板を掲示するか、又は報道機関を通じて交通関係業者、一般通行者等に対して広報するとともに、適当な迂回路を設定し、できる限り交通に支障のないように努める。

2 府公安委員会、木津警察署による交通規制

(1) 災害発生直後の交通規制

ア 災害により通信が途絶した場合は、府県境において、他府県から府下への車両の進入を禁止し、事後被害の実態に応じて規制区域の増減等の必要な措置を講じる。

イ 交通規制地点においては、パトカー等を重点的に配置するとともに、状況に応じロープ、柵、看板を使用して規制の実効を期する。

ウ 交通規制区域においては、走行中の車両を道路の左側に寄せて停止させ、避難路及び緊急車両の通行路を確保する。

エ 主要幹線道路及び避難路等において、緊急車両の通行又は避難誘導の障害となる道路上の車両を、近くの公園、空地等に可能な限り一時収容するなどして、道路幅員の確保を図る。

(2) 交通安全の施設の機能確保

信号機、道路標識等の交通安全施設の損壊、その他の異常の発見に努め、早期回復措置を講じるとともに、信号機に異常のある交差点等では、手信号等による交通整理を実施する。

(3) 緊急輸送確保の交通規制

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送を確保するために必要があると認められた時

は、関係機関と連携してその緊急輸送確保に必要な路線、区間等を指定し、緊急通行車両（知事又は公安委員会で、緊急通行車両として確認した車両）以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じる。

＜交通規制の実施責任者及び範囲等＞

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	1. 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
2. 道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

第3 交通の確保対策

1 応急処理による交通の確保

危険箇所発見時の状況により、応急修理が可能な場合は、道路管理者において応急修理を行い、交通の円滑安全を図る。

2 応急復旧の順位

応急復旧においては、救命救助、応急復旧対策等、緊急に必要な路線の確保を優先するものとし、道路管理者、木津警察署と協議し確保する。

3 迂回道路の選定

道路管理者は、迂回路の指定を行った場合、木津警察署長と協議し、交通の混乱による防止を図る。

第4 広報措置

道路管理者は、災害時に種々の道路交通法上の処置をとった場合は、標識等を設置して明示するほか、関係機関等に公表し、交通の安全を図る。

町は、町内における道路網の交通規制状況を把握し、住民等からの照会に的確に対応するものとする。

第5 緊急輸送道路の確保

府防災計画において、国道163号は、緊急交通路候補路線として位置づけられており、災害発生時において緊急物資の輸送活動を迅速かつ効率的に実施する必要がある場合は、交通規制が行われる。

町は、状況に応じて、国道163号と各指定避難所を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、その路線においては、消防・救助や緊急物資輸送等の応急対策活動の実施を最優先し、必要に応じて、一般車両の通行を大幅に規制する。

第6 災害発生時における道路通行規制

府は、異常気象時（豪雨時）において的確な道路通行規制を実施するため、運転者への周知や警察等関係機関との連携を十分に図るとともに、あらかじめ通行規制基準を設定し、これを公表することにより住民、運転者への事前の注意喚起を行うとともに、関係機関との共通認識を深めるものとしている。

本町に係る道路通行規制区間は、別表-1のとおり基準等が定められている。

表 連続雨量による道路通行規制の態勢

規制区分	規制基準	規制に対する態勢
通行注意 (予備規制)	連続雨量が(別表-1)の降雨量になった場合	当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する。
通行止 (交通規制)	(1) 連続雨量が(別表-1)の降雨量になった場合 (2) 前項の降雨量に達しないが明らかに崩落の兆候がみられたとき	(1) 交通規制（通行止）を行う。 (2) 通行止掲示をし、通行危険箇所の巡視を行う。 (3) 災害が発生した時は、災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な処置を講じる。
解除	注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引続き降雨のおそれがなく、巡回により土木事務所長が通行の安全を確認したとき	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止めの掲示をはずす。

表 道路冠水による道路通行規制の態勢

規制区分	規制基準	規制に対する態勢
通行注意	河川の出水等により道路冠水が予測される場合	当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する。
通行止	河川の出水等により道路の路面冠水が始まった場合、又はその危険性が極めて高い場合 (1) 現地確認により判断 (2) 現地確認が困難な場合は、河川水位等から判断	冠水が始まった区間及び関連する区間において次のとおり実施する (1) 通行止めを行う (2) 通行止めの掲示を行う (3) 住民・ドライバーへの情報提供を行う
解除	巡回により土木事務所が通行の安全を確認した場合	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止めの掲示をはずす。

(別表-1)

連続雨量による通行規制区間及び道路通行規制基準

番号	5		20
路線名	国道 163 号		笠置山添線
担当事務所	山城南		山城南
規制区間	木津川市井平尾～笠置町笠置		相楽郡笠置町南笠置～奈良県境
延長(km)	5.9		2.0
交通量(台/日) H22 センサス	11,459		748
規制基準	規制基準値	通行注意対象雨量	100
	(mm)	通行止対象雨量	150
	気象等観測所	恭仁大橋テレメーター 笠置テレメーター	笠置テレメーター
危険内容	落石、土砂崩落		落石、土砂崩落
迂回路	なし		(府) 奈良笠置、(国) 369 号
指定年度	昭和 49 年度		昭和 49 年度
備考	交通観測点 1,057 遮断装置 2 箇所		交通観測点 4,012 遮断装置 2 箇所

道路冠水による通行規制区間及び道路通行規制基準

番号	10	
路線名	国道 163 号	
担当事務所	山城南	
規制区間	相楽郡笠置町笠置～有市	
延長(km)	3.0	
交通量(台/日) H22 センサス	9,659	
規制条件(通行止め)	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	
危険内容	冠水	
迂回路	なし	
指定年度	平成 18 年度	
備考		

第22章 災害警備計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

災害警備活動は、町、府、国、自衛隊、消防等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。

第2節 計画の内容

町は、災害時、木津警察署と緊密な連携を図り、木津警察署が行う災害警備活動に協力する。

1 災害警備活動の概要

- (1) 住民等の避難誘導を行う。
- (2) 被災者の救出救助を行う。
- (3) 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
- (4) 行方不明者の捜索を行う。
- (5) 遺体の検視、死体調査、身元確認を行う。
- (6) 遺族への対応を行う。
- (7) 被災地及び指定避難所等に対する警戒活動を行う。
- (8) 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
- (9) 住民等への広報を行う。
- (10) その他必要な警察活動を行う。

第23章 危険物等応急対策計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物等の災害に際しては、住民の生命身体及び財産を保護するために、この計画に定めるほか災害の規模に応じて、消防計画等に定めるところにより関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害の拡大防止軽減に努める。

第2節 計画の内容

危険物等による災害が発生した場合、町は、施設の管理者及び関係防災機関、府との連携協力のもとに以下の応急対策を実施する。

第1 危険物製造所等応急措置計画

- (1) 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- (2) 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - ア 消防機関への通報
 - イ 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
 - ウ 付近住民等に対する広報活動
 - エ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - オ 避難誘導及び群衆整理
 - カ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - キ 危険物火災の特性に応じた消防活動
 - ク 危険物の除去

第2 火薬類保管施設応急措置計画

- (1) 火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱い中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (2) (1)の場合において、火薬類を移動させる時間がない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止等、警備上必要な措置をとる。
- (3) 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - ア 存置火薬類に関する情報収集
 - イ 消火活動
 - ウ 注水その他の延焼防止活動
 - エ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - オ 警戒区域の設定及び交通規制
 - カ 飛散火薬類等の検索回収
 - キ 二次爆発の防止措置
- (4) 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

第3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- (1) 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防本部その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所、LPガス販売業者等と連絡を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- (2) 爆発、火災又は可燃性もしくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。
 - ア 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
 - イ 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
 - ウ ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
 - エ 漏えい防止作業
 - オ 注水及び消火活動
 - カ 付近住民等に対する広報活動
 - キ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - ク 避難誘導及び群衆整理
 - ケ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - コ 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
 - サ 引火性、発火性又は爆発性物質の移動
- (3) 毒性ガスの漏えいに際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。
 - ア 施設の管理者等に対する除害措置の指示
 - イ 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
 - ウ 防毒措置等に必要な資機材及び薬剤の輸送援助

第4 毒物劇物保管施設措置計画

1 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに山城南保健所、消防本部又は木津警察署に届け出るものとする。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

2 緊急措置

山城南保健所（又は木津警察署）は、毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性ある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第24章 鉄道施設応急対策計画

（企画観光課）

第1節 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が密接に連携して輸送業務の早期復旧を図ることになっている。

町は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、西日本旅客鉄道株式会社が行う鉄道施設応急対策に協力する。

第2節 計画の内容

町は、鉄道施設に関する災害が発生した場合、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに府に報告する。なお、列車火災が発生した場合は、火災、災害等即報要領により第一報を消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で状況を報告する。

また、町は、状況により事故対策本部を設置し、災害応急活動の際には西日本旅客鉄道株式会社と十分に連絡を取り、適切な支援を行う。

<西日本旅客鉄道株式会社連絡先>

連絡・通報先	電話番号
西日本旅客鉄道株式会社 亀山鉄道部	0595-82-0337
笠置駅	95-2700

第25章 通信施設応急対策計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

災害により電気通信施設が被災し、通信回線の機能が停止した場合の町及び防災関係機関が実施すべき施設の応急対策について定める。

第2節 計画の内容

町は、災害により、通信施設が被災し、広域かつ長期間にわたる通信障害等が発生した場合、西日本電信電話株式会社と緊密な連携をとり、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、住民に対して、適切な情報の提供に努める。また、必要に応じ西日本電信電話株式会社を実施する電気通信施設の災害応急活動に適切な支援を行う。

第26章 電気・水道施設応急対策計画

（総務財政課、建設産業課）

第1節 計画の方針

災害により電気・水道等のライフライン施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合の町及び防災関係機関が実施すべき施設の応急対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 電気施設応急対策計画

総務班は、災害により、電気施設が被災し、広域かつ長期間にわたる停電等が発生した場合、関西電力株式会社と緊密な連携を図り、被害の状況、復旧に係わる期間等の情報を収集するとともに、住民に対して、適切な情報の提供に努める。また、必要に応じて関西電力株式会社が実施する電気施設の災害応急対策に適切な支援を行う。

第2 水道施設応急対策計画

建設産業班は、災害の発生時に、水道施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。また、水道施設が被災した場合は、次の対策を実施する。

1 応急復旧

施設被災箇所の応急復旧を実施する。なお、必要に応じ、給水装置指定工事店等の応援を得るものとする。

2 支援要請等

町のみでは、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。また、町は、府に対し、水道事業者等間の連携、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

3 災害時の広報

水道施設の被災状況及び復旧見込みについて、住民に広報し、社会混乱を未然に防止する。

第27章 農林関係応急対策計画

（建設産業課）

第1節 計画の方針

町は、風雨等により農林関係施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林業の生産が迅速に元の形態に復するために必要な計画について定める。

第2節 計画の内容

町は、水稻、野菜、果樹、茶等の農林水産物の被害状況を調査し、適切な事後処理を推進するとともに、農家に対し、きめ細やかな指導・相談を行うほか、以下の応急対策を実施する。

第1 耕地、農業用施設

- (1) 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。
- (2) 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、速やかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- (3) 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。なお、応急復旧工事時は、必要に応じて近畿農政局から排水機（エンジン付）を借用することができる。

<機械保有場所>

近畿農政局土地改良技術事務所

住所：京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地 電話：075-641-6391～3 FAX：075-646-2019

第2 林業用施設

- (1) 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。
- (2) 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- (3) 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第3 治山施設

- (1) 風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、山城南土木事務所及び防災関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
- (2) 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
- (3) 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第28章 労務供給計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部要員及びボランティア等の動員のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

第2節 計画の内容

災害応急対策に必要な作業要員の確保は、本部会議に諮り、要員の確保・調整を行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、各班長の判断により確保することができるが、後刻その旨を本部長に報告する。

第1 作業要員の雇用及び応援要請

特定作業等災害応急対策実施のための要員が必要な場合は、各班の要請に基づき本部長が作業要員を雇用するとともに、府及び関係機関、あるいは近隣市町村に応援の要請を行う。

1 作業要員確保の要請

- (1) 各区等に依頼し要員を確保する。
- (2) 府及び公共職業安定所に対して要員の確保を要請する。
- (3) 以上でも要員が不足する場合は、近隣市町村に応援の要請を行い、要員を確保する。

2 要請事項

各班が要員を必要とする場合、次の事項を明示し、総務班を通じて府及び関係機関、近隣市町に要請する。

- (1) 雇用の理由
- (2) 所要職種別人員
- (3) 作業内容
- (4) 雇用期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金
- (7) その他必要な事項

3 要員の作業内容

災害応急対策に使用しうる作業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 死体の処理
- (7) 救出物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

4 作業要員の供給

町は、府に作業要員の確保を要請した場合、要請後速やかに作業要員輸送等の配車措置を講じ、待機場所において公共職業安定所職員の立ち会いのもとに、作業要員の供給を受ける。

また、町は、作業終了後における作業要員輸送のための配車措置を講じておく。

5 雇用賃金及び支払い

要員の雇用に係る賃金基準は、災害時の事情を勘案し、その都度決定するが、基本的には町における通常の例による。また、支払いについては、就労現場において作業終了後直ちに支払う。なお、作業終了後、直ちに賃金の支払いができない場合は、町が就労証明書を発行するとともに、支給日を作業従事者本人に通知する。

第2 知事及び防災関係機関に対する職員の派遣要請

災害対策に必要な技術者等の確保が困難な場合は、知事及び防災関係機関に対し次の事項を明示し、技術者等の応援派遣あるいはあっせんの要請を行う。

- (1) 派遣（あっせん）を要請する理由
- (2) 派遣（あっせん）を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) その他職員の派遣（あっせん）について必要な事項

第3 従事命令等による作業要員等の強制動員

1 根拠法令

災害応急対策のため緊急に必要な場合には、各法律に基づく強制命令により作業要員の確保を図る。各法律に基づく命令の種類、執行者、対象作業等は次のとおりである。

各法律に基づく対象作業等

命令区分	執行者	根拠法令	対象作業	対象者
従事命令	知事 町	災対法第71条第1項 災対法第71条第2項	災害応急対策事業（救助法に基づく救助を除く応急措置）	1. 災対法及び救助法による知事の従事命令（災害応急対策及び救助作業） ①医療関係者 ②土木建築工事関係者 ③輸送関係者 2. 災対法及び救助法による知事の協力命令（災害応急対策及び救助作業） 近隣の人等
従事命令	町警察官	災対法第65条第1項 災対法第65条第2項	災害応急対策作業（全般）	町内の居住者又は当該応急措置を実施すべき現場にいる人
従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5号	消防作業	火災の現場付近にいる人
従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条	水防作業	町内居住者、又は水防の現場にいる人

2 従事命令等の執行

- (1) 従事命令等の執行に際しては、必要最小限度による。
- (2) 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

3 損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は廃疾となった人又はその遺族に対しては、次の各法律等に基づき損害補償を行う。

- (1) 消防法第36条の2
- (2) 救助法第29条
- (3) 水防法第41条
- (4) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律

第4 書類の整備・保管

作業用員の動員、係員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、次の書類を整備し、保管する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 令第10条第1号から第4号までに規定する人の従事状況
- (3) 令第10条第5号から第10号までに規定する人の従事状況
- (4) 人夫賃支払い関係証拠書類

第29章 自衛隊災害派遣計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

自然災害その他の災害に際し住民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続等について定める。

第2節 計画の内容

第1 災害派遣の要請の要求

- (1) 町長は、災害が発生し又はそのおそれがある場合、町及び府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期しがたいと認めるときは、山城広域振興局長を通じて、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。
- (2) 町長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。
- (3) 町長は、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- (4) 自衛隊災害派遣要請の要求手続きは、総務班があたる。

第2 災害派遣要請の要求の手続き

災害派遣の要請の要求に当たっては、以下の事項を明らかにして、無線又は電話等をもって知事に対して行う。なお、事後速やかに文書を送付する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

町長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、町長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、町長は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

<直接自衛隊に通知する場合の連絡窓口>

連絡先：陸上自衛隊第4施設団長 第4施設団第3科

所在地：宇治市広野町風呂垣外1-1

電話：0774-44-0001（勤務時間内）内線236、（勤務時間外）内線223）

衛星通信系防災情報システム

衛星 勤務時間内：7-757-8109、勤務時間外：7-757-8101

地上 勤務時間内：8-757-8109、勤務時間外：8-757-8101

第3 自衛隊の活動内容

自衛隊は、要請にしたがい、次の内容について災害の様態に応じた活動を実施する。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事からの要請に基づくことが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外措置として、知事からの要請を待つ暇がない場合、要請を待たないで部隊が派遣できる場合がある。この場合、自衛隊は、連絡員等により、府経由又は直接町本部へ派遣部隊に関する情報を届けることになっている。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索・救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急診療、救護、防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他災害応急対策の支援

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

派遣要請を行った場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、受入れ体制を準備する。

1 受入れ準備の確立

町長は、自衛隊災害派遣部隊を受入れるにあたり、次のような体制を確立する。

(1) 宿泊所等の準備

総務班は、派遣部隊の現地指揮所、宿泊所及び休憩所等の準備をする。

なお、笠置小学校のグラウンドを本町における宿泊所等予定地として指定する。

(2) 連絡職員の配置

被災地における派遣部隊及び山城広域振興局との連絡調整にあたるために、総務班の職員を連絡職員として指名し、配置する。

(3) 作業計画の樹立

町長は、派遣部隊の活動が他の災害救助及び災害復旧機関のそれと競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮しながら作業計画を立てる。

(4) 資材等の準備

町長は、自衛隊が保有する使用可能資機材等以外の作業実施に必要なものを準備し、かつ、作業に関係の有る管理者等の事前了解を得ておく。

2 派遣部隊到着後の措置立

(1) 派遣部隊との作業計画等の協議

町長及び作業に関係のある班は、作業計画等について派遣部隊と十分に協議し、作業の円滑な進捗を図る。

(2) 知事への報告

町長は、派遣部隊の到着後、速やかにその旨について、山城広域振興局長を経て知事に報告する。

第5 派遣部隊の徴収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、派遣部隊とその他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により、山城広域振興局長を通じて知事に撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに文書を提出する。

第30章 職員派遣要請計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

大規模な災害が発生し、災害応急対策や災害復旧のため、本町以外での技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっせんについて定める。

第2節 計画の内容

第1 府に対する応援要請

府に応援を求める必要が生じた場合には、次の要請事項を明らかにし、無線、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資等
- (4) 応援を必要とする区域、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

第2 その他団体及び機関への応援要請

府に対する応援要請に準じる。また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は原則として文書で府に要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第31章 義援金品受付配分計画

（総務財政課、税住民課）

第1節 計画の方針

災害発生時において、住民等から被災者に寄贈される義援金品について、その受付の便宜を図り、配分の円滑化について定める。

第2節 計画の内容

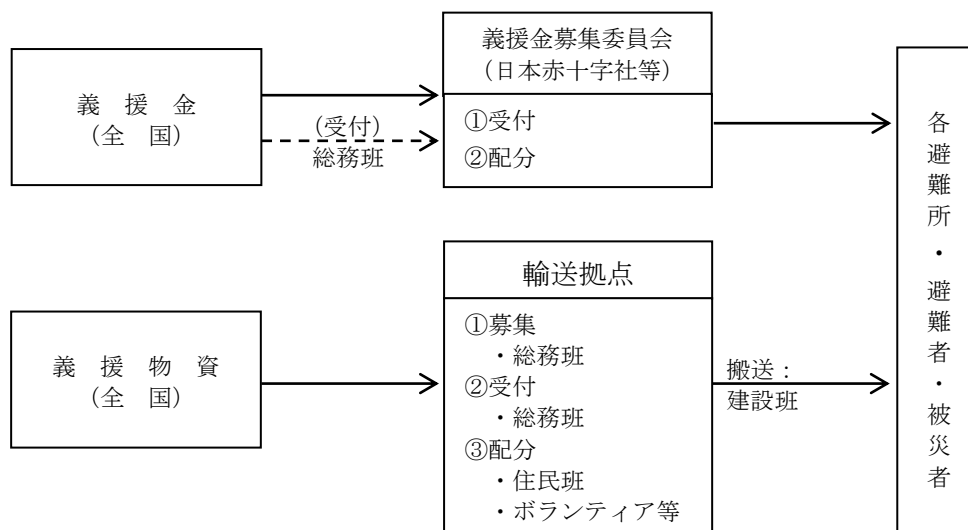
町は、被災者に寄贈される義援金品の受付、保管及び配分について、その取扱いの方法を以下のとおり定める。

第1 実施体制

義援金の受付配分については、日本赤十字社京都府支部が中心となり設置される義援金募集(配分)委員会、その他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

また、義援物資の受付配分については、町が実施する。

■義援金品の供給フロー



第2 義援金の募集、受付

1 義援金の募集、受付

災害時には、日本赤十字社京都府支部により、義援金の募集や受入れ、管理が行われ、新聞社等の報道機関や各種団体が行う募金活動が適切かつ効果的に行われるよう、義援金募集委員会等を組織するなど、その連絡調整が行われる。

町は、日本赤十字社京都府支部（義援金募集委員会等）が行う義援金の受入れや管理について、町が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

<日本赤十字社京都府支部連絡窓口>

連絡先：日本赤十字社京都府支部
住所：京都市東山区三十三間堂廻り町644 電話：075-541-9326 FAX：075-541-1361

2 町へ届けられる義援金の受付、管理

直接、町へ届けられる義援金の受付は、総務企画班が行う。義援金を受付けた場合には、原則として日本赤十字社京都府支部（義援金募集委員会等）へ引継ぎを行うが、必要に応じて、金融機関へ預け入れるなど、確実な方法で保管を行う。

なお、受付にあたっては、寄託者に対して受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

第3 義援物資の募集、受付

1 義援物資の募集

総務班は、災害発生後、被災地の状況等から必要と認める場合、関係機関の協力のもと義援物資の募集を行う。その際、報道機関等を通じ以下の内容について広報を行う。

- (1) 被災地において必要とする物資
- (2) 被災地において不要である物資
- (3) 当面必要でない物資
- (4) 義援物資送付の際の留意事項
 - ア 生物は入れないこと
 - イ 品物はビニール袋に入れてから箱に梱包すること
 - ウ 中身がわかるように三方にラベルを貼り付けて品名、数を明記すること

2 義援物資の受付

総務班は、義援物資の受付窓口を設け義援物資の受付を行う。義援物資の受付窓口は、原則、輸送拠点（笠置小学校）とする。

なお、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、ボランティアを募集するほか、府及び近隣市町村に協力を要請する。

3 義援物資の配分

住民班は、寄せられた義援物資を速やかに配分する。配分にあたっては、被災者の状況等を十分に考慮し、公平な配分を行う。また、配分作業にあたっては、必要に応じて、ボランティア等の協力を得る。

なお、義援物資の指定避難所等への搬送については、建設産業班が実施する。

第32章 社会福祉施設応急対策計画

（総務財政課、保健福祉課）

第1節 計画の方針

災害発生時における施設利用者等の生命の安全確保及び被災施設の復旧について定める。

第2節 計画の内容

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規程を策定する。また、社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第1 実施責任者

施設長が必要に応じ、防災関係機関及び地域住民等の協力を得て実施する。

第2 避難措置等

災害発生時において、施設入居者の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。また、通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用に努めるものとする。

第3 施設の復旧

1 町営の施設

府へ被害状況の報告を行い、町が実施する復旧等について指導助言を受ける。

2 私営の施設

被害状況の調査結果に基づいて、法人が実施する復旧等について、町が指導助言を行う。

3 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合には、施設利用者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言する。この場合、施設長は、措置の実施者と緊密な連携を図る。

4 保健管理、安全の指導

施設利用者等の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行う。

第4 補助金及び融資

1 補助金

日本自転車振興会等の非常災害復旧事業補助金

2 融資

社会福祉・医療事業団が行う融資
京都府社会福祉協議会が行う融資

第33章 笠置町災害支援対策本部運用計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

他市町村において大規模な災害が発生した場合、被災者の救援等災害支援対策を実施するための支援活動体制について定める。

第2節 計画の内容

町長は、他市町村において大規模な災害が発生した場合において、必要と認めたときは、災害支援対策本部を設置し、それぞれの担当課が事務処理するものとし、支援対策がおおむね完了したと認めるときは、災害支援対策本部を閉鎖する。

なお、災害支援対策本部の組織、事務分掌、動員は、災害対策本部体制1号配備と同等とするが、災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。

災害支援対策本部の業務は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 本部長の指示事項の伝達
- ・ 被害状況の調査及び収集
- ・ 食料、物資等の提供
- ・ 情報収集、災害応急活動要員としての職員派遣
- ・ その他特に被災地から要請のあった事項

第34章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る 対策計画

（保健福祉課）

第1節 計画の方針

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害時の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し、十分配慮した応急対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

災害時における要配慮者に係る対策は、府との連携のもとに、町長が行う。

第2 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等

(1) 被害が予想される場合、町は、府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、各区、民生児童委員協議会、町社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。

また、指定避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

(2) 在宅の避難行動要支援者に対しては、必要に応じ、指定避難所への誘導、社会福祉施設への緊急入所等の措置を講ずる。

第3 高齢者に係る対策

(1) 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、町は、府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力を得て、指定避難所における相談体制の整備及び住宅の高齢者の訪問相談を実施する。

(2) 町は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、供給に努める。

(3) 町は、府との連携のもとに、町内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉施設等への緊急収容等を勧める。

また、高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる、

(4) 高齢者の健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、避難者の健康対策に基づき対策を講じる。

(5) 町は、指定避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消等高齢者に配慮した仕様の施設を検討する。

第4 障害者に係る対策

(1) 町は、府との連携のもとに、指定避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いす等の福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、掲示板等）を確保し、必要に応じ、速やかに指定避難所に提供する。

(2) 町は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視

覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。

- (3) 町は、府との連携のもとに、指定避難所及び在宅障害者の調査により手話通訳やガイドヘルパー等のサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- (4) 町は、府との連携のもとに、障害者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、障害者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障害福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる、
- (5) 障害者の健康管理には特に留意することとし、町は、府と連携し、避難者の健康対策に基づき対策を講じる。
- (6) 町は、指定避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消や障害者用トイレの設置等障害者に配慮した仕様の施設を検討する。

第5 乳幼児等に係る対策

- (1) 町は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- (2) 町は、府との連携のもとに、指定避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。
児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。

第6 妊婦に係る対策

- (1) 町は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- (2) 町は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- (3) 妊婦に健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、第3部第8章第2節第5の4避難者健康対策により対策を講じる。
- (4) 助産を実施する場合は、第3部第14章の医療助産計画により対策を講じる。

第7 外国人に係る対策

- (1) 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。
- (2) 町は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳のボランティアとも連携し、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- (3) 町は、府との連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- (4) 町及び府は、指定避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第35章 環境保全に関する計画

（税住民課）

第1節 計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

町は、災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合、直ちに関係防災機関等へ通報するとともに、府の行う環境汚染の防止対策等の措置に協力する。

また、住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。

第36章 ボランティア受入れ計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、町は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うなど情報提供や環境整備を図る。

第2節 計画の内容

第1 受入れ体制

町は、被災時においては、町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置する。なお、ボランティアセンターの運営は、町社会福祉協議会を主体とし、災害対策本部との協議・調整により活動計画を定める。

第2 一般ボランティアの受入れ計画

- (1) 災害時の様々な救援活動に携わるボランティアの受け入れ窓口はボランティアセンターとする。
- (2) ボランティアセンターは、災害対策本部と協議の上、必要に応じてボランティア団体等にボランティアの派遣要請を行う。
- (3) ボランティアの宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。
- (4) ボランティアの活動に必要な費用、保険料等については、府と協議の上、負担を検討する。
- (5) ボランティアセンターは、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、府災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。
- (6) ボランティアの主な活動
 - ア 物資運搬・仕分け
 - イ 食糧炊き出し・給食
 - ウ 清掃

第3 専門ボランティアの受入れ計画

町は、府と調整を図りながら、被災者支援活動に参加する専門ボランティアの宿泊場所、食事の確保等に配慮する。

- (1) 医療活動に携わる者、福祉関連の専門技術を有する者等の専門的な知識・技術を必要とする応急対策に係る専門ボランティアについては、府に派遣を要請する。
- (2) 専門ボランティアの受入れ窓口は、衛生医療・救護班とし、受入れ体制についてはあらかじめ定めておく。
- (3) 専門ボランティアの宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。
- (4) 専門ボランティアの出動経費、保険料の負担等については、京都府災害救援専門ボランティア登録制度要綱（資料編）を参照とする。

第37章 文化財等の応急対策

（相楽東部広域連合教育委員会）

第1節 応急対策の方針

町は、災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

第2節 応急対策の内容

相楽東部広域連合教育長は、指定文化財等の所有者、管理者に対する指導・助言を行い、次の対策を実施する。

- （1）被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- （2）被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋等を設け、その後の復旧計画を待つ。
- （3）被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- （4）美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が被害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第38章 原子力災害対策

（総務財政課）

第1節 計画の方針

福井県内に立地する原子力施設等において事故が発生した場合の対応について定める。

第2節 計画の内容

第1 情報の収集

町は、京都府を通じて、原子力事業者の事故等の情報を収集する。また、原子力事業者等や放射性同位元素取扱事業者等が実施したモニタリング結果や、府が収集したモニタリング結果の収集に努める。

第2 応急活動

1 住民への情報伝達

関西広域連合は、緊急時モニタリング結果の提供を受けた場合には、構成団体及び連携機関と共有するとともに、解説を付したり、専門家の意見を浴えたりするなど、わかりやすい形で住民等に情報発信を行うとされている。町は、府を通じて収集した情報を住民等に対して伝達する。

2 避難及び状況調査

町は、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく内閣総理大臣の指示があった場合は、指示内容に基づき、屋内退避等の措置をとる。また、放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量が「退避及び避難に関する指標（原子力規制委員会）」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合、被害予想地区周辺の地域住民に対し、屋内への退避や警戒区域の設定等の状況に応じた措置をとる。

警戒区域への立入制限、交通規制等は、警察署等関係機関に要請する。

また、防災対策の実施にあたっては、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応する。

3 広域的な避難者の受け入れ

町は、府から避難者の受け入れ等の要請があった場合、避難住民の受け入れを実施する。

4 水道水の摂取制限

建設産業班は、放射性物質の放出により水道水源が汚染されるおそれがある場合、国の要請・指示または独自の判断により、水道水における放射性物質の濃度測定を実施する。

測定結果が国の定める飲食物摂取制限の基準（0IL6）を超過する場合には、国の指示に基づき、住民等に対して摂取制限を行うよう呼びかける。

また、水源や水道水が汚染されているおそれがある場合は、浄水処理の強化などの対策により水道水中の放射性物質の低減に努める。

なお、建設産業班は、原子力緊急事態解除宣言発出後も、国が示した管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、摂取制限を継続する。

第39章 社会秩序の維持に関する計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 関係機関の緊密な情報交換

町は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3節 町の活動

町は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

第4部 災害応急対策計画（震災対策編）

第1章 災害対策本部等運用計画

（各課）

第1節 計画の方針

町内に大地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災対法及び町防災計画の定めるところにより、町及び防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

第2節 町の活動体制

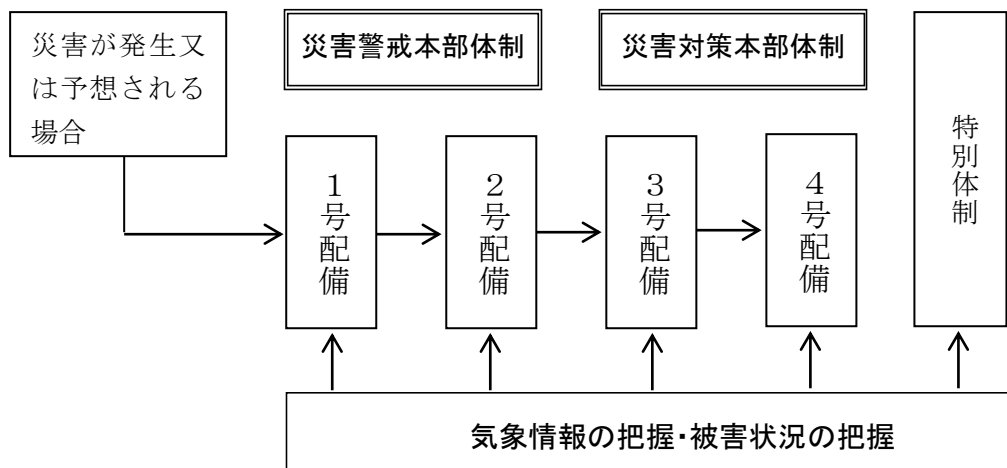
第1 責務

町は、町域に大地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は町防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

第2 活動体制

町は、その必要を認めるときは、本計画及び災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置し、災害応急対策にあたる。

なお、活動体制は、状況に応じて災害警戒本部体制（1号配備、2号配備）、災害対策本部体制（3号配備、4号配備）をとったうえで初期活動を行う。



災害配備体制のフロー図

1 災害警戒本部体制

災害警戒本部体制は、町内で震度4の地震が発生し、町長が必要と認めた場合、迅速な災害情報等の収集・伝達と必要な措置を講じるため、設置する。

なお、被害の規模に応じて、職員の増員が必要な場合は2号配備、あるいは災害対策本部体制に移行する。

2 災害対策本部の組織等

町本部は、町内で震度6弱以上の地震が発生しさら町長が必要と認めた場合、町長が本部長となって町職員を総括し、笠置町防災会議との緊密な連絡のもとに、町域における災害応急対策を実施する。なお、災害対策本部の運営は、笠置町災害対策本部条例に基づいて行う。

(1) 設置

地震により相当の被害が発生又は発生するおそれがある場合、又は住家の被害が発生しはじめ、なお被害が拡大するおそれがある場合等で強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があると判断された場合、町長は災害対策本部を設置し、庁内及び防災関係機関並びに一般住民に対して通知公表する。

ア 開設場所

災害対策本部は、役場庁舎会議室に設置する。ただし、町役場が被災したときは、町長が指定する場所とする。また、同室に災害対策本部用電話（水防本部用兼用）、府衛星通信系防災情報システム子電話機1台（必要に応じて設置）、テレビ1台等を設置する。

イ 組織体制

災害対策本部の組織体制は次のとおりとし、各班の編成と事務分掌は、次ページのとおりとする。

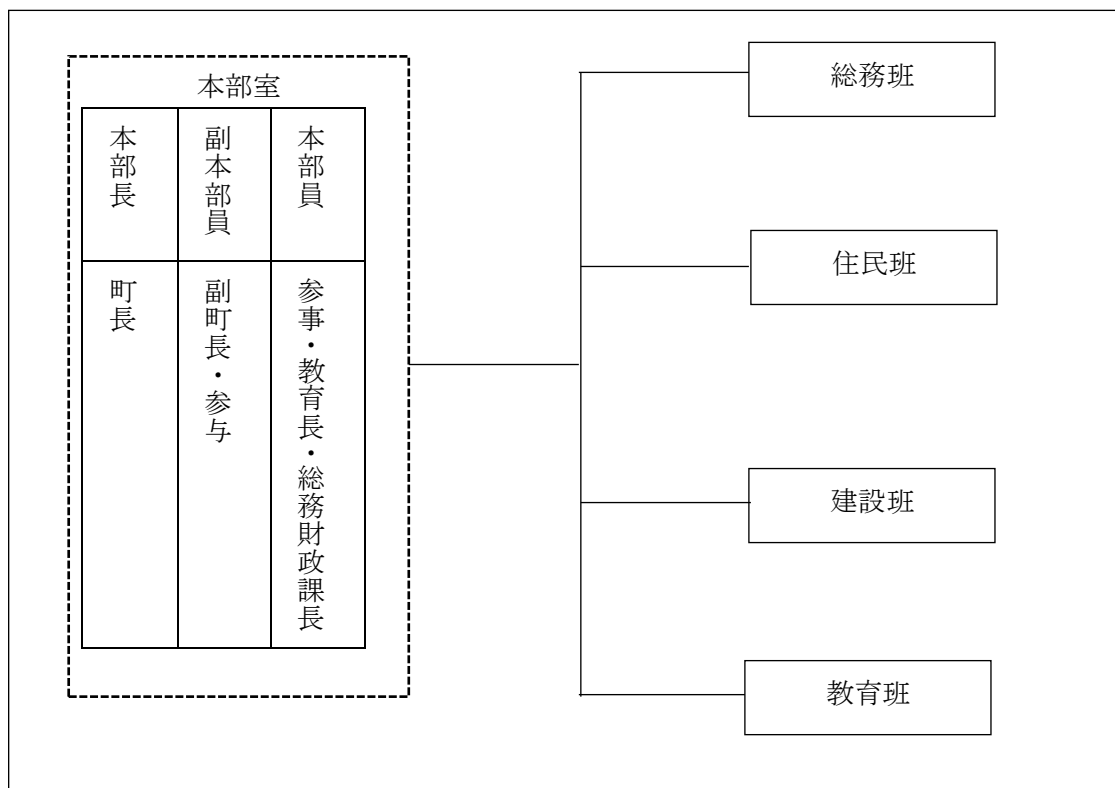


図 災害対策（警戒）本部組織図

<災害対策（警戒）本部事務分掌>

班名	事 務 分 掌
本部室 町長 副町長 参与 参事 教育長	1. 本部の非常配備体制に関する事。 2. 災害救助法の適用に関する事。 3. 国、他府県及び市町村の応援に関する事。 4. 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。 5. 班長等に対する事務の委任に関する事。 6. その他重要な災害対策に関する事。
総務班	1. 本部室会議の事務に関する事。 2. 防災会議に関する事。 3. 命令及び決定事項の伝達に関する事。 4. 自衛隊その他防災関係機関に対する連絡及び要請に関する事。 5. 自主防災組織との連絡、防災体制及び活動の調整。 6. 消防団活動の調整及び指示に関する事。 7. 危険物の防災対策に関する事。 8. 水防資機材の点検、整備、確保に関する事。 9. 消防活動及び水防活動に関する事。 10. 予報、警報の連絡に関する事。 11. 水防に関する事。 12. 被害状況の収集及び報告に関する事。 13. 府災害対策支部（山城南広域振興局）及び関係機関との連絡に関する事。 14. 住民被害の調査に関する事。 15. 公共施設災害の概要調査に関する事。 16. 災害広報に関する事。 17. 義援金（見舞金）の受付、配分に関する事。 18. り災証明に関する事。
住民班	1. 災害救助法の適用に関する事。 2. 救助に必要な調査、連絡に関する事。 3. 救助物資の確保、配分に関する事。 4. 福祉施設の被害状況調査、報告、応急措置に関する事。 5. 指定避難所の開設、連絡及び炊き出しに関する事。 6. 義援物資の受け、配分に関する事。 7. 被災者の防疫に関する事。 8. り災者の救済に関する事。 9. 食料等救助に必要な物資の確保に関する事。 10. 医療救護、助産に関する事。 11. 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関する事。 12. ボランティアに関する事。 13. 感染症の予防に関する事。 14. 清掃作業に関する事。 15. 死亡者の処理及び埋火葬に関する事。 16. 山城南保健所との連絡に関する事。

班名	事務分掌
建設班	1. 商工業関係の被害状況調査及び応急処置に関すること。 2. 農林水産関係の被害状況調査及び応急処置に関すること。 3. 河川、公共土木施設、道路、橋梁の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4. 山城南土木事務所との連絡に関すること。 5. 交通対策に関すること。 6. 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 7. 応急仮設住宅の建設に関すること。 8. 水道施設の被害状況等差及び応急措置に関すること。 9. 水質の管理に関すること。 10. 災害時の給水計画及び応急給水に関すること。 11. 宅地応急危険度判定の実施に関すること。
教育班	1. 学校教育施設その他の所管施設の被害状況の調査に関すること 2. 学校施設等の指定避難所開設及び管理運営の協力に関すること。 3. 学校給食調理員の動員に関すること。 4. 学校教育施設の応急復旧に関すること。 5. 児童、生徒の避難に関すること。 6. 被災学校の授業の応急措置に関すること。 7. 学用品の配布に関すること。 8. 児童・生徒等の健康管理に関すること。 9. 文化財の被害状況調査と府教育委員会への報告に関すること。 10. PTAの活用及び連絡調整に関すること。

(2) 閉鎖

本部長は、以下の場合、災害対策本部の閉鎖を決定する。

- ア 町内において災害のおそれが解消し、本部の閉鎖を適当と認めたとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき

(3) 本部長の代理

総括指揮権限者は本部長である町長とするが、不在の場合は次の順位により権限を委譲する。

第1位	第2位	第3位
副町長， 参与	参事	総務財政課長

3 災害対策本部の運用

(1) 本部室会議

本部長は、町の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長、本部員で構成する本部室会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(2) 運用計画

ア 町の災害に対処する組織は、(ア)指揮命令系統を確立すること。(イ)できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。(ウ)責任分担を明確にすること等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。

イ 災害対策本部の設置及び閉鎖は、前項の基準によって行うものとし、一般に公告する。

ウ 災害対策本部の組織及び事務分掌は、前項に示すとおりとし、災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

エ 災害対策本部の運営は、本部室会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針

に基づき、事務分掌の迅速な処理に努める。

オ 災害対策本部の各班は、本部室会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

カ 災害対策本部の各班は、事務分掌の活動細目については、各班活動計画により定めるものとする。

キ 府が災害対策本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。

4 笠置町防災会議の開催

町長は、必要に応じて、笠置町防災会議条例に基づき笠置町防災会議を開催する。

また、笠置町防災会議の委員は、必要があると認めるときに会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。

第2章 動員計画

（各課）

第1節 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員についてその要領等を定める。

第2節 計画の内容

第1 動員計画

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について、その要領を以下のとおり定める。

1 災害警戒本部体制の動員

災害警戒本部体制時の要員の動員は、以下区分表による。

表 笠置町災害警戒本部体制配備区分表

配備区分	配備時期	配備体制	活動内容
1号配備 (5～10人)	・震度4の地震が発生したとき ・町長が必要と認めたとき	総務財政課長 防災担当職員 班体制	・気象に関する情報収集・伝達 ・被害状況の把握 ・町長への報告、配備体制等の指示を仰ぐ
2号配備 (10～20人)	・震度5弱、強の地震が発生したとき ・町長が必要と認めたとき	町長 副町長 参与 参事 防災担当職員 (重要な防災施設等の担当職員) 班体制	上記のほか ・被害状況等の把握－パトロール ・被害状況等に応じて災害対策本部体制への移行準備

2 災害対策本部の動員

災害対策本部体制時の要員の動員は、以下区分表による。

表 笠置町災害対策本部体制配備区分表

配備区分	配備時期	配備体制	配備内容
3号配備 (約30人)	・震度5弱、強の地震が発生し、被害が拡大する恐れがある場合	2号配備要員のほか一般行政職	・災害に対する警戒及び事態の推移によって直ちに召集その他活動ができる体制
4号配備 (全員)	・震度6弱以上の地震が発生したとき	全職員	・町の全機能をあげて防災活動を実施する体制

3 動員要請

(1) 動員の連絡系統

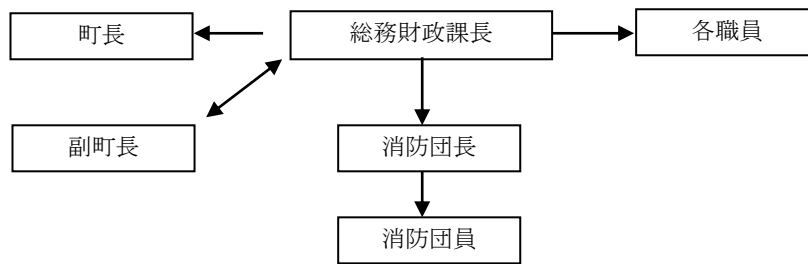


図 連絡系統図

(2) 動員の方法

ア 災害警戒本部体制

(ア) あらかじめ町長に任命された災害警戒本部体制の職員は、勤務時間内の場合は職場で待機し、指示を待つ。勤務時間外又は休日の場合は役場に参集する。

(イ) その他の職員は、勤務時間外の場合は自宅待機し、次の召集に備える。

なお、災害警戒本部体制時において、被害状況の把握により、他の職員の招集が必要になった場合は、上記連絡系統図に基づき、電話による動員連絡網、伝令、その他速やかに伝達できる方法によりその旨を伝える。

イ 災害対策本部体制

(ア) 勤務時間内の場合

庁内放送及び内線・外線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

(イ) 勤務時間外又は休日の場合

総務財政課長は、災害情報（住民からの被害情報等）又は、本庁（日・宿直）より連絡を受けたときは、直ちに町長に報告をするとともに、副町長に連絡する。

町長の判断にもとづいた動員決定後に、担当する職員に対し召集の旨を伝達する。伝達の方法は、上記連絡系統図に基づき、電話による動員連絡網、伝令、その他速やかに伝達できる方法による。

参集を命ぜられた職員は速やかに参集し、登庁途中における被害状況を把握の上、総務企画班へ報告する。

(3) 動員状況の報告

災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各班長は、総務班に各班員の動員状況を報告する。

(4) 消防団に対する伝達及び出動

本部長は、消防団の出動が必要であると判断した場合、消防団長に対し、消防団の出動を指示する。なお、消防団長は、実働部隊たる特質にかんがみ、前記指示によることなく独自の判断に基づき、団員の動員を発令することができるものとする。ただし、発令後直ちに本部長に報告しなければならない。

第2 他機関に対する出動及び応援要請

大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、災対法に基づき府、防災関係機関、他の自治体等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期すものとする。

1 府に対する応援要請

(1) 要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部長会議を召集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫し、本部長会議を召集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

府知事に応援要請する場合は、(2)の要請事項を明らかにし、無線、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する人員、物資等

エ 応援を必要とする区域、期間

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要な事項

2 その他団体及び機関への応援

府に対する応援要請に準じる。また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は原則として文書で府知事に要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第3章 通信情報連絡活動計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第3章通信情報連絡活動計画に準じる。

第4章 災害広報広聴計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第4章災害広報広聴計画に準じる。

第5章 自衛隊災害派遣計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第29章自衛隊災害派遣計画に準じる。

第6章 救出救護計画

（総務財政課）

第1節 計画の方針

地震災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出・保護について定める。

第2節 計画の内容

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第16章救出救護計画に準じるが、地震が大規模であればあるほど行政・消防機関による救出が遅れることが予想されるので、住民、自主防災組織等による初期救出の実施が図れるよう、住民及び自主防災組織等の活動計画は、第2部第20章「自主防災組織整備計画」、同じく第2部第18章「防災知識普及計画」により推進し、建物の耐震化はもとより、「自分らの生命、財産は自分たちで守る」という認識を醸成していく啓発活動の周知徹底を図る。

第7章 労務供給計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第28章労務供給計画に準じる。

第8章 職員派遣要請計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第30章職員派遣要請計画に準じる。

第9章 医療助産計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第14章医療助産計画に準じる。

第10章 消防活動計画

（総務財政課）

町は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、第3部災害応急対策計画（一般計画編）第6章消防活動計画の定めるところによるものとする。

第1節 地震発生時の消防活動の基本方針

地震が発生した場合、火災による人命危険が予想されるので、消防活動の基本方針を次の3点とし、現有消防力を最大限に活用し活動にあたる。

- 1 地震による火災の発生防止
- 2 地震により発生した火災の初期鎮圧と延焼の防止
- 3 地震災害からの人命安全の確保

第2節 消防団の初動体制

震災時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動は、相楽中部消防組合消防本部の地震警備計画によるとともに、消防団においては、地域に密接した組織体制という条件を活かして、以下の初動体制をとる。

1 出火防止の指示及び初期消火の徹底

地震発生と同時に居住地付近に対して出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近住民にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

2 動員及び参集

地震時の動員は団長の事前命令として、被害が予測される時は自動発令とする。団長及び消防団本団役員は災害対策本部へ、部長以下の団員は各詰所へ参集する。

3 情報収集と活用

大規模な地震の場合は、火災及び救出・救助事象が同時に多発することが予測される。これに対応するため、消防団員個々が積極的に災害情報収集を行い、火災発生状況、災害規模等状況に応じて、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るための消防活動を行う。

4 避難路の確保

地震災害の特質から、次により避難路の確保を図るものとし、警察等と協力して、その規制・誘導を行う。

- (1) 自動車による避難は、交通の混乱となるばかりでなく、消火活動や避難の障害となるので、禁止又は制限する。
- (2) 火災発生状況、延焼拡大状況などにより、避難路の安全確保を優先させる必要があるときは、避難路の消火活動を行う。

第11章 災害救助法の適用計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第5章災害救助法の適用計画に準じる。

第12章 輸送計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第20章輸送計画に準じる。

第13章 交通規制に関する計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第21章交通規制に関する計画に準じる。

第14章 避難に関する計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第8章避難に関する計画に準じる。

第15章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第9章観光客保護・帰宅困難者対策計画に準じる。

第16章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第10章食料供給計画、第11章生活必需品等供給計画、第12章給水計画に準じる。

第17章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る 対策計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第34章高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画に準じる。

第18章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第15章保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画に準じる。

第19章 地震被災建築物等応急危険度判定計画

（建設産業課）

第1節 計画の方針

地震等により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を行うことにより、居住者等の人命・身体の安全を確保する。

第2節 計画の内容

第1 判定コーディネーター

地震被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という）は、地震被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という）において、地震被災建築物応急危険度判定に関する事務、災害対策本部との連絡及び調整等に関する業務を行う。

第2 支援要請

町は、大規模な地震が発生した場合、家屋の倒壊等から住民の生命を保護するため、府に地震被災建築物応急危険度判定を実施するため、地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。府に派遣要請する場合には、以下の事項を明示する。

- (1) 派遣日数
- (2) 派遣人数
- (3) 地震被災建築物応急危険度判定を実施するにあたり、必要な資機材等
- (4) 地震被災建築物応急危険度判定士の宿泊場所等

第3 判定実施本部

1 判定実施本部の設置及び閉鎖

町は、地震被災建築物応急危険度判定を行うときは、災害対策本部長が災害対策本部とは別に判定実施本部を設置する。判定実施本部長には、災害対策本部副部長を充てる。

地震被災建築物応急危険度判定が終了した場合、災害対策本部長は、判定実施本部を閉鎖する。

2 判定実施本部の設置場所

判定実施本部の設置場所は、災害対策本部と同じ場所とし、笠置町役場とする。

3 報告

本部長は、判定実施本部を設置又は閉鎖したときは、知事に速やかに報告する。

4 判定実施本部の主な業務

判定実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

- (1) 地震被災建築物の被害状況の把握に関すること
- (2) 判定実施計画の作成に関すること
- (3) 判定活動環境（食料、宿泊等）の整備に関すること
- (4) 判定実施計画及び実施状況の住民への周知に関すること
- (5) その他判定実施本部長が必要と認めること

5 判定実施本部要員

判定実施本部長は、事務を行うのに必要な範囲において、災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地本部員を指名する。なお、判定実施本部には判定コーディネーターを常駐させるものとする。

6 資機材等

判定実施本部は、地震被災建築物応急危険度判定を行うにあたり、次の資機材等を用意する。

- (1) 判定調査表
- (2) 判定ステッカー
- (3) 判定街区マップ
- (4) 事務用品（ガムテープ、バインダー等）
- (5) 携帯電話

7 保険

地震被災建築物応急危険度判定士が、訓練活動及び判定活動において、負傷又は死亡した場合は、府が加入する保険を適用する。事故の連絡を受けた場合、町は、速やかに府に報告する。

第4 被災宅地危険度判定の実施

町は、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じて、京都府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

町は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第20章 鉄道施設応急対策計画

（西日本旅客鉄道株）

第1節 計画の方針

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第24章鉄道施設応急対策計画に準じる。

第2節 地震発生時の列車措置

列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

1 地震計が40ガル以上79ガル以下を示したとき

規制区間内を初列車は15km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。

2 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度4以下の時は、15km/h以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。その後、保守担当区長の報告により以上を認められなかったときは、初列車は30km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。

第21章 通信施設応急対策計画

（西日本電信電話株式会社）

第1節 計画の方針

地震災害の発生時に電気通信施設が被災した場合に、通信回線並びに電波通信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信を確保する対策について定める。

第2節 計画の内容

1 設備及び回線の応急措置

電気通信設備が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社の災害対策規定の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

2 回線の復旧順位

第1順位 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位 ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体

第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの

3 営業所等建物の応急措置

地震災害により営業所等建物が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難であるときには、他の建物等の利用・借入れ等を行い、すみやかに業務の再開を図る。

第22章 電気・水道施設応急対策計画

（総務財政課、建設産業課）

第1節 計画の方針

ライフラインとして社会生活に極めて重要な電気・水道施設が地震災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、電気等による二次災害を防止するための対策について定める。

第2節 電気施設（関西電力株式会社）

1 地震災害により電気施設等が被災し、大幅な電力供給不足等の事態等が発生した場合、電力融通を迅速かつ円滑に行えるような体制を電力会社間で整備する。

また、施設被害状況の把握に努め、電力の円滑な融通を推進するよう地域電力協議会で対処する。

2 設備の運転保守

お客さまサービス及び治安維持上から原則として送電を継続する。また、建物倒壊等により運転することが危険であり、事故を拡大する恐れがあるか、運転不能が予測される場合は運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

さらに、通信については、常に回線の監視・試験を行い、また、移動無線機の活用を図る等の通信確保に努める。

3 被害状況の収集周知

非常災害対策本部において地震被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握して適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況や復旧見込等の周知を行う。

4 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、供給上の復旧効果が大きいものから行う。

5 復旧応援

被害が大きく、京都支店のみの要員では早期復旧が困難な場合は、他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。この場合、応援要員は上記対策本部長の指揮下に入る。

第3節 水道施設

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第26章電気・水道施設応急対策計画に準じる。

第23章 社会福祉施設応急対策計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第32章社会福祉施設応急対策計画に準じる。

第24章 災害警備に関する計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第22章災害警備計画に準じる。

第25章 危険物等応急対策計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第23章危険物等応急対策計画に準じる。

第26章 住宅対策計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第13章住宅対策計画に準じる。

第27章 障害物除去計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第17章障害物除去計画に準じる。

第28章 廃棄物処理計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第18章廃棄物処理計画に準じる。

第29章 水防計画

（総務財政課、建築産業課）

第1節 計画の方針

大地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及びダム又は水門もしくは閘門の操作、水防のための活動について計画するものであり、第3部災害応急対策計画（一般計画編）第7章水防計画によるほか、震災時における活動内容を定める。

第2節 計画の内容

第1 水防組織

大地震発生時の町の水防活動は、町及び消防団の連携により行うものとする。

第2 水防活動

大地震発生時の各防災機関の活動は、次のとおりとする。

1 京都府

近畿地方整備局から通報があった場合又は大地震により知事管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生し若しくは発生する恐れがあると認めた場合には、ただちに関係水防管理団体に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。

2 水防管理団体等

水防管理団体は、大地震発生により水防警報等の通知を受けたとき又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、ただちに水防活動を行う。

なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資機材の備蓄、管内及び隣接市町内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

第30章 環境保全に関する計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第35章環境保全に関する計画に準じる。

第31章 文教応急対策計画

（相楽東部広域連合教育委員会）

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第19章文教応急対策計画に準じるほか、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第1節 事前計画の策定が必要な事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教職員の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行う。

- 1 避難所の運営における教職員の役割
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

第32章 ボランティア受入れ計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第36章ボランティア受入れ計画に準じる。

第33章 義援金品受付配分計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第31章義援金品受付配分計画に準じる。

第34章 文化財等の応急対策

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第37章文化財等の応急対策に準じる。

第35章 社会秩序の維持に関する計画

第3部災害応急対策計画（一般計画編）第39章社会秩序の維持に関する計画に準じる。

第5部 災害復旧・復興計画

第1章 生活確保対策計画

(総務財政課、税住民課、保健福祉課)

第1節 計画の方針

災害により被害を受けた住民がその痛手より速やかに再起更正するよう、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定め、被災者の生活の確保を図る。

第2節 職業あっせん計画

町は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について京都田辺公共職業安定所(木津出張所)と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを行い、雇用の安定を図る。

第3節 租税等の徴収猶予及び減免等に関する計画

町は、災害により被災者の納付すべき地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、地方税(延滞金等含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第4節 融資計画

町は、災害により被害を受けた生活困窮者に対し、以下の生業資金等を貸付・支給することにより生活の安定を図る。

第1 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸与

1 貸付対象者

救助法が適用された災害(自然災害に限る。)により次の被害をうけた世帯の世帯主

- (1) 世帯主が1ヶ月以上の負傷を負った世帯
- (2) 住居又は家財の価額の1/3以上の損害をうけた世帯

2 貸付限度額

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 世帯主の負傷 | 1,500,000円 |
| (2) 世帯主の負傷と家財の損害 | 2,500,000円 |
| (3) 世帯主の負傷と住居の半壊 | 2,700,000円 |
| (4) 世帯主の負傷と住居の全壊 | 3,500,000円 |
| (5) 家財の損害 | 1,500,000円 |
| (6) 住居の半壊 | 1,700,000円 |
| (7) 住居の全壊 | 2,500,000円 |
| (8) 住居の全体の滅失 | 3,500,000円 |

3 貸付条件

- (1) 償還期間 10年(うち据置3年)
- (2) 償還方法 年賦又は半年賦
- (3) 利息 年3%(据置期間中は無利子)
- (4) 連帯保証人 1名以上

(5) 所得制限 法第10条第1項に規定する要件に該当するもの

4 実施主体

町

第2 生活福祉資金の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付を行う。

1 対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯

2 貸付金額

(1) 生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護）

1,500,000円以内

(2) 生活福祉資金（住宅資金）

4,000,000円以内（住宅改修のとき）

3 貸付条件

(1) 償還期間 7年以内（住宅改修のときは14年以内）

(2) 据置期間 3箇月以内（状況に応じて2年以内）

(3) 利子

据置期間 無利子

据置期間経過後 連帯保証人を立てる場合無利子、立てない場合年1.5%

第3 母子・寡婦福祉資金の緊急貸付

被災母子・寡婦家庭については当該世帯の申請によって緊急貸付を行う。

資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払いは本人の申請により猶予される。

第5節 災害弔慰金支給計画

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に定めるところにより、災害弔慰金の支給を行う。

支給対象者、支給額等は以下のとおり。

第1 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により死亡した者の遺族

(1) 町内において全壊5戸（半壊1/2戸、床上浸水1/3戸に換算）以上の被害が生じた災害

(2) 救助法が適用された災害

第2 支給額

(1) 主たる生計維持者の死亡 1人当たり 5,000,000円

(2) その他の者の死亡 1人当たり 2,500,000円

第3 実施主体

町

第4 費用の負担区分

国2/4、府1/4、市町村1/4

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

町は、府と連携して、被災者生活再建支援金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置し、次の内容について周知を図る。

また、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の確認を行い、府（ただし、支給に関する事務は被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託）に申請書類を送付する。

第1 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合対象となる。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- (4) 府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (5) (1)から(3)の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）及び2以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口5万人未満に限る。）に係る自然災害

第2 対象世帯と支給限度額

第1の対象災害により住宅が全壊（全焼、全流出）した世帯又は住宅全壊世帯に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯（住宅が半壊（半焼）し、やむを得ない事由により住宅を解体し、又は、住宅が解体された世帯。住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下、大規模半壊世帯）という。）等で、世帯主の年齢及び世帯に属する者の収入合計額により、下表の区分に該当する世帯及び要援護世帯（重度の身体障害者世帯、母子世帯、生活保護世帯が対象となる。

対象世帯と支給限度額

収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	300万円	225万円
500万円超700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円超800万円以下の世帯	被災地において世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円

第3 支給の対象となる経費と支給限度額

1 全壊世帯（大規模半壊世帯以外の被災世帯）

（生活関連費）

- (1) 被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
- (2) 被災世帯居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- (3) 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合に必要となる医療費
- (4) 住居の移転に通常必要な移転費（引越費用）
- (5) 住居の移転のための交通費
- (6) 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の評価

（居住関連経費）

- (7) 住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃（公営住宅を除く）
- (8) 住宅の再建設のために必要な従前住宅の解体、撤去及び整理費
- (9) 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
- (10) 住宅の建設又は購入までの間一時的に居住する仮設住宅その他の施設等の利用料
- (11) 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
- (12) 住宅の購入又は賃貸の代理又は媒介に係る報酬
- (13) 住宅に係る表示登記、所有権保存登記、所有権移転登記又は抵当権設定登記に係る報酬
- (14) 水道の給水申込に際し水道事業者を支払う料金

2 大規模半壊世帯

（居住関連経費）

- (1) 住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃
- (2) 住宅の補修のために必要な当該住宅の一部の除去、撤去及び整理費
- (3) 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
- (4) 住宅の補修、建設又は購入までの間一時的に居住する仮設住宅その他の施設等の利用料
- (5) 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
- (6) 住宅の購入又は賃貸の代理又は媒介に係る報酬
- (7) 住宅に係る表示登記、所有権保存登記、所有権移転登記又は抵当権設定登記に係る報酬
- (8) 水道の給水申込に際し水道事業者を支払う料金

＜生活関係経費及び居住関係経費の支給限度額＞

	生活関係経費	居住関係経費		合計
	通常分		うち家賃等	
複数世帯	100万円 (50万円)	200万円 (100万円)	50万円 (25万円)	300万円 (150万円)
単身世帯	75万円 (37.5万円)	150万円 (75万円)	37.5万円 (18.75万円)	225万円 (112.5万円)

第4 実施主体及び申請書類の提出窓口等

1 実施主体

府（ただし、支給に関する事務は被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託）

2 申請書類の提出窓口

町

3 支援金の費用負担

被災者生活再建支援基金運用益1/2、国1/2

第7節 金融措置計画

町は、現地における災害の状況、資金の需給状況、近畿財務局京都財務事務所の措置内容、日本銀行京都支店の措置内容等を的確に把握し、関係機関と連絡協調の上、実情に応じて適切な金融上の措置を講ずる。

第8節 郵政事業計画

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

町は、災害時におけるその他の減免措置等として、その周知に努める。

第1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。

第2 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第3 被災者に対する郵便はがき等の無償交付除葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、災害の規模に応じて、日本郵政公社総裁が必要と認める場合は、被災世帯に対し、通常はがき5枚、郵便書簡1枚の範囲内において無償交付する（郵便法第19条の2）。なお、交付期間及び交付事務を取扱う郵便局、その他必要な事項は公示する。

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

第4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第9節 り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

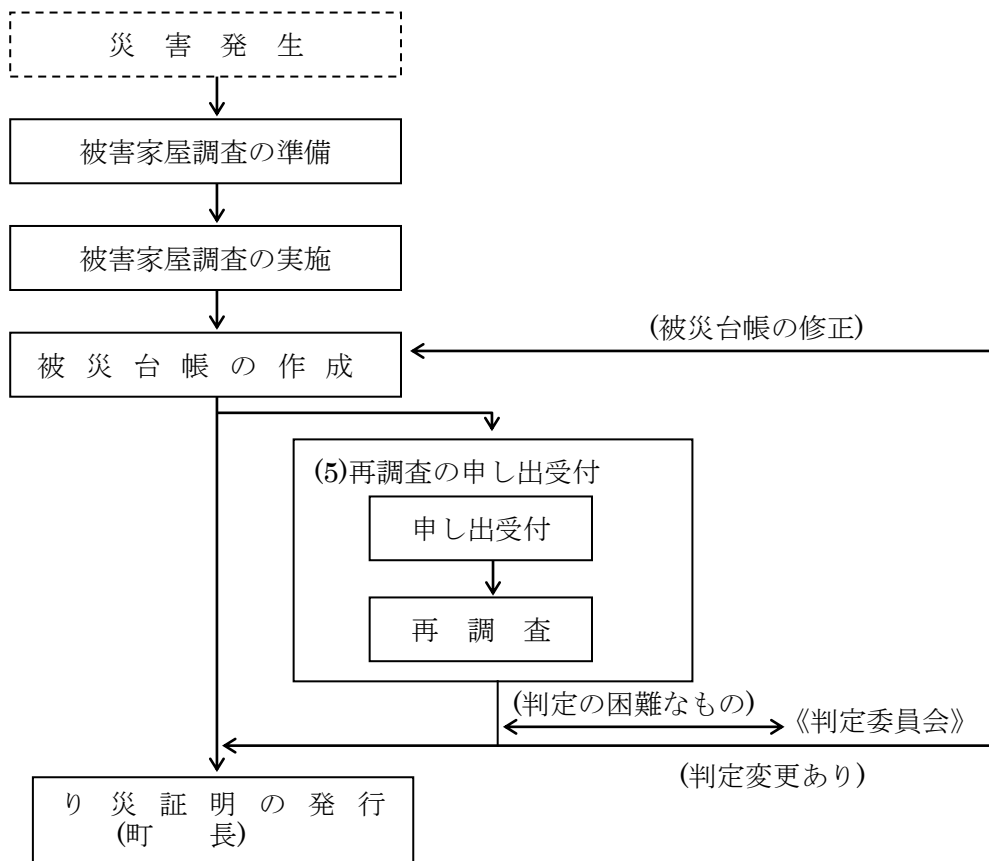
さらに、府と協力し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第1 リ災証明の対象

町は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋のうち、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水した家屋について、り災証明書（資料編参照）を発行する。なお、家屋以外のものが被災した場合において証明の発行が必要な場合についても対応を行う。

また、火災等による家屋の損害（全焼、半焼、水損）については、消防本部がり災証明を行う。

■り災証明発行の流れ



第2 被害家屋調査

1 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、総務班は、次の準備作業を実施する。

- (1) 建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、町職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

- (2) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- (3) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに、車両、宿泊場所等の手配を行う。

2 被害家屋調査の実施

- (1) 調査機関

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1ヶ月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

(2) 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。

なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査により実施する。

第3 り災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を発行する。

第4 り災証明書の発行

町は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を原則として1世帯当たり1枚発行する。なお、火災等に関するり災証明の発行等手続きは、消防本部の定めるところによる。

第5 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、止むを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

総務班は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町長が判定する。

第6 り災証明に関する広報

総務班は、り災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、町広報紙等により被災者への周知を図る。

第10節 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町は府へ要請して、被災者に関する情報を提供する。

第2章 公共土木施設復旧計画

(建設産業課)

第1節 計画の方針

この計画は、災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について定める。なお、災害復旧事業の施行については、当該災害の発生年において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定める。

第2節 計画の内容

第1 査定の早期実施

町は、災害が発生した場合には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」、その他に規定する緊急査定が速やかに実施されるように必要な措置を講じて、早期にその災害復旧事業費の援助、助成を受けられよう努める。

第2 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、町は、再度の被害発生を防止する必要上、改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立する。

なお、災害復旧事業計画の作成にあたっては、総合計画におけるまちづくりの方向や被災状況を勘案するとともに、災害に強いまちづくりの実現に留意する。

災害復旧事業計画の種類は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 単独災害復旧事業計画
- (2) 都市災害復旧事業計画
- (3) 農業・農業土木施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設災害復旧事業計画
- (5) 公営住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他災害復旧事業計画

第3 再度災害の防止

町は、地形や地盤の変動等被災後の状況の変化、被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、又は原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、国又は府と協議して、災害関連事業等を積極的に導入する。

また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講ずる。

第3章 農林水産業施設復旧計画

(建設産業課)

第1節 計画の方針

町は、府と協力して、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、農業災害に対する各種融資制度を活用しながら農林業の経営の回復、安定を図る。

第2節 計画の内容

第1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

1 補助の対象となる施設

1 箇所の事業費が40万円以上の次の施設

- (1) 農地
- (2) 農業用施設 公共的かんがい排水施設、農業用道路等
- (3) 林業用施設 公共的な次の施設
 - ア 林地荒廃防止施設（地方公共団体の維持管理に属するものを除く。）
 - イ 林道
- (4) 共同利用施設

農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会の所有する共同利用施設

2 補助率

(1) 一般災害

区分		普通補助率	高率補助率	
			1次	2次
農地 農業用 施設	農地	50%	80%	90%
	農業用施設	65%	90%	100%
	関連事業	50%	—	—
林業用 施設	荒廃防止施設		65%	—
	林道	奥地幹線林道	65%	90%
		その他林道	50%	75%
共同利用施設		20%	—	—

高率補助率は次の要領により適用される。

ア 農地農業用施設

1戸当たりの事業費が8万円を超え、15万円以下の部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

イ 林道

1m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

(2) 連年災害

ア 農地農業用施設

その年を含む過去3ヵ年の合計事業費が1戸当たり10万円以上で、かつその年の事業費が1戸当たり4万円以上となる場合は、前項アの高率補助率を適用する。

イ 林道

3ヵ年の合計事業費が1m当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が1m当たり500円以上となる場合は、普通補助率の外に高率補助率を適用する。

第2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

1 農地農業用施設

第1の補助率の適用後の1戸当たりの事業費負担額が2万円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

1戸当たりの負担額	嵩上補助率
10,000円を超え20,000円以下の部分	70%
20,000円を超え60,000円以下の部分	80%
60,000円を超える部分	90%

2 林道

第1の補助率の適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

1m当たりの負担額	嵩上補助率
110円を超え200円以下の部分	70%
200円を超え500円以下の部分	80%
500円を超える部分	90%

3 共同利用施設

次の補助率が適用される。

区分	1箇所当たりの工事費	補助率	
		10万円までの部分	10万円を超えた部分
激甚地域内	3万円以上	40%	90%
激甚地域外	10万円以上	30%	50%

第3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

1 補助の対象となる施設

本町では、1箇所の事業費が60万円以上となる次の施設が該当する。

- (1) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設（立木を除く）
- (2) 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

2 国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条の規定による。

第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

(建設産業課)

第1節 計画の方針

災害復旧事業費の決定は、町から山城広域振興局（山城南土木事務所）を経由した府知事への報告
その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内にお
いて国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため特別
の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

ここでは、町に対して行われる財政措置並びに農林漁業者及び団体に対する資金融資等について定
める。

第2節 計画の内容

町が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府に対し、次に掲げる災害復旧事業債及び地方交付
税を中心とする財政措置を要請する。

第1 財政措置

1 災害復旧事業債

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 単独災害復旧事業債
- (3) 公営企業等災害復旧事業債
- (4) 火災復旧事業債
- (5) 災害による特別措置債
 - ア 歳入欠かん等債
 - イ 公共土木等小災害債
 - ウ 農地等小災害債

2 一時借入金

一時に多額の資金を必要とする場合、近畿財務局、日本郵便株式会社（京都中央郵便局）及び各
種金融機関より、一時借入金の借り入れを行う。

第2 農林業関係融資

町は被災農業者に対して、その経営の安定化を図るため、府と協力して、次の農業災害に対する各
種融資制度の活用等の措置を講じる。

1 天災融資法に基づく融資

(1) 経営資金

ア 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた専業又は第1種兼業等の農林漁業者及び農林漁業者の組織す
る団体

イ 貸付制度

- | | |
|---------------------|---------|
| (ア) 個人 | 200万円 |
| (イ) 個人
(激甚災害の場合) | 250万円 |
| (イ) 法人（政令で指定されたもの） | 2,000万円 |
| (ウ) 漁具の購入資金 | 5,000万円 |

- (エ) 果樹栽培者、家畜等飼養者（政令で指定された場合に限る） 500万円
 （激甚災害の場合） 600万円
- ウ 償還期限
 6年以内（激甚災害の場合7年以内）
- エ 貸付利率
- (ア) 特別被害地域の特別被害農林漁業者 年3%以内
 (イ) 3割被害農林漁業者 年5.5%以内
 (ウ) その他一般被害農林漁業者 年6.5%以内

(2) 事業資金

ア 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合及びその連合会

イ 貸付限度額

	一般の場合	激甚災害の場合
組合	2,500万円	5,000万円
連合会	5,000万円	7,500万円

ウ 償還期限

3年以内

エ 貸付利率

年6.5%以内

(3) 事務手続

ア 町長は天災発生後速やかに被害を受けた農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ知事に申請するとともに、特別被害地域に該当すると認められるときはその資料を提出する。

イ 知事は、国と協議し、国から融資限度額の割り当てを受け、特別被害地域指定の承認をうけたときは、速やかに当該地域を告示し、町長に融資枠を通知する。

ウ 町長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等貸付に必要な措置をとる。

エ なお、事業資金の貸付の対象となる組合、連合会の被害認定については山城広域振興局長が行う。

2 株式会社日本政策金融公庫の融資

借入に当たっては、希望者は借入申込書、経営安定計画書その他添付書類（町発行のり災証明書等）を、公庫京都支店または農協等（府信農連等が受託金融機関）に提出する。

3 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給

貸付対象者	知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体
貸付限度額	個人1,800万円～共同利用施設15億円（農業近代化資金と同じ）
償還期限	個人7～18年、共同利用施設7～20年（農業近代化資金と同じ）
対象事業	農業近代化資金の内、農業近代化資金助成法施行令第2条の表第1号から第4号に掲げる資金（災害の都度、知事が定める。）
貸付利率	借入当初5年間無利子（以後は農業近代化資金と同じ）
補助金交付先	市町村（市町村が金融機関に利子補給）
利子補給期間	5年間（以後の貸付利率は、近代化資金と同じ）
負担割合	府 50%、市町村 50%

＜事業手続＞

- (1) 知事は、当該天災による被害が著しく、農家経済に及ぼす影響が大であると認めた場合、資金の対象となる天災である旨の指定を行う。
- (2) 指定を受けた天災によって損失を受けた農業者等は、融資機関に借入申込書を提出し、融資機関は利子補給承認申請書を市町村に提出する。
- (3) 町は、融資に係る意見書を添付して知事に提出する。

4 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助

- (1) 災害に伴う農業関係の被害が甚大であり農家の経済的・心理的打撃を解消するために、被害農家に対して農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に京都府農業共済組合連合会及び農業共済組合等に対し保険金又は共済金の仮渡しを行わせることとし、これに要する資金の借り入れに対する利子を府において補助する。
- (2) 災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第5章 住宅復興計画

(建設産業課)

第1節 計画の方針

町は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付のあっせん等を行う。

第2節 町の計画

第1 一般民間住宅

災害時において一般民間住宅については住宅金融公庫法に基づいて次のとおり融資、貸付け制度があり、町は府と協力して、これによる認定又は算定を行う。

また、状況に応じて、住宅金融公庫大阪支店の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債権者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

1 災害復興住宅資金貸付

救助法による救助の対象となる災害等の場合に適用され、金利等を優遇した建設資金、購入資金(府の認定が必要)又は補修資金(町が発行するり災証明が必要)に関する貸付がある。

2 マイホーム新築資金貸付(特別貸付)

災害復興住宅資金貸付の対象とならない比較的小規模な災害によって住宅に被害を受けた者に対して、マイホーム新築資金貸付の枠内より優先的に建設資金の貸付がある。

3 リフォームローン

被害を受けた住宅の復興を図るため、住宅の改良・補修に要する資金の貸付がある。

4 産業労働者住宅建設資金融通の特例

産業労働者住宅建設資金融通法に基づき住宅金融公庫が実施する産業労働者住宅建設資金の貸付について、激甚災害によって滅失した社宅等の居住者用の住宅資金貸付に対し償還期間の延長等の措置が可能となる特例がある。

5 地すべり等関連住宅資金貸付

地すべり及び急傾斜地の崩壊による被害を被るおそれのある家屋等の移転・建設等に必要な資金の貸付がある。

6 その他

平常においても申し込みの期間を定めて、一般個人住宅新築、住宅改良(増築、修繕、模様替)、分譲住宅、賃貸住宅、産業労働者住宅、特別個人住宅、中高層耐火建物の貸付の制度がある。

第2 災害公営住宅の整備

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

1 対象

公営住宅法第8条の規定により

- (1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数 500 戸以上又は一市町村の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の 1 割以上であるとき。
- (2) 火災により住宅が滅失した場合、被災全地域で 200 戸以上又は 1 市町村の区域内の住宅戸数の

1割以上であるときの災害の場合に対象となる。

2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

3 補助率

建設・買取費の2/3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

4 整備の手順

(1) 住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）

(2) 住宅災害現況の現地調査

(3) 災害公営住宅整備計画書の提出

(4) 住宅滅失戸数の査定

5 激甚法適用の場合

（災対法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

(1) 対象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内

(3) 補助率

建設・買取費の3/4（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

(4) 整備の手順

公営住宅法の場合と同じ。

第6章 中小企業復興計画

(企画観光課)

第1節 計画の方針

町は、被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第2節 計画の内容

町は、被災した中小企業者に対して、その経営の安定化を図るため、その状況に応じてその都度判断し、府と協力して次の措置を講じる。

- (1) 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう依頼する。
- (2) 特に必要な場合にあつては、保証料、利子補給等を行い、制度融資の促進を図る。
- (3) 府産業支援センター（府中小企業技術センター、（公財）京都産業21）、府織物・機械金属復興センター、各広域振興局に設けられる府の災害復旧に係る緊急相談窓口等の利用をあっせんして、金融相談等に応じる体制をつくり、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第7章 風評被害対策

(総務財政課)

町は、府、国及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第8章 文教復旧計画

(相楽東部広域連合教育委員会)

第1節 計画の方針

町は、災害により被害を受けた学校の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第2節 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。

復旧事業計画の策定にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を考慮する。

第3節 教育活動の再開

(1) 被災地域の学校等においては、被災後できるだけ早期に教育活動を再開できるように努める。
また、学校等が指定避難所となった場合においては、府教育委員会と密接な連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

(2) 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、府教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。学校施設等が使用できない場合は、近隣の学校施設等を利用することも考慮する。

(3) 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

ア 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。

イ 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。

ウ 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること

エ 被災教職員に対する救済措置に関すること。

(4) 被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒や教職員等の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるように努める。また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第9章 文化財等の復旧計画

(相楽東部広域連合教育委員会)

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第10章 激甚災害の指定に関する計画

(各課)

第1節 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2節 計画の内容

災対法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第11章 災害復興対策計画

第1節 計画の方針

大規模な災害からの被災地の復興については、住民の意向を尊重し、町及び府が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

- (1) 地域の復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定めるものとする。
- (2) 復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、町・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。また、関西広域連合との調整を図るものとする。
- (3) 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、府、関西広域連合、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2節 復興方針の策定等

第1 復興方針の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて国により緊急災害対策本部が設置された場合、町は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、復興基本方針に即して「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第9条に基づく復興方針を定め、遅滞なく公表するとともに、府に報告する。

また、復興方針の策定後も、復興計画を始めとする府の取組等を踏まえて、適時変更等を検討するものとする。

第2 復興方針の内容

基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 大規模災害からの復興の目標に関する事項
- (2) 大規模災害からの復興のために府が実施すべき施策に関する方針
- (3) 人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) その他大規模災害からの復興に関し必要な事項

第3 復興計画の作成等

町は「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。町は希望に応じて、府と共同して定めるものとする。また、府に要請し、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

第4 復興に向けた体制整備等

町は、復興方針の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。

第6部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 計画の方針

1 南海トラフ地震について

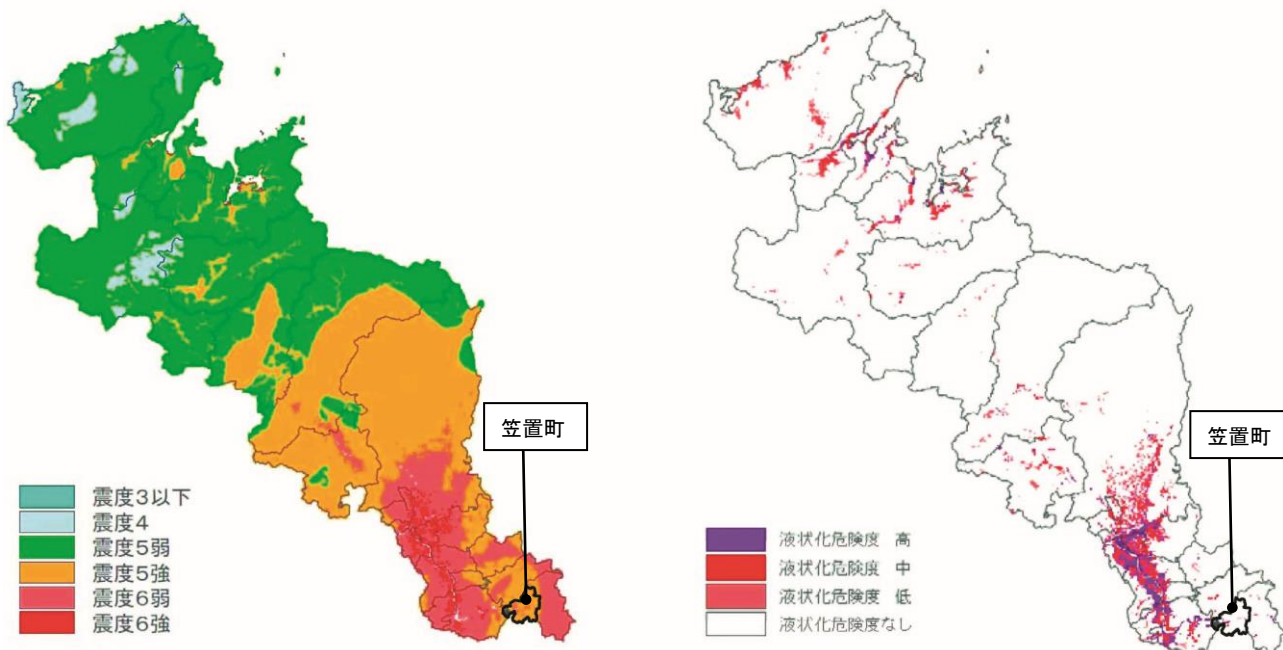
(1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約150年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半(2035±10年とも言われている)にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

(2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

【モデル検討会による震度想定】



(3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

最大 予測震度	人的被害				建物被害		
	死者数	負傷者数	要救助者 数	短期 避難者数	全壊	半壊・ 一部損壊	焼失建物
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)
6弱	—	10	—		10		—

(4) 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

(5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

本町域においては、震度6弱以上の揺れが想定されているため指定を受けたものである。

2 本計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一

体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

3 計画の修正

本計画においては、中央防災会議による被害想定を基に、「地域防災の見直し部会」等の京都府防災会議専門部会で検討の上、防災対策を定めるものとし、今後、府域全体の防災対策を講じる観点から、国、中央防災会議、府、市町村、隣接府県等の被害想定を参考にしながら、継続して検討を行い、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

第2節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1部総則第7章防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱に準じる。

第2章 地域における防災力の向上

(各課)

第1節 計画の方針

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取組を推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取組だけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、住民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、住民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 町のとるべき措置

町は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

- (1) 町長及び幹部に対する研修
- (2) 防災担当組織の整備
- (3) 情報伝達手段の充実
- (4) 消防・救助資機材等の整備
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
- (7) 防災関係機関と府民等との相互連携協力体制の確立
- (8) 地域における防災活動拠点の整備
- (9) 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立
- (10) 安全な避難地、避難施設等の確保
- (11) 企業の防災活動活性化のための方策の検討

第2 住民等のとるべき措置にかかる対策

町は、住民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

- (1) 住民及び防災活動組織の対策
 - ア 住宅等の耐震化の促進
 - イ 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
 - ウ 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
 - エ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握
 - オ 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得

- カ 初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得
 - キ 防災訓練及び防災事業への参加
 - ク 地域内企業やNPO等との連携
- (2) 企業の対策
- ア 施設等の耐震化及び安全対策の推進
 - イ 必要物資の備蓄
 - ウ 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
 - エ 地域コミュニティとの連携
 - オ 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

(各課)

第1節 計画の方針

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより住民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における住民の適正な判断力の養成、住民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、町は、住民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第2節 計画の内容

第1 教育・指導

1 防災関係機関における職員に対する教育

(1) 府は、府職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 防災関係機関は、その職員等に対して、(1)に準じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

2 一般住民に対する防災知識の普及

(1) 町は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取組が広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童生徒等に対する教育

府、市町村及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

(1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
- エ 応急手当の方法
- オ 教職員の業務分担
- カ 児童生徒等の下校（園）時等の安全確保方法
- キ 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
- ク ボランティア精神
- ケ その他

(2) 教育・指導の方法

- ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育
- イ 研修等を通じた教職員への防災教育
- ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

(3) その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第2 広報

町等は、住民等に対し、次により必要な広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する情報
- (2) 地震及び津波に関する一般的情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報
 - ア 社会教育施設における講座等を通じての広報
 - イ P T A、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報
 - ウ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報
- (3) 広報媒体等による広報

- ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- イ パンフレット等による広報
- ウ ホームページ等の情報通信環境による広報
- エ ビデオ、スライド等による広報
- オ 防災行政無線による広報
- カ その他の広報

(4) 移動式地震発生装置(起震車)等疑似体験装置等による広報

(5) 相談窓口の設置

3 広報時における留意事項

- (1) 広報にあたっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。
- (2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。
- (3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第4章 防災訓練

(総務財政課)

南海トラフ地震等府域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を第2部災害予防計画第19章防災訓練・調査計画の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、住民、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

(総務財政課)

第1節 計画の方針

地震発生時における直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、町は、南海トラフ地震法第5条第1項第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

これらの施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
- (3) 災害時要配慮者に配慮する。

また、避難所等について、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。

第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

(総務財政課、建設産業課、企画観光課、相楽東部広域連合教育委員会)

第1節 計画の方針

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第2節 計画の内容

第1 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

1 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅等の耐震化を促進するとともに地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

- (1) 住宅の耐震化に関する意識啓発
- (2) 住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
- (3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
- (4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

2 公共施設等の耐震化の推進

(1) 防災上重要な施設の耐震化

町は、防災上重要な施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。また、町は、この耐震化実施の方針に則り、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

(2) 道路・鉄道・港湾・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

第2 文化財保護対策の実施

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

京都府内には、貴重な国民的財産である文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1 文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。

- (1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止対策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施
- (2) 火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置
- (3) 消火・防災訓練の実施
- (4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

2 府及び町は第2部災害予防計画第11章文化財災害予防計画に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

第3 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、府、町は、南海トラフ地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について国や研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第4 東南海地震、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

東南海・南海地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、府、町は、東南海・南海地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について国や研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第5 帰宅困難者対策の推進

町は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第7章 関係者との連携協力の確保

(総務財政課)

第1節 広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、府及び国と連携した対策が必要不可欠である。このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、府内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

- (1) 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄
- (2) 他市町村との連携
- (3) 広域災害に対応する輸送体制の整備
- (4) 防災活動拠点の整備とネットワーク化

第2節 防災体制に関する事項

第1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

町長は、東南海・南海地震と判定されうる規模の南海トラフ地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

第1位	第2位	第3位
副町長、参与	参事	総務財政課長

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、第4部災害応急対策計画（震災対策編）第1章災害対策本部等運用計画に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別途定める。

第2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、町は、第4部災害応急対策計画（震災対策編）の定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講ずる。

1 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、第4部災害応急対策計画（震災対策編）第3章通信情報連絡活動計画に定めるところによる。通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、電波法第52条の規定による非常通信経路を用いる。

2 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

町は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、町が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

3 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得るときは、応援協定に従い、応援を要請する。

笠置町地域防災計画

(平成 26 年度修正)

発行 笠置町防災会議
事務局 笠置町総務財政課

京都府相楽郡笠置町笠置西通 90-1

電話 (0743)95-2301

F A X (0743)95-2961